

第八十四回国会 衆議院 社会労働委員会 議録 第五号

昭和五十三年三月二日(木曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

医療保険制度に関する小委員

相沢 英之君 井上 裕君  
大坪健一郎君 齊藤滋与史君  
住 榮作君 津島 雄二君  
戸沢 政方君 羽生田 進君  
橋本龍太郎君 湯川 宏君  
大原 亨君 金子 みつ君  
川本 敏美君 村山 富市君  
古寺 宏君 平石磨作太郎君  
和田 耕作君 浦井 洋君  
工藤 晃君 齊藤滋与史君

医療保険制度に関する小委員長

齊藤滋与史君

昭和五十三年三月十七日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 越智 伊平君

理事 竹内 黎一君

理事 村山 富市君

理事 和田 耕作君

井上 裕君

大坪健一郎君

瓦 力君

津島 雄二君

友納 武人君

橋本龍太郎君

安島 友義君

大原 亨君

川本 敏美君

齊藤 正男君

草川 昭三君

理事 住 榮作君

理事 羽生田 進君

理事 森井 忠良君

石橋 一弥君

川田 正則君

齊藤滋与史君

戸沢 政方君

葉梨 信行君

山口シヅエ君

枝村 要作君

金子 みつ君

栗林 三郎君

矢山 有作君

古寺 宏君

委員の異動

三月三日

大原 亨君

金子 みつ君

田中美智子君

工藤 晃君

同日

石橋 政嗣君

小林 進君

不破 哲三君

大原 一三君

同日

補欠選任

大原 亨君

金子 みつ君

田中美智子君

工藤 晃君

出席政府委員

厚生 大臣 小沢 辰男君

出席閣僚大臣官房管理室長

藤井 良二君

厚生政務次官

戸井田三郎君

厚生大臣官房長

山下 眞臣君

厚生省年金局長

木暮 保成君

厚生省援護局長

河野 義男君

委員外の出席者

總理府恩給局長

小澤 鐵雄君

總理府恩給局次長

手塚 康夫君

給問題審議室長

宮崎 直見君

法務省民事局第五課長

河村 次郎君

社会労働委員会調査室長

補欠選任

石橋 政嗣君

小林 進君

不破 哲三君

大原 一三君

同日

補欠選任

大原 亨君

金子 みつ君

田中美智子君

工藤 晃君

同日

補欠選任

同日

大原 亨君

同日

横路 孝弘君

同日

横路 孝弘君

同日

大原 亨君

同日

補欠選任

大原 亨君

同日

補欠選任

大原 亨君

同日

補欠選任

大原 亨君

同日

補欠選任

大原 亨君

同日

補欠選任

大原 亨君

同日

同日

大原 亨君

同日

横路 孝弘君

同日

横路 孝弘君

同日

大原 亨君

同日

補欠選任

大原 亨君

同日

補欠選任

大原 亨君

同日

補欠選任

大原 亨君

同日

補欠選任

大原 亨君

同日

補欠選任

大原 亨君

同日

消費生活協同組合の育成強化等に関する請願

(鳥居一雄君紹介)(第一六三九号)

同(田邊誠君紹介)(第一六五五号)

同(田畑政一郎君紹介)(第一六五六号)

同(小川省吾君紹介)(第一六九〇号)

同(古寺宏君紹介)(第一六九一〇号)

同(安宅常彦君紹介)(第一七三二二号)

失業対策事業就労者に通勤交通費支給に関する請願(鳥居一雄君紹介)(第一六四〇号)

同(野村光雄君紹介)(第一六四一〇号)

同(池田克也君紹介)(第一六五〇号)

同(池田克也君紹介)(第一六八九号)

同(玉城栄一君紹介)(第一七八七号)

准看護婦制度廃止に関する請願(大柴滋夫君紹介)(第一六五二二号)

同(二件)榎崎弥之助君紹介(第一六五三三号)

同(奥野誠亮君紹介)(第一七五〇号)

同(外六十六件)竹下登君紹介(第一七八六号)

療術の単独立法化阻止に関する請願(佐野嘉吉君紹介)(第一六五四号)

同(加藤紘一君紹介)(第一七五一号)

同(吉田之久君紹介)(第一七八九号)

保育事業振興に関する請願(丹羽久章君紹介)(第一六五七号)

同(谷口是巨君紹介)(第一六九四号)

社会保険、社会福祉の拡充等に関する請願(和田耕作君紹介)(第一六五八号)

同(外一件)浅井美幸君紹介(第一六七五号)

同(池田克也君紹介)(第一六七六号)

同(貝沼次郎君紹介)(第一六七八号)

同(外一件)草川昭三君紹介(第一六七九号)

同(草野威君紹介)(第一六八〇号)

同(坂口力君紹介)(第一六八一〇号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第一六八二二号)

同(田中美智子君紹介)(第一七四三三号)

同(浦井洋君紹介)(第一七四二二号)

請願(瀬野榮次郎君紹介)(第一六三八八号)

同(浦井洋君紹介)(第一七四二二号)

同(田中美智子君紹介)(第一七四三三号)

同(浦井洋君紹介)(第一七四二二号)

同(田中美智子君紹介)(第一七四三三号)

同(浦井洋君紹介)(第一七四二二号)

同(田中美智子君紹介)(第一七四三三号)

同(浦井洋君紹介)(第一七四二二号)

同(田中美智子君紹介)(第一七四三三号)

同(浦井洋君紹介)(第一七四二二号)

同(田中美智子君紹介)(第一七四三三号)

同(浦井洋君紹介)(第一七四二二号)

同(田中美智子君紹介)(第一七四三三号)

同(浦井洋君紹介)(第一七四二二号)

同(田中美智子君紹介)(第一七四三三号)

同(浦井洋君紹介)(第一七四二二号)

同(田中美智子君紹介)(第一七四三三号)

同(田中昭二君紹介)(第二六八三三)  
同(竹入義勝君紹介)(第六八四四号)  
同(谷口是巨君紹介)(第一六八五五号)  
同(林孝矩君紹介)(第一六八六六号)  
同外一件(平石磨作太郎君紹介)(第一六八七七号)  
同外二件(吉浦忠治君紹介)(第一六八八八号)  
同(鈴切康雄君紹介)(第一七八一一号)  
同(中井治君紹介)(第一七八二二号)  
同外一件(野村光雄君紹介)(第一七八三三三号)  
同(春田重昭君紹介)(第一七八四四号)  
同外一件(広沢直樹君紹介)(第一七八五五号)  
老齢福祉年金の年齢段階別支給に関する諸願  
(越智伊平君紹介)(第一六九二二号)  
児童福祉法に基づく児童保育の制度化に関する  
諸願(中西績介君紹介)(第一六九五五号)  
老人医療費の有料化反対及び現行制度の改善に  
関する諸願外一件(吉浦忠治君紹介)(第一六九  
六号)  
老人医療費の有料化中止等に関する諸願(浦井  
洋君紹介)(第一七四四四号)  
医療保険制度の拡充等に関する諸願(浦井洋君  
紹介)(第一七四五五号)  
同(瀬崎博義君紹介)(第一七四六六号)  
同(藤原ひろ子君紹介)(第一七四七七号)  
同(松本善明君紹介)(第一七四八八号)  
戦時災害援護法制定に関する諸願外一件(岡田  
哲児君紹介)(第一七四九九号)  
同外一件(河上民雄君紹介)(第一七七九号)  
腎臓病患者の医療改善等に関する諸願(齋藤邦  
吉君紹介)(第一七五三三号)  
雇用保険法改善に関する諸願(安田純治君紹介)  
(第一七五四四号)  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額  
等に関する諸願(加藤万吉君紹介)(第一七七八  
号)  
生活協同組合の育成強化に関する諸願(玉置一  
徳君紹介)(第一七八八八号)  
同月九日  
社会保障、社会福祉の拡充等に関する諸願(飯

田忠雄君紹介)(第一八二二三号)  
同外二件(池田克也君紹介)(第一八二三三三号)  
同外一件(石田幸四郎君紹介)(第一八二四四号)  
同(瀬野栄次郎君紹介)(第一八二五五号)  
同(伏屋修治君紹介)(第一八二六六号)  
同外一件(山田太郎君紹介)(第一八二七七号)  
同(渡部一郎君紹介)(第一八二八八号)  
同外一件(新井彬之君紹介)(第一八五八八号)  
同外一件(松本忠助君紹介)(第一八五九九号)  
同(矢野純也君紹介)(第一八六〇〇号)  
同外一件(池田克也君紹介)(第一八七二二号)  
同(宮井泰良君紹介)(第一八七三三三号)  
同(大久保直彦君紹介)(第一八七三三三号)  
同外一件(大橋敏雄君紹介)(第一八七三三三号)  
同(斎藤実君紹介)(第一八九三九号)  
失業対策事業就労者に通勤交通費支給に関する  
諸願外一件(池田克也君紹介)(第一八二九号)  
保育事業振興に関する諸願(大原一三君紹介)  
(第一八三〇号)  
同(河上民雄君紹介)(第一八三一一号)  
同(谷川寛三君紹介)(第一八七六六号)  
同(平石磨作太郎君紹介)(第一八七七七号)  
福祉年金引き上げ及び社会保障拡充等に関する  
諸願(後藤茂君紹介)(第一八三三三三号)  
同(瀬野栄次郎君紹介)(第一八三三三三号)  
消費生活協同組合の育成強化等に関する諸願  
(斎藤正男君紹介)(第一八六一号)  
国民年金改善に関する諸願(松本忠助君紹介)  
(第一八六二二号)  
同(曾根益君紹介)(第一九四一一号)  
療術の単独立法化阻止に関する諸願(稻村佐近  
四郎君紹介)(第一八七四四号)  
同(奥野誠亮君紹介)(第一八七五五号)  
同(山崎拓君紹介)(第一九四八八号)  
奄美大島旧医師会補の身分喪失に伴う補償措置  
に関する諸願(玉城栄一君紹介)(第一八七八八号)  
同(林孝矩君紹介)(第一八七九九号)  
同(平石磨作太郎君紹介)(第一九四五五号)  
同(宮井泰良君紹介)(第一九四六六号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一九四七七号)  
腎臓病患者の医療改善等に関する諸願外二件  
(大橋敏雄君紹介)(第一九四〇〇号)  
国民健康保険制度等に関する諸願(中野四郎君  
紹介)(第一九四二二二号)  
視覚障害者の雇用促進に関する諸願(西岡武夫  
君紹介)(第一九四三三三号)  
同(村上茂利君紹介)(第一九四四四号)  
同月十四日  
社会保障、社会福祉の拡充等に関する諸願(安  
藤巖君紹介)(第一九七八八号)  
同(荒木宏君紹介)(第一九七九九号)  
同(浦井洋君紹介)(第一九八〇〇号)  
同(工藤晃君共)紹介)(第一九八一号)  
同(小林政子君紹介)(第一九八二二二号)  
同(柴田睦夫君紹介)(第一九八三三三号)  
同(瀬崎博義君紹介)(第一九八四四四号)  
同(瀬長亀次郎君紹介)(第一九八五五五号)  
同(田中美智子君紹介)(第一九八六六六号)  
同外一件(武田一夫君紹介)(第一九八七七号)  
同(津川武一君紹介)(第一九八八八八号)  
同(寺前巖君紹介)(第一九八九九号)  
同(東中光雄君紹介)(第一九九〇〇号)  
同(不破哲三君紹介)(第一九九一一一)  
同(伏木和雄君紹介)(第一九九二二二)  
同(藤原ひろ子君紹介)(第一九九三三三)  
同(正森成二君紹介)(第一九九四四四)  
同(三谷秀治君紹介)(第一九九五五五)  
同(安田純治君紹介)(第一九九六六六)  
同(山原健二郎君紹介)(第一九九七七七)  
同外二件(沖本泰幸君紹介)(第二〇〇六五五)  
同外一件(池田克也君紹介)(第二〇〇三三三)  
同(和田一郎君紹介)(第二〇〇三三三)  
視覚障害者の雇用促進に関する諸願(安藤巖君  
紹介)(第一九九八八号)  
同(阿部文男君紹介)(第一九九九九号)  
同(愛野興一郎君紹介)(第二〇〇〇〇号)  
同(荒木宏君紹介)(第二〇〇〇〇号)  
同(浦井洋君紹介)(第二〇〇二二二)

同(工藤晃君共)紹介)(第二〇〇三三三)  
同(小林政子君紹介)(第二〇〇四四四)  
同(柴田睦夫君紹介)(第二〇〇五五五)  
同(瀬崎博義君紹介)(第二〇〇六六六)  
同(瀬長亀次郎君紹介)(第二〇〇七七七)  
同(田中美智子君紹介)(第二〇〇八八八)  
同(津川武一君紹介)(第二〇〇九九九)  
同(寺前巖君紹介)(第二〇一〇〇号)  
同(中西啓介君紹介)(第二〇一一一)  
同(西村英一君紹介)(第二〇一二二)  
同(野田卯一君紹介)(第二〇一三三)  
同(原健三郎君紹介)(第二〇一四四)  
同(東中光雄君紹介)(第二〇一五五)  
同(不破哲三君紹介)(第二〇一六六)  
同(福田篤泰君紹介)(第二〇一七七)  
同(福田一君紹介)(第二〇一八八)  
同(藤原ひろ子君紹介)(第二〇一九九)  
同(正森成二君紹介)(第二〇二〇〇)  
同(松本善明君紹介)(第二〇二一一)  
同(三谷秀治君紹介)(第二〇二二二)  
同(村上勇君紹介)(第二〇二三三)  
同(安田純治君紹介)(第二〇二四四)  
同(山崎武三郎君紹介)(第二〇二五五)  
同(山原健二郎君紹介)(第二〇二六六)  
同(田口一男君紹介)(第二〇二七七)  
同(足立篤郎君紹介)(第二〇二八八)  
同(青木正久君紹介)(第二〇二九九)  
同(有馬元治君紹介)(第二〇三〇〇)  
同(池田行彦君紹介)(第二〇三一一)  
同(石田博英君紹介)(第二〇三二二)  
同(枝村要作君紹介)(第二〇三三三)  
同(加藤常太郎君紹介)(第二〇三四四)  
同(倉石忠雄君紹介)(第二〇四四五)  
同(佐野嘉吉君紹介)(第二〇四五六)  
同(竹中修一君紹介)(第二〇四六七)  
同外一件(西田八郎君紹介)(第二〇四七八)  
同(葉梨信行君紹介)(第二〇四八九)  
同(長谷川峻君紹介)(第二〇五〇〇)  
同(福永健司君紹介)(第二〇五〇一)

同(坊秀男君紹介)(第二一四九号)  
同(本名武君紹介)(第二一五〇号)  
同(増田甲子七君紹介)(第二一五二号)  
同(森美秀君紹介)(第二一五三号)  
同(和田耕作君紹介)(第二一五三三号)  
医療保険制度の改悪反対等に関する請願(浦井洋君紹介)(第二一五三三号)  
同(松本善明君紹介)(第二一五三八号)  
腎臓病患者の医療改善等に関する請願外一件(大橋敏雄君紹介)(第二一五九号)  
奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第二一五九号)  
同(山田太郎君紹介)(第二一五九一三〇号)  
脊髄損傷者の傷病補償年金給付改善に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第二一五九二二〇号)  
看護付添婦の災害保障に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第二一五九三三〇号)  
脊髄損傷者の再発認定に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第二一五九四四〇号)  
保育事業振興に関する請願(北側義一君紹介)(第二一五九六六〇号)  
公衆浴場法の一部改正に関する請願外二件(土井たか子君紹介)(第二一五九六八〇号)  
療術の単独立法化阻止に関する請願(林孝矩君紹介)(第二一五九六九〇号)  
失業対策事業就労者に通勤交通費支給に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第二一五九八八〇号)  
同(正木良明君紹介)(第二一五九八九〇号)  
戦時災害援護法制定に関する請願(石野久男君紹介)(第二一五九九三〇号)  
児童福祉法に基づく学童保育の制度化に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第二一五九九三三〇号)  
消費生活協同組合の育成強化等に関する請願(千葉千代世君紹介)(第二一五九九四〇号)  
同月十六日  
社会保障、社会福祉の拡充等に関する請願(市川雄一君紹介)(第二一九五五号)  
同外一件(竹内勝彦君紹介)(第二一九六六号)

同(中川嘉美君紹介)(第二一九七七号)  
同外一件(正木良明君紹介)(第二一九八八号)  
同外一件(池田克也君紹介)(第二一九四二二〇号)  
同(受田新吉君紹介)(第二一九四三三〇号)  
同外一件(鍛冶清君紹介)(第二一九四四四〇号)  
同(瀬野栄次郎君紹介)(第二一九四五五〇号)  
同外二件(池田克也君紹介)(第二一九四六六〇号)  
同(浦井洋君紹介)(第二一九四七七〇号)  
同外二件(岡本富夫君紹介)(第二一九四八八〇号)  
同外一件(権藤恒夫君紹介)(第二一九四九九〇号)  
同(数仲義彦君紹介)(第二一九五〇〇号)  
奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に関する請願(飯田忠雄君紹介)(第二一九五九〇号)  
同(鍛冶清君紹介)(第二一九五九一〇号)  
同(大橋敏雄君紹介)(第二一九五九二〇号)  
同(貝沼次郎君紹介)(第二一九五九三〇号)  
視覚障害者の雇用促進に関する請願外四件(大橋敏雄君紹介)(第二一九五九四〇号)  
同(安島友義君紹介)(第二一九五九五〇号)  
同(内海英男君紹介)(第二一九五九六〇号)  
同(齊藤滋与史君紹介)(第二一九五九七〇号)  
同(篠田弘作君紹介)(第二一九五九八〇号)  
同(鈴木善幸君紹介)(第二一九五九九〇号)  
同(塚原俊平君紹介)(第二一九六〇〇号)  
同(辻英雄君紹介)(第二一九六〇一〇号)  
同(中野四郎君紹介)(第二一九六〇二〇号)  
同(羽田孜君紹介)(第二一九六〇三〇号)  
同(林義郎君紹介)(第二一九六〇四〇号)  
同(平泉涉君紹介)(第二一九六〇五〇号)  
同(大橋敏雄君紹介)(第二一九六〇六〇号)  
同(矢山有作君紹介)(第二一九六〇七〇号)  
腎臓病患者の医療改善等に関する請願(古寺宏君紹介)(第二一九六〇八〇号)  
戦時災害援護法制定に関する請願(安島友義君紹介)(第二一九六〇九〇号)  
同(加藤清二君紹介)(第二一九六一〇〇号)  
同(多賀谷眞稔君紹介)(第二一九六一一〇号)  
同(山本政弘君紹介)(第二一九六一二〇号)  
同(西田八郎君紹介)(第二一九六一三〇号)

同(和田耕作君紹介)(第二一九六九〇号)  
同(安藤巖君紹介)(第二一九六九三〇号)  
同(浦井洋君紹介)(第二一九六九五〇号)  
同(渡沢利久君紹介)(第二一九六九六〇号)  
同(田口一男君紹介)(第二一九六九七〇号)  
同(田中美智子君紹介)(第二一九六九八〇号)  
同(成田知巳君紹介)(第二一九六九九〇号)  
同(平石磨作太郎君紹介)(第二一九七〇〇号)  
同(矢山有作君紹介)(第二一九七〇一〇号)  
同外一件(山花貞夫君紹介)(第二一九七〇二〇号)  
消費生活協同組合の育成強化等に関する請願(千葉千代世君紹介)(第二一九七〇三〇号)  
同(大内啓伍君紹介)(第二一九七〇四〇号)  
同(渡沢利久君紹介)(第二一九七〇五〇号)  
失業対策事業就労者に通勤交通費支給に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第二一九七〇六〇号)  
同(北側義一君紹介)(第二一九七〇七〇号)  
福祉年金引き上げ及び社会保障拡充等に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第二一九七〇八〇号)  
療術の制度化に関する請願外三件(越智伊平君紹介)(第二一九七〇九〇号)  
同外四件(斎藤美君紹介)(第二一九七一〇号)  
同外四件(野村光雄君紹介)(第二一九七一〇号)  
保育事業振興に関する請願(春日一幸君紹介)(第二一九七一〇号)  
同(瀬長亀次郎君紹介)(第二一九七一〇号)  
身体障害者の福祉充実に関する請願(羽田孜君紹介)(第二一九七一〇号)  
国民年金改善に関する請願(工藤晃君(共)紹介)(第二一九七一〇号)  
青森県内重症心身障害児施設の増床に関する請願(津川武一君紹介)(第二一九七一〇号)  
公衆浴場法の一部改正に関する請願外二件(土井たか子君紹介)(第二一九七一〇号)  
老人医療費の有料化反対及び現行制度の改善に関する請願外四件(数仲義彦君紹介)(第二一九七一〇号)  
は本委員会に付託された。

三月十三日  
国民健康保険制度等に関する陳情書(佐賀市松原一の二の三五佐賀県青色申告会連合会長香月義人(第一五一号))  
老齢者医療制度確立に関する陳情書外二件(河内長野市議会議長吉年見外二名(第一五二号))  
老人医療費無料化制度の存続等に関する陳情書外八件(福岡県議会議長早麻清蔵外十二名(第一五三三号))  
母子家庭の医療費公費負担制度実現に関する陳情書外六件(藤井寺市議会議長小森康司外六名(第一五四号))  
療術行為の法制化促進に関する陳情書(富山県上新川郡大山町議会議長山下寛(第一五五号))  
精神障害者対策の強化促進に関する陳情書(滝川市議会議長中村正直(第一五六号))  
難病対策の拡充強化に関する陳情書(滝川市議会議長中村正直(第一五七号))  
カネミ油症被害者救済対策に関する陳情書(長崎県議会議長松田九郎(第一五八号))  
福祉年金のスライド制実施に関する陳情書(大津市議会議長阪口弥平(第一五九号))  
児童福祉法に基づく学童保育の制度化に関する陳情書(三浦市議会議長吉田実(第一六〇号))  
労働行政体制確立に関する陳情書(宮城県栗原郡瀬峰町議会議長米山健治(第一六一号))  
雇用対策の強化に関する陳情書外二件(十都道府県議会議長代表大阪府議会議長青木志郎外十八名(第一六二号))  
定年延長促進に関する陳情書(福岡県議会議長早麻清蔵(第一六三三号))  
失業対策事業の強化改善に関する陳情書外一件(岡山県久米郡瀬原町議会議長長性全知之外一名(第一六四号))  
季節労働者対策の推進に関する陳情書外一件(滝川市議会議長中村正直外一名(第一六五号))  
一般廃棄物処理施設整備事業の国庫補助率引き上げ等に関する陳情書外一件(東海北陸七県議会議長代表岐阜県議会議長光岡慶直外七名)

金が生活の支えになってまいっております。そこで、そういった事情を考えまして今回、恩給とか他の公的年金に合わせまして、支払いの回数を年四回、一月、四月、七月、十月に支払うこととしてゐるわけでございますが、この中でも一番必要なのは盆、暮れだろうと思いますが、盆は七月に支払ひ期がございますので、そういった遺族の御要望にこたえられると思いますが、十二月につきましては、また盆あるいは盆以上に切実な御要望

に年四回払いでございませう。障青年金も含めまして、受給者の請求があるときには、前の十二月においても支払うことができるように受給者の便宜を図っていくこととしたい、こういうふうに考えております。

○五委員 ぜひ、そのようにお願いをしたいと思っております。

次に、満州開拓青年義勇隊のことにつきましてお尋ねをいたします。

すでに御案内のとおり昭和十二年十一月三十日の閣議決定に基づいて満州に対して青年移民をした。この経緯を踏まえまして開拓団を援護法で処遇することはできないかということでございます。内原訓練所で二カ月訓練をして、それで大訓練所で一年やる。特に実務訓練を二年積む。三年の訓練を積んで開拓団に散った方々、経緯を見ますと、この援護法で処遇してあげなければならぬ方々でないか、かように存するわけでございませうが、局長から、また御答弁を賜りたいと思っております。

○河野(義)政府委員 今回の改正におきまして満

州開拓青年義勇隊につきましては、先ほど先生からお話ございましたように、従来、昭和十四年の閣議決定以降でございましたものを昭和十二年の閣議決定以降の青年義勇隊にまで範囲を拡大することとしたいというふうに考えておりますが、御指摘のように、その青年義勇隊の訓練、三年間の訓練を終えまして義勇隊開拓団に移行した者についての援護法の適用の問題でございますが、この訓練期間を経過いたしました開拓団に移行した後の青年義勇隊開拓団について考えてみますと、他の一般の開拓団と同様に、国との間に軍人軍属に準ずるような特別な身分関係を確認することができないのでございます。また、そうした関係に基づいて軍の命令を受けて特別の軍事に関する業務に従事したという事情も認められないわけでございます。援護法におきましては、国とのそういう軍人軍属のような関係それから軍事に関する業務につくということが前提になっております。

で、そういったことから、これらの人々につきましては援護法の対象にするということとはできないわけでございます。

○五委員 一般開拓団と同様であるという見解でございませうが、私は、これは大臣にもお尋ねをしておきたい、お願いをしておきたいと思うのですが、昭和十二年十一月三十日の閣議決定の文面を見ましても、そしてまた開拓団にそれぞれ張りついていたわけでございませうが、これは辺境の地の警備に当たるといふ一面もまたあったわけでございませう。後で従軍看護婦の問題のときに、この資料を見たいと思つたのですが、満蒙開拓に従事した人たちの悲惨さは目を覆うものがあつた。そして辺境の地で警備をしながら御苦労をされたという従軍看護婦の記録を見ましても、これは一般の開拓団と同じように見るわけにはいかない問題である、かように思ひますので、この開拓団の実情を十分調査をしていただきたい。資料も乏しいゆえをもつて局長のような御認識があるかどうかと思つてございませうが、再度この問題についてお願いをしたいと思ひます。

○河野(義)政府委員 青年義勇隊開拓団というような一つの集団が準軍属として援護の対象になるかどうかというところは、当時の資料、文獻とか、あるいは関係者の証言等に基づきまして、先ほど申しましたように、その集団が国と特別な身分関係ないしは使用関係に準じた関係にあつたかどうか。それからまた、そうした関係に基づきまして軍事に関する業務に従事した局面があつたかどうかというところを検討した上で結論が下されるわけでございませう。青年義勇隊開拓団につきましても、そういった文獻とか資料による調査あるいは関係者から意見を聞くなどいたしまして、国との間に軍人、軍属に準ずるような特別な身分関係があつたかどうか検討したわけでございませうが、そういった身分関係はないというふうに結論づけておるわけでございませうけれども、なお関係者の間から、いろいろ御要望もあることは承知しております。今後資料とか、あるいは文獻調査あるいは

は関係者からの意見聴取、関係の機関あるいは団体と連絡をとりながら検討してまいりたい、かように考えております。

○五委員 重ねて局長にお願いをしておきます。関係文獻また関係諸団体と実情をよく調査するということでございますので、早急にこれも調査をして位置づけをしてあげていただきたいということをお願ひをいたします。

次に、日赤従軍看護婦の問題でございますが、すでに、日赤救護員が戦争により傷病にかかつたり、また死亡した場合は、援護法により、それぞれ障青年金、遺族年金が支給されることになつておる。また、その後、日本へ帰りまして国立病院等にお勤めの場合は在職年数が加算をされておるわけでございますが、従軍看護婦も戦地に、広い戦域に出かけまして、帰還いたしましたから消息が不明であつたり、また連絡が不十分であるために実態がつかめないというぐあいにも、また聞いておるわけでございませうが、この従軍看護婦を何とか処遇してあげようという動きが出ておるわけでございます。厚生省としては、日本赤十字社を監督するという立場から、これらの経緯を踏まえながら調査を進めておられるかどうか。このことにつきまして伺いたいと思ひます。

○河野(義)政府委員 日赤の従軍看護婦につきましては、いま先生からお話ございましたように、不幸にして病氣にかかれたり、あるいは死亡された方につきましては現在、援護法によりまして障青年金あるいは遺族年金等が支給されておる。援護の措置が講ぜられておるわけでございませう。

元氣でお帰りました日赤救護員の処遇の問題につきまして関係者から強い要望が出ておることも承知しておりますが、この問題につきましては援護法の体系におきましては、いま申しましたように、けがをされた人、死亡された方の遺族の処遇がその対象になつておるわけでございまして、生存された日赤救護員についての在職期間を評価して何らかの処遇をするということについては

は、現在の制度の体系の中に取り入れることは困難でございます。この問題につきましては現在、総理府で検討が続けられておるわけでございませう。厚生省としましては不十分ではございませうけれども、戦時衛生勤務につかれたこれらの方々に関する資料がございませうので、そういった面からの協力をするにはやぶさかではございませう。

○五委員 日赤の資料によりまして、外地派遣が一万三千四百八十二名ということで、すでに資料も相当に用意をしておられます。それから恩給で救つてもらいたいという請願もすでに出ております。所管は総理府ということにならうかと思ひますが、厚生省でも、この従軍看護婦の実態というもの詳細に調査しておく必要がある、私はかように思ひます。ことに政務次官、奥さんは従軍看護婦という経験もあるわけでございませうので、政務次官の手腕をもつて、この従軍看護婦問題に力をおかしたいだかなければならぬというぐあいに思つておるわけでございませう。

私、くにへ帰りました。この「日赤石川従軍看護婦の記録」という記録を一冊ちようだいしてまいりました。どのページを開いても、実は涙が出るようなことばかり手記として載つておるわけなんです。ちよつと読みますと、「チチハルへ着いたが、陸軍病院は収容能力を遙かに越えていた。看護婦達は小学校へ移される。小学校も維多利亞民で溢れていた。やつと二階の一隅に落着く。ここで全員に青酸カリを渡される。カミソリで何処を切ったら効果的に死ぬるかと思つた。もう戦傷者を何とかして手当てをしなければならぬという気概もさることながら、非常に多くの危険を買して最前線まで出ておられる。

こういったことを考えますと、何としてもこれは恩給の方でも考えてもらわなければならぬと思つておるわけでございませうが、肝心の厚生省は、日赤とよく連絡を密にしていたら資料を整理していただく、こういうことをやっていただきたま

せんと、この恩給にのせるという事はなかなかむずかしいわけでございますので、この間の取り組みといひますか、決意につきまして、この際、政務次官に一言伺つておきたいと思ひます。

○戸井田政府委員 救護看護婦の問題でございますが、私も現地でよく見ております。看護婦さんが兵隊と同じように、従軍されるときには万が一の場合に自決するというような決意のもとに、短刀なりそういうものを持って戦地に従軍しているという事とも知つております。実際に働いている姿を見ると兵隊さん、あるいはそれ以上に、あるいは兵隊さんの士気を鼓舞する上では、看護婦さんがかいがかい働いているという事によつて一層士気が鼓舞されたり、そういう意味では従軍看護婦が果たしてきた役割りというものは大変なものだらうと思ふのです。

そこで、いま問題になつてゐるのは、これらの人たちに對して国がどういう処遇をするかということ、身分關係が國との問題になつてくると思ふのです。その場合、いま局長が御答へいたしましたように、ない。給与は日赤で給与してゐる。しかし、あの時分に兵隊が八円ぐらいで、看護婦さんが、外地勤務ということで百円ぐらいだったのじゃないかと思ひます。外地は、いまお話ししたチハルかハルビンでございますが、そういうようなところで寒い。そういうような手当さういふものも赤十字の方からされておつたようでありまして、そういう待遇の面から見ると兵隊とは大分違ひますが、實際には、いま瓦議員が言われたような勤務關係にあります。

心情的には、これをどうかして救つてあげたいという気持ちが當然わいてくるわけでありまして、これをどういふふうにするかとすると、恩給といふものと結びつけて考えれば、厚生省における援護法の中身はどうもなじみが薄い。そこで、この問題を總理府がいまいろいろと検討されておるわけでありまして、私たちの立場からしても、いろいろさういふ総合的に判断する資料、こういうものも提供することを積極的にしなければいけないし、さらに解決の方に一層の努力を重ねていきたいと思つております。

○瓦委員 なかなかこれも資料を集めてまいらなければならぬという事情もあるかと思ひますが、鋭意取り組んでいただきたい。従軍看護婦が出られた方々は、そのときは二十か所のところでたつた方々です。日赤の学校で三年間勉強されて、そしてすぐ赤紙召集をもらつて出かけるというふうな実態であつたわけでありまして、また、終戦間際には相当短期間で出されたという経緯もある。この記録にも、そうした経緯も載つておりますので、もう援護局でも持つておられると思ひますが、お読みをいただきたいと思います。

次に、相当今日まで援護の制度や中身が拡充されてまいつてきておるわけでございますが、未処遇の問題もまだあるわけでございます。完結するまでは、まだ道が遠いと思ふわけでございますが、当委員会では、できるだけこうした問題を取り上げて、やはり福祉の光といふものを当てたいかなければならぬ、かように存じます。そうした中に、判任文官の遺族に對して特別弔慰金を支払つてもいいのではないかとこのところもあるかと思ふわけでございます。過去の経緯からいいますと、これまた困難であらうことは十分にわかつてございまして、判任文官の遺族に對する特別弔慰金、この問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○河野(義)政府委員 判任文官等の遺族につきましては戦後、軍人の遺族と異なりまして恩給の停止がされなかつたわけでございますが、したがつて、弔慰金も支給されないわけでございます。特別弔慰金というものは、いま御指摘でございます。特に弔慰金の支給を受けたことが要件となつておりますので、したがつて、判任文官等の遺族につきましては特別弔慰金が支給されないわけでございます。特別弔慰金は、戦後二十年あるいは三十年という時点で、国の感謝の誠意を示すという事で支給されておりますが、恩給が復活されてから二十余年を経過してゐるわけでございます。

○河野(義)政府委員 戦傷病者につきましては、御指摘がございましたように、国鉄無賃乗車制度を利用するに際しまして従来、急行料金が無賃の扱いになつておりましたが、五十三年度から急行料金にあわせまして特急料金についても免除の取り扱いをするという事にしてゐるわけでございます。この実施の時期を含めまして、その取り扱ひの細部につきましては目下、関係各省と鋭意協議をして詰めておるわけでございます。できるだけ早く実施できるように努力していきたい、かように考えております。

○河野(義)政府委員 戦傷病者の特別援護につきましては、戦傷病者が置かれてゐる特別の状態、状況にかんがひまして、この援護の施策を広げていかなければならぬということで、傷痍軍人会が中心になりまして、またわれわれも努力をしておるところでございますが、このたび、国鉄の特急料金免除の扱いについて、また一歩前進をしたと伺つております。そこで、この実施の時期等につきましてお尋ねをしたい、かように思ふわけでございます。

○河野(義)政府委員 戦傷病者につきましては、御指摘がございましたように、国鉄無賃乗車制度を利用するに際しまして従来、急行料金が無賃の扱いになつておりましたが、五十三年度から急行料金にあわせまして特急料金についても免除の取り扱いをするという事にしてゐるわけでございます。この実施の時期を含めまして、その取り扱ひの細部につきましては目下、関係各省と鋭意協議をして詰めておるわけでございます。できるだけ早く実施できるように努力していきたい、かように考えております。

○河野(義)政府委員 戦傷病者の特別援護につきましては、戦傷病者が置かれてゐる特別の状態、状況にかんがひまして、この援護の施策を広げていかなければならぬということで、傷痍軍人会が中心になりまして、またわれわれも努力をしておるところでございますが、このたび、国鉄の特急料金免除の扱いについて、また一歩前進をしたと伺つております。そこで、この実施の時期等につきましてお尋ねをしたい、かように思ふわけでございます。

○河野(義)政府委員 戦傷病者の特別援護につきましては、戦傷病者が置かれてゐる特別の状態、状況にかんがひまして、この援護の施策を広げていかなければならぬということで、傷痍軍人会が中心になりまして、またわれわれも努力をしておるところでございますが、このたび、国鉄の特急料金免除の扱いについて、また一歩前進をしたと伺つております。そこで、この実施の時期等につきましてお尋ねをしたい、かように思ふわけでございます。

○河野(義)政府委員 戦没者の遺骨収集あるいは問題もございまして、財政再建の一環としても、これを見直さなければならぬという状況もございまして、さういふことも含めまして関係機関と十分詰めて急ぎまして、できるだけ早く実現したい、かういふふうにご考へております。

○河野(義)政府委員 時間も参りましたので、最後にお尋ねをするわけでございますが、くにで未亡人のお世話を長くされてゐる、石川県の母子福祉協会の理事長になられた飯田寿美子さんという方が実は先般亡くなられて、私のお参りに参つたわけでありまして、たくさんの方々がいらつしやいました。ほとんどは戦争で深い傷を持された方々ばかりでございまして、女手一人一人息子を育て上げた方々、たくさんの方々の未亡人の方々の世話をしてくださつた方々でございます。そういったことに触れますと、どうしても戦没者の遺骨の収集、また慰霊巡拝、慰霊碑の建設、こうした問題も今後進めていっていただかなければならぬ問題である。残された方々にとりましては、一日も早く遺骨が帰ってくる、このことを待つ気持ちでおるわけでございます。しかし、三十三年も経ますと、これはだれの遺骨かわからないというやうな状況下にもあらうかと思ふわけでございますが、今後の計画等についてお尋ねをいたします。

○河野(義)政府委員 戦没者の遺骨収集あるいは問題もございまして、財政再建の一環としても、これを見直さなければならぬという状況もございまして、さういふことも含めまして関係機関と十分詰めて急ぎまして、できるだけ早く実現したい、かういふふうにご考へております。

○河野(義)政府委員 戦没者の遺骨収集あるいは問題もございまして、財政再建の一環としても、これを見直さなければならぬという状況もございまして、さういふことも含めまして関係機関と十分詰めて急ぎまして、できるだけ早く実現したい、かういふふうにご考へております。

慰霊巡拝等の事業につきまして、遺族のお気持ちを十分考えまして、今後も努力してまいる所存でございますが、まず戦没者の遺骨収集につきましては、昭和五十年年度までに三次にわたりまして計画的に実施してまいったわけでございますが、五十一年度以降につきましては、その期間におきまして、いろいろな事情でその地域に入れなかった、あるいは新たに非常に確度の高い情報もたらされた地区に重点を置きまして遺骨収集を行っていきたいというふうに考えております。五十三年度におきましてもマリアナ諸島、エニウェトク環礁、沖縄、硫黄島の各地において実施する予定でございます。

また慰霊巡拝につきましても、遺骨収集という事業は完全にこれを収集するということは困難であります。そういった特殊性から遺骨を完全に収集することは事実上不可能でございますので、主要な戦域となりまして陸上とか、あるいは海と遺骨収集が望めない海上における戦没者を追悼するために五十一年度から計画的に慰霊巡拝の事業を推進してまいっておりますが、五十三年度におきましてもアリウシャン列島、インド、中部太平洋、沖縄の四地区で実施する予定でございます。

また戦没者の慰霊碑の建設事業でございますが、主要な戦域に逐次、戦没者の慰霊碑を建設していくというふうに考えておりますが、その一環といたしまして、五十二年度から沖縄に戦没者墓苑の建設事業を進めておるわけでございます。五十三年度の秋には完成させまして、その機会をとらえまして全国各県から代表を招きまして慰霊祭を実施する、そういうことも考えておるわけでございます。

また御指摘の沖縄における遺骨につきましては、現在残っておりますのはこの中の遺骨とか、あるいは南部地方の山林の中の遺骨が主でございますが、この中の遺骨につきましては、みずから機械を使って遺骨を収集する。それから山林原野にありますが遺骨につきましては、従来から県に

委託してやっておりますので、引き続き県に委託して遺骨収集事業を進めていきたい、かように考えております。

以上でございます。

○戸井田政府委員 いま局長から具体的に経過の御説明がありました。戦後三十数年たつて、だんだん三十年の歴史的な時間的経過の中に、そういったことが忘れ去られていっております。私は厚生政務次官になってから御遺骨の帰還をお迎えしたことは四回ありますが、その中で痛切に感じたことは、やはり歴史的な空間の中に、われわれが日本人として忘れてはいけないことを一日一日の日にちの経過の中で忘れていっているような感じをいたしております。われわれ特に戦地体験を持っている生存者として、やはり国のために亡くなった方々に対する丁寧な迎えをしななければならない、こういうふうなことを、鋭意私たちができるだけの努力を積み重ねていこうと思っております。特に、その担当であります厚生省としては、今後も引き続き十分な努力を重ねていきたいと思っております。

ただ、いままでの遺骨収集に対する局長の答弁の中で触れていない中国の問題があります。中国の問題は、御承知のとおり中国で多くの日本の兵隊さんが亡くなっております。しかし戦争というものには、お互いに中国と日本、両方の国の立場に立つて考えていかなければいけないのじゃないか。日本の遺族からすれば一人でも多くの遺骨を中国から日本へ帰還させたい、こういう心情があります。一方に中国からすると、やはりあのときの戦争というものはいい思い出ではない。早くこういったことを忘れたい。そして再び、そういうようなことを繰り返したくない。これは攻めていった日本と攻められた中国の感情では国民感情が違ってくるのです。そういうことを考えれば、私たちが早く遺骨を収集したいという気持ちはわかりますけれども、外交関係を通じながら、お互いに双方の理解の上に、こういったことが実現されるよう努力をしていきたいと思っております。

たまたま昨日、中国大使館の方々が別の用件で政務次官室にいらしまして、これからのいろいろな医療交流の問題等ございましたが、ちょっと、この話をしてみまして、やはり古傷には触れられたいという感情の方が中国側には強いように私は感じ取りました。しかしながら、お互いにこれから戦争というふうな悲惨なことを繰り返さないために、こういったことをしないのだというために、お互いの国でこの条約が締結された後に、何らかのそういった御遺族の気持ちにくんだ慰霊のことが記念に残されないうようなことも話してみまして、そういうことに對して中国側も、いづれ皆さんとお話をさせていたいただきますというふうなことで別れたわけですが、そういう意味で相手国のこともあることでございますから、それらと関連して十分に御期待に沿うような努力を重ねていきたいと思っております。

○五委員 終わります。

○木野委員 次、川本敏君。

○川本委員 厚生大臣がまだお見えでございませんで、まず厚生政務次官以下、局長さんにお聞きをいたしたいと思っております。

私は昨年の四月八日のこの社会労働委員会におきまして、満蒙開拓青少年義勇隊の援護法適用につきまして、いわゆる第二条第四号の關係でございまして、いわけると、これが従来、昭和十四年十二月二十二日の閣議決定以後の義勇隊に適用する、こういう内容になっておるのをおかしいのではないかと。少なくとも、その以前の昭和十二年十一月三十日の閣議決定の線まで、さかのぼるべきではないかというのを主張したわけでありまして、今、その点については法律の改正が提案をされておる次第でありまして、政府当局が非常に誠意を持って、この問題に對処しておられるということについて、まず冒頭、敬意を表しておきたいと思っております。

しかし、しさいに検討してまいりますと、この援護法の適用に当たって、その中心的精神として流れるものは、やはり一つは戦闘参加者である

こと、あるいは軍務に協力した者、こういうふうなところ、いわゆる法律適用についての焦点がしばしばおとる私は思うわけです。そのために、仮に現実的、具体的にこの法律の適用を受けようとして申請をしようということになりますと、ただ、その地域におつたということだけではいけないわけでありまして、戦闘に参加したとか、あるいは軍の命令によって軍務に協力したという立証がなされなければなりません。そういうことの問題があるわけでありまして、そういうことのために、仮に昭和十二年十一月三十日の閣議決定の線までさかのぼられても、これを適用を受けようというときには、いま申し上げたように、いわゆる戦闘に参加したとか軍に協力したという立証がなされない限り、この適用は事実上受けられない、こういうふうなことになるのではなからうかと思っております。その点について、ひとつまず政府の見解をお聞きしたいと思っております。

○河野(義)政府委員 満洲青年義勇隊の適用につきまして、いま先生からお話ございましたように、前回におけるいろいろな審議、御意見を踏まえて今回、昭和十二年の閣議決定までに拡大したいということで御審議をいたしておるわけでございまして、実際にこれを適用する場合におきまして、戦後三十余年経過しておりますし、おっしゃいますように当時の実態がどうであつたとか、また個別の請求される場合に、その人が軍事に関する業務にどういうふうにかかわつたか、そういったことを立証することが非常にむずかしいというわけでございまして、本来そのために、請求者がそういった資料を整備して出されるわけでございますが、そういった戦後三十余年もたちましたし、直接それを証明する資料等も、恐らく、そういう戦争前後の実情からしまして非常にむずかしいと思っておりますので、私も厚生省として、請求者の立場に立ちまして、考え得る直接あるいは間接の資料、あるいは厚生省が持つております、個別の資料は別としまして、そういう義

（川本委員）そこでは局長から御答弁いだきましたが、この問題については立証ということになると、なかなか大変なやはり問題がある。そこで私の意見を申し上げますと、この援護法の第二条の三項第四号では「閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基いて組織された満洲開拓青年義勇隊の隊員」という言葉を使っておる。ところが、あの当時一般的に日本の国で雑誌

であつたわけでございますが、そのほかに訓練期間中におきましては軍事に関する業務だとせば、ある期間、軍隊の業務につくとか、あるいは軍の補給廠あるいは重要工場に派遣されまして軍事に関する業務についた、こういう実体があるわけでございます。その実体に着目いたしまして援護法を適用いたすこととしたわけでございます。義勇軍という名前がついていたから、すべてその間の業務は軍事業務だというふうに考えることは無理があるのじゃないか、こういうふうに考えております。

○川本委員　私は、これは屯田兵方式の軍だと思ふ。だから二十四時間すべてこれ国家の軍事目的に沿つた、地域に駐とんする守備隊と同じような役割りを果たしながら開拓あるいは訓練に努力をしてきた、そういうのが実情ではなからうかと思ふわけです。そういう点から考えまして、いま局長の御答弁ありましたけれども、やはり私は本来これの取り扱いについては、青少年義勇軍である、こういう観点に立ったならば、その隊員がすべて、戦闘参加の証明あるいは軍に協力したことの立証、こういうのがなされなくとも、隊員であつたこと自体によつて直ちに本法の適用を受けられるように私は厚生省としては措置すべきではなからうかと、この点について考えておるわけです。この点について、もう一度お考えをお聞きたいと思ふ。

○河野(義)政府委員　御指摘のように、満州青年義勇隊は満蒙开拓少年義勇軍とも呼ばれていたこととは事実でございます。この満州开拓青年義勇隊を援護法の適用の対象にいたしましたのは、この开拓義勇隊は本来、开拓農民——農業訓練を受けて満州の農業の開拓をするというのが主たる任務であつたといふことさえ立証されれば、すべて適用するといふたてまえをとるのが正しいのではないか、私はこのように考えるわけですけれども、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思つております。

それから、今度三年間の訓練期間を終わります  
が、これは開拓団になっていくわけです。ところが、いまのこの援護法でいきますと訓練期間中は適用されるけれども、これが開拓団として入植をいたしました後は今度は適用されない、こういう形になっておる。ところが、開拓団という問題になりますと、義勇隊開拓団と一般の移民の開拓団と二つありあつておる。これは昭和十四年十二月二十二日のいわゆる閣議決定で「満洲開拓政策基本要綱」この要綱の中で明らかにされておることは御承知のとおりでありますけれども、私は義勇隊開拓団も一般の移民開拓団も、やはりすべて

開拓団そのものを、この援護法の対象にすべきであると考えておるわけです。

それはなぜかと申し上げますと、この「基本方針」の中にどういうふうに書かれておるかといいますと、いわゆる満洲開拓政策は「日滿不可分關係ノ鞏化、民族協和ノ達成、國防力ノ増強及産業ノ振興ヲ期シ兼テ農村ノ更生發展ニ資スルヲ以テ目的トス」というふうに「基本方針」の目的の中に「國防力ノ増強」という言葉が入っている。これは開拓団そのものは軍事目的を兼ねておるということを私は明らかにしておるのではなからうかと思ふわけです。

そうして、その「第二 基本要領」の中の第五項目には「開拓民ノ移住ニ付テハ各種開拓民ノ按配ヲ適切ナラシメ日本内地人開拓民ハ差当リ原則トシテ北海道方面ヲ主トスルノ外全滿ニ於ケル交通、産業開發上ノ重要地点ニ定著セシムルモ理想トシテハ広ク分布シ各地ニ於ケル民族協和ノ中核的分子タラシムルコトヲ期ス」こういうふうに書かれておるわけです。だから、いわゆる日本人の開拓団と朝鮮等からの開拓団と二通りあつたわけですが、特には日本人の開拓団については北海道の国境方面それから、いわゆる「交通、産業開發上ノ重要地点ニ定著セシムル」という基本的方針を持つておるわけです。これはもういわゆる邊境守備のための国策以外の何物でもない。

このことを考えましたならば、訓練期間中を終わりまして入植地に入った開拓団員、義勇隊開拓団員それからその後、新たにこの「基本要綱」によって全国各地で結成されて送り込まれたいわゆる開拓団、この団員すべてについても、私はこの援護法の適用範囲に入れるべきではないか、このように考えておるわけですけれども、それにしても一度、御答弁を賜りたいと思う。

河野三郎、政府委員 最初は、満洲開拓青少年義勇隊を義勇軍と一方で言われておりましたので、その訓練期間の義勇隊員につきましては、すべていわゆる軍務として援護法の適用を考えろ、こういう御趣旨でございますが、援護法のたてまえ

は、まず国との間に軍人軍属に準ずるような特別な身分関係がある。それに基づきまして国の使用責任を援護法によつて果たす。こういうたてまえになつておりますし、それからまた、その業務が軍事に関する業務に際して傷病にかかった場合に遺族年金等の給付をする。こういうことになつておるわけでございまして、したがいまして、軍という名称が使われていたということをもちまして、すべの業務にわたりまして、それに基づきまして傷病にかかった方を援護法の対象とするということとは困難でございます。しかし、先ほど申しましたように、なかなかその関係を立証するということとはむづかしいということは、私ども承知しておりますので、私どもの持つておりますいろいろな関係の資料とか、あるいは間接的な資料あるいは関係者の証言、供述とか、そういうものを総合して、できるだけ、そういう方たちの立場に立つて事務を処理したい、こういうふうに考えております。

それから後段につきましては、青年義勇隊の三年間の期間を終えまして義勇隊開拓団に移られた方につきましては援護法を適用すべきである、こういう御意見でございますが、いま申しましたように、援護法は国との間に使用関係あるいはそれに準ずるような特別な身分関係が前提になっておるわけでございまして、その点に關しましては義勇隊開拓団は他の一般の開拓団と同様に、そういった国との間の特別な身分関係というものを認めることができないわけでございます。それからまた開拓団の業務の中に軍事に関する業務といったものも認められないわけでございまして、そういった意味から義勇隊開拓団につきまして援護法を適用するということは困難である、こういうふうに考えております。ただ、その義勇隊開拓団の目的につきましては「国防力の増強」というようなこともあるという御指摘でございますけれども、私どもはあくまでその実体に着目いたしまして、特別な身分関係と、それから軍事に関する業務があったかどうかという観点から考えていきたい、か

ように考えております。

○川本委員 入植しました開拓団が武装してなかったのかといったら、そうじゃないわけですね。調べてみますと全部、武装をして、そしてやはり連日二十四時間体制で歩哨を立てて、そして何か変わったことがあれば、あるいは軍に通報する場合もある。あるいは土匪等の襲撃にあつては、みづから開拓団を守るために戦う。あるいは時には軍の土匪討伐の軍事行動、作戦行動にも一緒に行動をするというふうな、やはり半ば軍事目的を持って行動したことは、もう明らかに今日までわかっておるわけです。私も、そういう開拓団の持つておいた使命、こういうことを考えますと、いま局長はおっしゃいますけれども、すべてこの援護法の適用にしていくなければならぬかと考えておるのですけれども、これについて政務次官、ひとつ御意見を聞きたい。

○戸井田政府委員 いま川本先生の御意見、そして局長の答弁、相互をいろいろ聞いて、私も大体あの辺の事情はよく知っているつもりなんです。が、開拓団が、あるいは義勇隊が当時の満州に出ていくということは、いわゆる安全な地域へ行っているわけではないと思うのです。したがって、自分たちの生活というものをやっていく上において、当時の満州あたりでしたら、いまお話がありましたように匪賊やなんか出ますから、そういうものからも守っていかなければならない。そういうような環境の中に行っているということが、同時に武器を開拓団の中に幾つか蓄えているということがあります。これはまさに義勇隊あるいは開拓団の自衛に等しいものも含まれていると思うのです。同時に、それらの開拓団が満州へ行っているという中で、当然そこに駐屯している軍隊というものは、やはり日本人でありますから、そういう人を守っていかなければならない。そういう意味の軍隊の役割りもある。それに相互的に協力して守っていくという性格があるのではないかと、こういうふうに私は考えます。

○川本委員 この開拓団につきましては昭和二十年の八月七日のソ連軍の参戦以後は、開拓団員であつても、あるいは義勇隊開拓団であつても、戦闘参加者として全部、援護法の適用範囲に入っているわけですね。ところが、それ以前においては、いわゆる満州が戦闘地域とみなされていなかったために、開拓団当時、土匪の襲撃等の際に戦つて、そこで亡くなられたり、あるいは負傷された方、そういう方々の遺族等については援護法は現在適用されてはいないわけです。そのことについては軍の協力者としての立証がなされた場合は、これは適用されていると思うけれども、そうでない場合には適用されていない。

国家目的という網をかぶせると、その中に当然入ってくるわけでありまして、その中において援護法をどう適用するかという場合に、やはり最終的には兵隊でも軍人でも、それが公務動しているかどうかという問題等も含まれて審査されるわけですから、当然その公務動に関連した戦闘行為、あるいは討伐とか、こういったものが立証する資料として出されていかなければならぬ、私はかように考えます。

いづゆる昭和十四年十二月二十二日の「満州開拓政策基本要綱」に基づいて送り出された開拓団の悲惨な運命というものは、いまさら私が申し上げるまでもなく皆さんも御承知だと思ひますけれども、一つの例として申し上げますと、私も奈良県の吉野郡から出ました開拓団に大塔村開拓団というのがあるわけです。もうすでに亡くなられました。開拓団長梅本義典さん以下総隊員数は二百七十八名、昭和十七年の五月に結団式を挙げまして、第一次が昭和十七年五月に四十一名、第二次が昭和十八年三月に百四名、第三次が昭和十九年二月に七十九名、第四次が昭和二十年五月に五十四名、合計二百七十八名が満州の開拓に赴いたわけですね。これは南満洲鉄道の朱河駅より馬で二時間ほど国境近くに入った僻地にあつたわけですが、これも、この開拓団は連日のように土匪の襲撃に遭

つて、毎日が苦難の連続であつたというふうに、その記録では伝えておるわけです。

皆さん御承知か知りませんが、奈良県吉野郡大塔村というところは、天誅組の入つた昔の十津川郷の一部で、山紫水明の非常に平和な山村です。そんなところで生活をしておれば平和で安穩で爆撃も受けない。こういうような理想的な郷土を捨てて、全財産を処分して満州に骨を埋めるつもりで、国家的な政策に本當に義勇心を起こして勇躍参加をしていった人々です。ところが、この人たちの運命はどうかといふと、最終的にソ連の参戦した時点でソ連軍と戦い、団長の命令によつて青酸カリで自決したのが百五十四名、病死五十名、帰還者六十一名、未帰還者十三名、こういうような悲惨な状態に立ち至つたわけですね。この昭和二十年の五月に出発した五十四名というのは、まさに冥途への旅立ちであつたと言つても過言でないような悲惨な運命をたどつておるわけです。この人々の中で、いわゆるソ連参戦後、戦闘状態の中で亡くなられた方あるいは自決をした方等については援護法が適用されてい

ます。しかし、それ以前の土匪の襲撃等において亡くなられた方は、すべて適用されていないわけですね。私は、こんな平和な自分の故郷を捨てて、国家の政策に従つて北滿の酷寒零下三十度の僻地まで骨を埋めるつもりで一家奮立ちそろつて参加した人たちが、先ほど来のお話のように国の公の仕事中ではなかつたのだということ、救護の措置、援護の措置から除外をされておるということ、これは、正義の立場から、これを見過すことはできないと思つておるわけなんです。ひとつ、この点について局長から、もう一度御答弁をいただきたいと思ひます。

○河野(義)政府委員 いまのお話で多くの方が入植された大変苦勞されたという実態、それから土匪等の襲撃によりまして、とうとう犠牲も出られたというふうな点につきましては、私も十分同情いたしますが、援護法のたてまえにつきましても、先ほど申しましたように、そういう開拓団

の方々とは国との関係がまず前提になるわけですね。いまして、軍人軍属と同様な、それに準ずるような関係、国との間に、そういう身分関係があるということが前提にありまして、そういう関係に立ちましても国家補償といふことで援護法を適用するわけですね。いま、そういう開拓団の実情は理解できるわけですが、援護法のたてまえからいましては、その方々を援護の対象として救済することはむしろむしろいかに、こういうことでございまして、なお、ソ連参戦後におきましてのいろいろの戦闘協力、戦闘参加によりまして、けがをされたり、あるいは亡くなられた方につきましては当然、援護法の対象になりまして、年金その他の給付が行われるわけでございます。

○川本委員 どうも私は、現在の局長の答弁では不満なんです。これはやはり近い将来、公平な行政という立場から見ても、国家の至上的目的に勇躍参加をした人々たちを、あたかも大死にさせるようないまの制度では私は納得できないと思ひます。この点について再度、強く要望いたしておきたいと思ひます。

そこで話を進めますが、いま申し上げた大塔開拓団の団員の中で自決百五十四名といふことを申し上げましたけれども、その自決者百五十四名の一人が、昨年九月に一時帰国者として実帰国してきて、これは岡村清昭さん、現在四十五歳の方です。そして、きょうは十七日ですけれども、この三月二十日に伊丹空港発の飛行機で、六カ月間の帰国期間を満了して、また中国へ帰つていかれるわけです。この方は当時十三歳でした。本人の話によりますと、そのとき青酸カリを与えられて飲んだけれども、それを無意識のうちに吐き出してしまつたために倒れておつたのを中国人に助けられて、育てられて、今日五人の子供がある父親として中国で元気にがんばつておられるわけですね。

これは自決者という計算の中に入つておつた人がたまたま生きておられたということがわかつ

て、自決者百五十四名というのを百五十三名に訂正することになったわけですが、この方が今度帰ってきた場合の、いわゆる一時帰国者に対する保護の措置というのは、現在の国の法制上は何もないのじゃないか。あるいは未帰還者に関する特別措置法とか未帰還者留守家族等保護法等がありましても、これらはこういう一時帰国者の場合には全然関係がない。引き揚げて帰ってきた人たちは、この法律に準じて取り扱われておるようでありましても、この点についてはどうなっておるのですか。

○河野(義)政府委員 現在、一時帰国者に対しては、主として中国からでございますが、中国の居住地から本邦の帰郷先までの往復の旅費を負担しております。それからまた、個別のケースにおきまして滞在期間中、生活に困られる方につきましては生活保護を適用して生活の援助をする、こういうふうな措置を講じているわけでございます。

○川本委員 大臣が三十五分から参議院に行かなければいかぬそうなので、それまでに大臣にひとつお聞きをしておきたいと思うのです。

私、聞きますと一時帰国者に対する処遇として今度、政府は、三月二十日に中国へ帰る際の伊丹から北京までの航空券と、北京の駅から朱河の駅までの汽車代一万三百二十円を直接本人に厚生省の方から郵送していただいたそうです。ところが、その六カ月の滞在期間については生活保護を適用したしておるわけですが、果は特別にということで五万円の手当を出したそうです。村は、岡村さんが帰ってこられたために、この六カ月前、特別扶助料として三十万円を支出しておるわけですが、それから帰国の際には伊丹空港まで村長、議長あるいは役場の職員等が出迎えに行つて、村へ帰ったときには歓迎会を開き、あす十八日には歓迎会を開いて、今度また伊丹の空港まで送つて行く、そういうことをしますと、その経費が往復で約四十万円ほど要するそうです。そういう一時帰国者の処遇に関する問題が現在、全部、村の負担に

おいて賄われておる。あるいは言葉は全然通じないそうです。言葉が通じませんので、どうするかといふと、奈良県にあります拓友会の方で、前に帰国された黒滝村の向井よし子さんという方が中国語と日本語を両方しゃべるので、その方を連れてきていただいて通訳をしてみようとか、天理大学の中国語科の生徒にボランティアで来てやつてもらおうとか、そういうことについて現在まで来ていただいた人には、村は一日一万円ぐらいの謝礼をするというふうな形で何とか賄つておると言つておるわけですが。

中国の帰国者に対する帰国手当あるいは旅費、交通費については、今度予算で五万円が十万円とか、千円の交通費が三千円とかということで増額されておりますけれども、一時帰国者に対しては何らそういうことがなされてはいない。私の調べたところによりますと、五十年には一時帰国者が千三百八十七世帯、千六百三十五名、五十年には五百六十七世帯、八百八十六名帰つてきておるわけですが、こういう方々に対して、やはり帰つてきたときには、村で三十万円支出しておる特別扶助料的なものを国が半分支出するとか、その他、村が支出しておる経費については国が半分肩がわりをするとか、こういうふうな温かい措置があつてしかるべきだと私は思ふのですけれども、そういう一時帰国者に対する処遇について、大臣から温かい御答弁をいただきたいと思つておるわけですが。

○小沢国務大臣 先生のお気持ちはもう十分わかるのでございますが、一時帰国者というのは大体、墓参とか親戚の訪問とか、生活の本拠は中国にあるが一度なつかしい故国に行つてみたいとか、そういう方々でございますので、いま局長から申し上げたように、往復の旅費を支給し、しかも生活に困る人には生活保護をやるといふ程度しか国としてはできないわけですが。

そこで、村の方で生活保護みたいな形で見舞い金を何十万かやつておる、それを一部でも国が負担したらどうだとおっしゃるのですけれども、これはなかなかめんどろな問題です。ただ、言葉が

不自由だから行動にいろいろ不自由するとか、あるいは生活保護を受けておつても、日本における生活保護世帯とは少し事情が違つておるから、そうしたものも検討してあげるくらいがせいぜいじゃないかという感じがするのです。しかし、それでもできるかできないか、私もいまいち初めてのお尋ねでございますから、よく検討させていただきますが、それは私どもの方から自治省と相談をして、そういう帰還者、一時帰国者の多い町村について特交で何らかの措置を考えてやるかというふうなことで、できるだけ配慮をする以外には、いまのところ、ちよつとないのじゃないかと思ひますので、もう少し検討させていただきます。

○川本委員 やはり村は責任を感じておるわけですが、昭和十四年十二月の閣議決定の線に基づいて村が指導して開拓団を送り出した。この岡村さんの場合は、一家十人のうち九人が亡くなつて、この人一人だけが生きておる。こういう悲惨な運命をたどつた人が帰つてきたときに、一般の旅行者と同じような考え方、いま大臣がおっしゃつた旅行者の一時滞在のような考え方、そういう形で村が見通していきけるのかどうか。国もその点について責任を感じてもらなければいけない、このように私は考えるわけですが、この点について再度強く要望いたしておきたいと思つておるのです。

そこで、大臣が三十五分参議院の方へ行かれるそうですので、ちよつと質問を申し上げますけれども、元軍人の方々は恩給法の適用を受けて現在、軍人恩給あるいは一時金等の待遇を受けておるわけですが、九年に満たないと十二年に満たないとかいふことで、この軍人恩給の資格者がありません。ところが、帰つてこられた方々の中で戦後、国家公務員になるとか地方公務員になるとか、あるいは三公社五現業等の公務員的な仕事についた方は、みんなそれぞれの共済組合において軍人期間を在職年限として通算されて、現在、老齢年金等のいわゆる共済の勤続年数に加算をされておるわけですが。

昨年の四月だつたと思つておるのですが、自民党の加藤一議員がここぞ年金の官民格差の問題について意見を述べられました。私は、その官民格差と言われる中の一つに軍歴の期間の通算の問題があると思つておる。戦場で肩を並べておつた戦友であつても、戦後帰つてきて一人は官公庁に入つた、あるいは三公社五現業等の仕事についた。そうしたら、その軍人の期間は共済組合において在職年数として通算されておる。ところが、片一方は帰つてきてから民間の私企業に勤めたとなると、これは厚生年金が適用されるわけですが、厚生年金が適用されておる方に対しては軍人としての在職期間は全然通算されない。こういう制度は役人が立案するわけですから、これは全く役人が自分の田に水を引いた我田引水の行政のあらわれだと私は思つておる。だから、少なくとも私企業に勤めた、民間の厚生年金の適用を受けておる元軍人の方々に對しては、官民格差をなくすという以上は、軍人としての在職年限は必ず厚生年金法を改正して通算すべきではないか、このように私は考えるのですが、大臣どうですか。

○小沢国務大臣 先生は、帰つてきた者が官庁に行つたら通算されて、民間に行つたら通算されない。その面だけをとりえて不公平だ、こうおっしゃいますが、それはちよつと公平論からいいますと、それでは同じような軍属とか準軍属だとか、そういう厚生年金が足前に民間人であつた人たちのことを考えますと、むしろ今度は逆に公平を失ふことになるわけですが、大体、恩給制度というのは国家との特別権力関係にある方々についての制度になっておる。したがつて、共済というのは恩給制度を引き継いでいるものだから、特別権力関係にあつた軍人さんの期間が三年であつたら二年であつたら、そういう期間は共済が引き継ぐというの、これはあたりまえのことであつて、役人が自分のところへ来たものだけのこととして考えたわけじゃないのです。ですから、われわれ厚生年金の方は、したがつて旧厚生年金の関係の適用者はそのまま引き継いでいる。同じ

ことなんです、両方引き継いでいるわけですか。

したがって、そう考えてきますと、一面から見ると先生のおっしゃることは確かにしもとどなという議論が出来ますけれども、半面から見ると、またそういう不公平等もあります。しかも御承知のように、この数がべらぼうに多いわけですね。そうしたら、もう厚生年金は、あるいは国民年金制度というものは、これはみんなの拠出でやっておりますわけですから、これは私は、いまここで検討しますと申し上げる勇氣はちよつとないのです。ですから、もう少し根本的な年金制度の改正のときに、もう一度、御議論を願いたい。

○川本委員 いま大臣は、それは数が大変多い、ということはお金もたくさん要するということだと思ひますけれども、厚生年金というものは被保険者の保険料によって賄われておる一つの会計を持っておるのだから、そこで軍人の在職期間を計算するというのはおかしい、そういうような御趣旨のようですけれども、これは共済組合法について同じことが言えます。いわゆる共済組合法による場合も、元軍人とかいうことで恩給法の適用を受けておる部分については、加藤統一議員の主張によると、整理資源という形で、われわれの税金の中から毎年それだけ共済年金の支給金額の上に足されておるのではないか。だから、そうすれば厚生年金の中で元軍人の期間を通算するとしても、整理資源という形で、その負担分は国庫が負担すれば、それで被保険者の掛金には何ら関係なく措置できるはずだと思ふのです。これは制度上の問題であつて、それは一面、私の言うことが公平に見えるけれども、大きな立場から見ると不公平だといふ大臣の御答弁ですけれども、そういう立場から見ると、公務員だけに、共済組合の組合員だけに在職年数を通算しておるといふことが不公平だといふことになりすけれども、私はそれはそれなりに正しいと思ふ。だから、それを三何年間やってきたのですから、その上に立つて、元軍人期間を厚生年金の被保険者にも全員

通算をして、その在職期間の分については国庫で負担をしていくことにすれば、公平な政治になるんじゃないだろうか。不公平の差をできるだけ小さくする。完全に公正ということになると大臣のおっしゃる面はあるかも知れませんが、それでも、その公正、不正感というものをできるだけ小さなものにしていくことができないんじゃないだろうか。私は思ふわけです。その点について大臣も一度、御答弁願いたい。

○小沢国務大臣 詳しい説明は後で年金局長からいたしますが、だから厚生年金、国民年金は、やはり高齢者の、もう発足時、年齢に達したような人たちの過去の期間を生かす方法、高齢加入者の優遇措置というものを一方においてやっておるわけでございますから、いろいろな点を勘案してみますと、私は、どうも必ずしも不公平だというのは当たらないんじゃないかと思ふのです。

なるべく縮めていけというのですが、そうすると軍人として特別権力関係のもとにあつた人だけを、いま取り上げておられますけれども、準軍属等の立場を考えると、これはやっぱり……。しかし、それも全部というふうになつたら、これは大変なことになるので、その辺をひとつ御理解をいただかなければいかぬのでございますが、官民格差問題というのは、そのほかにもまだございまして、その姿勢は将来正していきたいと私は考へております。ことし一年待つていただいて、来年には何とか年金の根本的な制度の改正というものがひとつ考へていきたいと思ひますので、ひとつテークノートさせていただいていただきます。なおよく検討させていただきませんが、いまのところは、ひとつ御御答弁願いたいと思ひます。

○木暮政府委員 厚生年金は昭和十七年にできたのでございまして、その当時は十人以上の男子の工場労働者を対象として出されたわけでございます。その後、女子を入れ、それから一般の事務系の職員にも拡大をし、さらに五人以上の事業所に拡大をするというふうな経過をたどつてきたわけでございます。したがしまして、厚生年金で過去の

ことを考へてやれということになりますと、厚生年金の立場からいいますと、昭和十七年当時男子の工場労働者だけであつたわけでございますが、女子の労働者を加へるとか工場労働者じゃない職員を加へるとか先にあるわけでございます。したがしまして、軍歴がある人だけにつきまして整理資源を入れて厚生年金につなぐということとは、そこでいけば軍民格差みたいなものが非常に大きく出てくるわけでございます。一般の社会保険制度という立場の厚生年金では、軍歴者だけを選んで取り上げるというふうにはいかないと申す方がよろしいと思ひます。

○川本委員 いろいろ大臣からも年金局長からも御答弁いただきましたけれども、それは全く、あなたも国家公務員ですから、そういうのを我田引水の論法というのです。そういうようなことがまかり通つて、これが日本の官僚政治の本体なんです。やっぱり全国的な立場に立つて考へたら、役人だけが通算できて役人以外の私企業に勤めておる者は通算できないで、それがあたりまえだと思つておる、その感覚が今日、日本の中にたくさんのお不公平を生ずる原因をつくつておると私は思ふわけです。だから、その点について年金局長は法制上の問題として、あるいは法制上の整合性とか、そういうような立場から議論をされまされけれども、私はやっぱり、これは国民感情の立場から、国家公務員や共済組合で通算されておる人たちは、軍人というのでも国家の公務で、その後公務だから、それでいんだというだけでは済まないと思ふのです。命をかけて戦場で戦つたその戦友、一緒に鉄砲を持つて、どろまみれになつて戦つた。一人はその年金が通算をされて一人は全然通算されない。通算されないとしたら、その二十歳から二十五歳までの間の青春時代を戦場で過して、帰つてきてから私企業で勤めておる人は、その人の人生というものは、そこで三年なら三年間、これはなかったといふことになるのです。空白ですか。それは空白じゃない。空白といふことでやむを得ませんというのなら、これは仕

方がないですけれども、その間死んでおつたんじゃないのですからね。一生懸命国のために戦つておつたんだ。間違つたかかわからぬけれども、その当時の政府の、醜の御構としてという言葉に操られて、一銭五厘の召集令状一本で駆り出されて、命をかけて戦つた者が、その期間は全然認められない。空白だ、何にもない。こんなことが果たして正しいのだろうか。この点について局長も一度、前向きな……。

○木暮政府委員 共済組合で恩給をつないでおりますのは、昭和三十四年に恩給制度を変へまして共済制度にいたしましたわけでございますから当然、恩給期間をつなぐことになるわけでございます。それは軍歴者に限らず、文官関係の恩給資格者も引き継いだわけでございます。

一方、厚生年金でございますが、先生のおっしゃること、私も工場に勤員されましたり、最後には兵隊に行きましたのでよくわかるわけでございますが、あの当時、戦場も銃後も同じだといふことで、現実にも国内で空襲で亡くなられた方も大ぜいいるといふことでございまして、厚生年金のように民間の保険という立場でございまして、軍歴のある方だけを拾つて適用するといふことはできないわけでございます。厚生年金は昭和十七年に適用になつたわけでございますが、その前にさかのぼらせる、あるいは当時の適用範囲を広げるといふことであれば、やはり、さらに一般のサラリーマン、労働者と一緒に措置を講じなければならぬ、こういうふうにしてゐるわけでございます。で、軍歴のある人だけを拾うといふことは、一方でまた、民間の工場で働いてゐる方や銃後で働いておつた方の大きな不満を引き起こすといふことではないかといふふうに考へておるわけでございます。

○川本委員 ただいま局長は、昭和三十四年の法律改正によつて、いわゆる軍人等の期間を現在の共済組合法で戦前の文官も含めて通算することにしたのだといふお話です。厚生年金法も昭和五十三年に改正をして、そういうものも通算できるよ

うにすればいいと思う。

私は前から、この問題について、まだ質問はいたしておりませんけれども、年金局の担当者の方々と課長とか課長補佐に来ていただいて、何度か私の議員会館で討論をいたしました。その都度、返ってくる答弁は、すべて旧軍人等については恩給法の所管でございまして、これは総理府恩給局の所管でございまして、私ども年金局には関係がございせん、こういう言い方で、今日まで何度やっても同じことだった。私はきょうは、わざと恩給局は呼ばなかったわけです。というのは、これを恩給法の問題として片づけるのではおかしい、共済組合法と同じように厚生年金法の改正によつて処置すべきではないか、私はこのように考えておるわけなんです。

いろいろ申し上げたいこともありますけれども、時間も参りましたので以上、私の意見を申し上げて、きょうの質問を終わりたいと思います。

○木野委員長 この際、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後一時六分開議

○木野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。斎藤正男君。

○斎藤(正)委員 委員長並びに同僚各位の御理解をいただいて、差しかえて参りました。

私は戦争の犠牲によつて多くの方が大変な御苦勞をなさったことに対し、特に軍人軍属あるいは準軍属といったような方々に対する援護の手が、必ずしも十分でないにしても今日いろいろ立法措置がとられ手当てが行われている中で、問題になつております非戦闘員という言葉が的確であるかどうかわかりませんが、いわゆる一般戦災者に対する援護の手がきわめて不十分ではないかという認識に立つて、数点をお尋ねいたします。

たいと思うわけでありませう。

その前に、戦後三十三年、佐藤総理大臣は、沖繩返還問題を論議する際、沖繩の復帰なくして日本の戦後は終わらないという有名な言葉を残しましたけれども、私は、沖繩が復帰した今日もお戦後は終わっていないと思うわけでありませう。齒舞、色丹、国後、択捉を含めた千島列島の返還は、これまた国民的な熱望であり、あらゆる国際法規に照らしましても返還されて当然でありますから、このようなことも当然、戦後の処理として行われなければならない問題だというように思つておりますが、同時に、前段申し上げましたように、一般戦災者の援護が遅々として進んでいない現状もまた、戦後の処理が終わつてない一つではなからうかというように思うわけでありませう。

冒頭、大臣に御答弁をいただきたいわけでありませうけれども、まさに戦後は終わっていない、まだ処理すべき事柄はあるという認識に立つて、厚生行政を進めていただいているというように思ひますけれども、日本の戦後は、政治的な処理として終わったのか、あるいは終わらないのかという点を、まず伺いたいと思ひます。

○小沢国務大臣 おっしゃる通りに、私も戦後は終わったという感じを持たないです。いま、おっしゃいました北方領土の問題もありますし、日ソ平和条約も締結されておられませんし、日中平和条約も締結されておられません。また、国内から見ますと、いま、おっしゃったような戦争による万般の犠牲者のたくさんおられる今日、大部分はだんだん、だんだん解決をしてきておりますけれども、まだまだ、そういう面からいいますと、気持ちの上では、政治家として戦後は終わったということを言う気持ちになれないというのが率直な考えです。

○斎藤(正)委員 大臣の見解、私も正しいと思ひし、そういうお気持ちで、この一般戦災者の扱い等につきましても熱意を持って対処をいただきたいというように思うわけでありませう。

三十三年たちましたので、軍人にいたしました

も軍属にいたしましたも、あるいは準軍属と申しますか、これらに類する、いわゆる国と雇用関係というところにも割り切った考え方でありませうけれども、そうした関係にあつて、援護の対象になつてゐる方々の数は、戦後三十三年の時日的な経過によつて減つてゐるのではないかと。ここに確たる資料を持つてゐるわけではございませんけれども、一面、国会並びに政府の配慮によつて範囲が拡大をされ、救済という言葉は適当でありませうけれども、対応の範囲も広がっておりますから、一体どういふ推移になつておるのか。法律に基づく援護の対象になつてゐる件数の増減は、いまがピークではない。ピークを過ぎて減少の傾向にあるのではないかと。このように思ひますけれども、局長から概略のお答えをいただければと思ひます。

○河野(義)政府委員 援護法におきます遺族年金あるいは遺族給与金、あるいは障害者に対する障害年金、そういった数の推移でございませうが、これはもとより遺族年金にいたしまして、遺族の關係者は非常に老齢化が進んでおるわけでございまして、そういったことから年金受給者が死亡されて、そういったことから年金受給者が死亡されて、それが障害年金についても同様でございませう。

また一方、法律改正によりまして、その範囲が拡大されて、新たに年金受給者等が発生するわけでございませうが、今回御提案申し上げております満州開拓義勇軍の適用につきましても、昭和十二年の開議決定以降のものにまで範囲を拡大いたしますと、それによりまして対象者がふえてまいらるわけでございませう。しかし、大勢といたしましては、年金受給者につきましても減る傾向でございませう。

現在、援護法におきます遺族年金、遺族給与金の受給者は、昭和四十年で見ますと二十一万七千人でございませうが、それが五十二年十一月末現在で見ますと十四万五千件となつておりまして、これは、だんだん老齢化が進みまして失権されると

いうことから出てくる必然の結果だろうと思ひます。

○斎藤(正)委員 お答えにありましたように、いろいろな対象範囲の拡大に努力をされてゐる中で、対象者というものが四十一年の二十一万から五十二年の十四万に減つてゐる。これは時日の経過が何となくも圧倒的な理由であるというように思ひます。傾向だけ結構でございませう。

○河野(義)政府委員 遺族年金あるいは障害年金等の改善につきましては、逐年、制度改正によりまして改善されてまいつておるわけでございませう。今回御提案申し上げてゐる遺族年金におきまして例をとりますと、現在月六万円、六万円年金と称されておりましたが、その六万円年金を今回七万円年金にしたい、月七万円年金の遺族年金に改善したいというふうに考えております。改善の方法は段階的でございませうけれども、二段階で、まず四月には公務員のベースアップ率に対応する分を改善いたしまして、それから六月から、さらにそれを上乗せしまして七万一千円の年金にしたい、こういうふうな考えでおるわけでございませう。過去のことについては、また後であれたいと思ひます。

○斎藤(正)委員 金額は、予算規模あるいは貨幣価値等いろいろありますから、ふえてゐることは当然であるし、また、ふやさないければならないというふうに思ひますけれども、いづれにしても対象者が三十三年の経過によつて減少の方向に行つてゐることは間違いない。一方、国と雇用関係といひますか、指揮命令系統の關係になつた、いわゆる一般戦災者に対する対策といつたようなものも、今日の段階では、もう一遍検討をしなければならぬときに来ているのではないかと。このように私は思ひます。

しかし、残念なことに、いろいろ資料を拜見をいたしまして、戦災都市で戦災によって亡くなった方あるいは戦災によって負傷された方等々の確かな人数の把握ができていないというように聞いているわけであり、総理府からも御出席をいただいておりますけれども、一体これらの方々の人数の把握はどのようにされているのか、おわかりであったなら教えていただきたいと思います。

○河野(義)政府委員 一般戦災者の把握ということは非常にむずかしいわけでありまして、御承知のように戦災でそういった資料がなくなっているということ、それから戦後三十余年たちまして関係者の記憶も薄れる、そういったことから、現時点における、そういう一般戦災者の数を把握することはむずかしいと思っておりますが、私どもが承知しております数字は、昭和二十四年に経済安定本部がまとめた調査結果によりますと、死亡者が二十九万九千五百人、行方不明の方が二万四千人、それから負傷者が三十四万五千人、こういうふうな調査結果が出ております。また全国の戦災都市連盟調べによりますと、戦災による死亡者は約五十万九千五百人、こうなっております。また厚生省が昭和四十九年に行いました厚生行政基礎調査によりますと、昭和四十九年六月一日現在で戦災による障害者の数は約三万五千人、こういうふうな把握はしております。

○斎藤(正)委員 これはいろいろ調査があるようございまして、お話のありましたように経済安定本部が昭和二十四年七月に調査をされた結果、厚生省が調査をされた結果、さらにお話のありましたような戦災都市連盟が調べた結果、いろいろございまして数字が違っております。これは数字が違つてあたりまえだとも思っておりますが、非常に困難なことだとも思っております。たゞ経済安定本部が行った調査で戦災死者が二十九万九千五百人、負傷者が三十四万五千というふうな形になっているにもかかわらず、戦災都市連盟の調査によりますと戦災死者は五十

万を超しているというふうなこともなっているわけであり、厚生省の四十九年調査による戦災による負傷者の三万五千という数字と経済安定本部が調査をした当時の三十四万五千という数字、これまた十倍というふうなことでありますから、容易ではないというふうに思いますが、これらの調査はどのように思われますか、何かこの際もう一遍、画期的な一般戦災者の死亡者あるいは負傷者の調査をやる意思があるのかないのか。あるいは四十九年の厚生省が行った調査が基本的な数字として国が責任を持って把握している数と見ているのか。この辺の見解はいかがですか。

○河野(義)政府委員 厚生省が昭和四十九年に実施いたしました厚生行政基礎調査におきまして把握、推計しました三万五千人の戦災障害者の数は、その昭和四十九年六月一日現在における現存者を押さえておるわけであり、したがって、二十四年の経済安定本部の数字とは、その後死亡された方もありますので、数字が相当開くのはまた事実でございます。そのほかのいわゆる戦災によりまして死亡された方の数字につきましては総理府で調査をなされておりますので、その方でお願いたします。

○藤井(良)政府委員 私どもの方で現在、本年度の予算ないし来年度の予算で調査しようとしておりますことは戦災の史実の調査でございます。全国各地が空襲や艦砲射撃による戦災を受けてから、すでに三十余年を経過しているわけであり、いまだに一部を除いては、ほとんどその記録というものが整理されておられません。これを戦後三十年を一区切りといたしまして、こういうような資料を収集し、戦災の惨禍を後世に伝え、戦災犠牲者の慰霊に資するということを目的としておりますので、必ずしも私どもの資料で正確な数字が上がつてくるかどうかはわかりません。

○斎藤(正)委員 戦災による負傷者は、厚生行政の一環として四十九年に厚生省で調べた結果が出ています。しかし、戦災による死亡者は総理府で、いま関係団体をお願いをして調査をして

いるということのようございすけれども、なぜ、そういうことをされるのか。厚生省が四十九年、厚生行政の一環として調査をされた中にも戦災による死亡者の数というのは調査をされたのではないかと申すのですが、そのときには、おやりになっていないのございすか。

○河野(義)政府委員 厚生行政基礎調査におきまして戦災による障害者を把握いたしましたねらいは、一般の身体障害者と、それから戦災による障害者との比較におきまして、どういう違いがあるかということをお考えまして、そういう調査を実施いたしましたものでございまして、戦争による死没者についての調査は厚生行政基礎調査自身の中に入っておりません。

○斎藤(正)委員 大変、役人的な答弁でありますけれども、戦争による戦没者の調査というのは厚生行政ではない。どこにも属さないから便宜上、総理府にお願しているのだということございすまいですか。

○河野(義)政府委員 厚生行政基礎調査と申しますのは、この調査の名称のとおり厚生行政を実施する上におきまして必要な基礎的な資料を得るわけでございます。その中で一般の身体障害者とそれから戦災による身体障害者を比較して、どういう状況にあるかということを見たいわけであり、また、もともと、そういう死没した人を調査するために企画されたものではございませんので、そういう意味で申し上げたわけでございます。

○斎藤(正)委員 総理府に伺いますけれども、関係団体にお願いをして予算もつけて調査をいたしているということございすけれども、いづれ、その実態は明らかになるのでありまいでしょうか。

○藤井(良)政府委員 一応今年度調査いたしました、まだ全部終わっておりませんので、来年度いづれにかかって調査する予定でございます。ただ、これは先ほど申し上げましたように史実の調査でございまして、死没者の数そのものが、その明確に出てくるというふうには考えておりま

せん。

○斎藤(正)委員 史実の調査のようございす、その際やはり数字の上で一般戦災死亡者の数も出てくると見て差し支えありませんか。

○藤井(良)政府委員 もちろん、ある程度は出てくると思ひます。ただ全国、大きく空襲をやられたところなどは、それぞれのごとく調べていただきますけれども、必ずしも悉皆調査みたいな形で調査するわけはございませんので、それほど正確な数字が出てくるかどうかは疑問でございます。

○斎藤(正)委員 いずれにいたしましても、厚生省の調査によります戦争による障害者の数あるいは総理府が行つております戦争による一般戦没者の数等々、こゝ、二年のうちにはある程度明らかになってくるというございす。しかし、今日なお一般戦没者並びに一般戦傷者に対しましては、援護の手が差し伸べられていないというのが実態であるというふうに思ひます。過去における国会のいろいろな質疑討論の中で明らかにされていることは、まず第一に、その実態がきわめて不明確だ、把握をしないというところが一つ。もう一つは、果たして援護の対象にしたいのかどうかというふうなことが論議されてきたようであり、もし仮に、数の上で実態が把握されたといふことがあれば、これはちよちよすることなく、たとえば一般障害者とは別に、これは戦争による障害者ですか、あるいは空襲によるものもありまいし、あるいは艦砲射撃によるものもありまいし、いづれにいたしましても戦争による障害であり死亡したことになるまいれば、何らかの援護の対象にしていただくべきだといふふうな私に思ひます。

いろいろの関係があることは承知をいたしておりますけれども、遺族の気持ち、あるいは負傷された御本人の気持ちに立つたときに、このまま放置していいという問題ではない。国家総動員法のもと国民皆兵という精神的な気持ち、あるいは実態的な生活様式等々からいたしまして、これは

ほっておけない問題だというように私は思うわけでありすが、大臣、先ほど戦後の処理の問題はいろいろ残っている、これからも十分配慮しなければならぬというお話でございましたけれども、いま私が申し上げている一般戦災による死亡者並びに負傷者に対して、どのようにお考えになつておられますか。見解を伺いたいと思います。

○小沢国務大臣 先生御承知のようにドイツとかイタリアは、戦災による死亡者、負傷者に援護措置をとつておるわけですね。日本ではそれはとつていなかったわけでございます。それで直接、軍との関係の戦場ないしは戦地という概念でとらえて、それで恩給法なり、あるいは援護法なりで、その対象にしている、そういうことでございす。実は、いろいろな政策のとり方、議論はあるだろうと思うのですが、そのかわり日本は一般の社会保障の系列の中で、それを同じように考えていくというところで、やつてなかったわけでございますが、私は、たとえば戦後であっても兵營の中にいても、戦後にあつても近代戦は一つの補給戦ですから、しかも国民挙げて戦いに加つたと同じ意味なので、そういう面から言えば、おっしゃることは私もよく理解できるのです。

ただ今日現在で、すでに戦後三十年もたち、そうして生活も経済力の回復とともに非常によくなり、一般の社会保障も非常に前進してきた今日、改めて取り上げるといふことについて、一体どういう考え方でいくべきなのか。私のように、戦力戦なのだから、家庭にあつて一般の民家におる人も、すべてが国力の培養のためにやつておるの、その戦後があつてこそ戦争ができたんだという考えに立てば、全部同列に扱えという思想も出てきますけれども、今日の厚生省の考え、というよりも国全体の考え方が、どこかで割り切つて、みんなの税金でやるんだから、どこかで線を引こうというところで考えられておるものだから、お話を気持ちよくわかるし、これは亡くなった方もさることながら、非常に大きな身体障害を受けた方もいらつしやるので、そういう方々が、公務

に起因する非常に軽度な戦傷の方と、われわれがどうして差別がつくんだ、こういうことを言われますと、私も本心に気持ちとしてははもつともだ、こう思わざるを得ないわけでございますが、制度の立て方が、戦後三十年というところで来ましたので、しかも今度、今日から振り返つてみますと先生のような議論もあつて、戦後は終わらぬのだから、これをやれとおっしゃいますけれども、もう三十年たつて生活もよくなり、社会保障も進んできた今日、そちらの社会制度の面で、一般の福祉政策の面で解決をしていくべき問題だから、改めてここで、公務というもので戦後引つぱつた線を、いまさら崩す必要はないのじやないかという意見で、いままでは一貫して来ておるわけですから、検討を要する問題ではあると思つても、いま私はここで大野伴睦さんのあれを前にして、でんとあの人の調子のように腹をたたくような勇氣は、どうもなかなか出てこない。いろいろ検討させていただきます。

それから、調査は確かにやつておいた方がよかつたのではないかと思つたのですが、こういう調査をやりますのは、恐らく調査をやつた目的というものがあるわけですね。戦災による死亡者の調査をやる、それならどういふ目的でやるんだ。その援護のためならわかりますけれども、何の目的もないのに調査をやるというわけにもいかないんですね。ところが、それじや目的を持つてやるかという、その方針を決めてからでなければ本當の調査はできませんから、実際のところ厚生行政基礎調査でも結局、身体障害者の分類をするための調査というふうな形が出てきて、したがつて戦争犠牲者から見ると、まだ不十分な調査になる。ですから今度の総理府でやつていただくこれは、日本戦災遺族会に委託してやるわけですから、史実の調査ではあるが、同時に、やはり正確に実体をつかむような内容にしようように私もお願いをしたいと思つたのです。いま改めて厚生省が調査しますという目的を持つて調査しなければならぬ。それは目的の政策が決まらぬうちに、な

かなかできないということでございますので、総理府の方で何とか、できるだけ正確につかんでほしいなと思つた。それを見た上で、いろいろ、いままでの方針を変えるか変えないかは検討させていただきます。

○斎藤(正)委員 大臣も、この席に立てば私のような気持ちで質問をすると思つたのです。歯切れの悪い御答弁——まあきつめて明快な御答弁だと思つても、気持の上では、ずいぶんお迷ひになつて答弁をされておるというように思つたわけ。

そこで、たとえば徳島県徳島市は、戦災による死亡者に、一時金ではありますけれども、ある程度の金額を給付したという実体もあるわけでありすが、これは法律に基づくものではございませんので、徳島市が特殊な措置をとつたのだというように言われるかもしれない。また総理府の資料を拝見いたしますと、沖繩開港場の予算の中に對馬丸遭難学童遺族特別支出金支給事務委託費というのがございす。この對馬丸遭難学童というのは沖繩の戦火を予想して沖繩から本土のしかるべきところへ学童を疎開するという措置をとり、對馬丸がその任に当たり、途中で爆沈されて、ほとんど犠牲になつたということだと思つたのです。この對馬丸遭難学童の遺族に対して特別支出金を支給されるということは私は結構なことだと思つたわけ。しかし、これは法律に基づく措置ではないと思つたのでありまして、なぜ、この對馬丸遭難学童の遺族にこうした措置をおとりになつたのか。この措置を悪いと言ふのじやないのです。結構なことなんです。こういうこともあるのですから、解釈なりあるいは厚生行政の一環としての配慮というふうなものには幅を広げてしかるべきものだといふように思つたわけですが、大臣に総理府所管のことを聞いてもどうかと思つたのです。大臣は一体この措置をどのようにお考えになつておられますか。

○小沢国務大臣 對馬丸の遭難学童の遺族に対して、実は私も、特に社労の皆さんの御意見が非常に強かつたものですから、これは沖繩における戦闘に参加した学童には準軍属としての処遇をいたしておりましたのに、そういう点を考慮しまして、對馬丸の遭難の時点に乗つておられた学童も準軍属としてやはり処遇すべきじやないかというふうなことから、こういうことを社会労働委員会の皆さんが、何とかそういう面から取り上げて、これだけは解決しろという強い要望がありましたので、今年、五十二年度から実施をされたわけでございます。したがつて、それじや他の引き揚げ船の方も一緒に同じようなことをすべきじやないかという意見も、進んでまた出てくるわけでございますが、やはり沖繩の学童という同じ取り扱ひというふうな線で一応引つ張つたわけでございます。これは長い間の懸案だったものでございすが、いわば善政だったのじやないかと私は思つたわけでございます。

○斎藤(正)委員 おっしゃるようにならば結構なことだと思つたのです。ただ、この對馬丸の件について、社会労働委員会の超党派の長い間の熱望でもあつたということで、五十二年度から予算化したというところでありますが、そうすると戦災による一般死亡者、さらに戦災による障害者、これは社会労働委員会における超党派、全部の委員の熱望でないということになるのでしょうか。もし社会労働委員会が全員挙げて口を酸っぱくお願いすれば実現できるというふうなことになる。言葉じりをとらえるようで大変申しわけないのですけれども、そういうふうな考え方も生まれてくるわけでございます。私は、戦後は終わつていないという解釈の中から、この對馬丸に乗つていた学童の遺族に対して弔慰の制度が設けられたこと等々も考へて、やはり一般戦災死亡者なり、あるいは負傷者に対する援護の手も順次伸べていくような方向で御検討をいただくのが善政であり、政治であり、戦後の措置の一つであらうというように思つてならないわけでありまして、大臣の所見をもう一度伺いたい。

○小沢国務大臣 戦争の関係で起こつたものもろ

の悲劇というものを、あるいはまた人命あるいは身体的、財産的な損害について、いろいろな対策をとっていかねばいかぬことは、戦争を過去に経験した国あるいは政治といふと、考えていかなければいかぬだろうと思ふのです。ただ、その場合に、どうしてもやはり一定の制約が出てきて、どこかで限界といふか線を引かなければいかぬというところから、そうした総力戦の場合には広がりというものを考えますから、どうしても国民の税金を使う場合に、どこかで線を引かなければいかぬということで、今日の段階で、いま斎藤先生から、おまえ、一般の戦災者、負傷した方あるいは亡くなられた方に対して何かやるべきじゃないか、こう言われて、いま今日現在で私が、それはもうもつともです、やりましょうというときには、どうもまだ残念ながら、そこまでの答えはできないわけでございまして、何らかのその前に、いろいろな解決をしななければいかぬ問題がまだございます。率直に言いますと同じ戦闘に参加した人でも、まだ処遇をされてない方々もいらっしゃるのです、逐次あるいは考えていかなければいかぬということから考えますと、もうちよつと先の問題として、ひとつ御議論をいただきたいと言わざるを得ないわけでございまして、御了承いただきたいと思ふわけであります。

○斎藤(正)委員 際限がない、どこかで線を引かなければならない。それはもう政治の常道でございますが、際限はあるのですよ。先ほどお話のありました厚生行政基礎調査による戦争による負傷者は三万五千人だ。それから死亡者だつて大体三十万人台だろうという統計も出ていますね、ここでも一線を引いても、それは国民のコンセンサスを得られない問題ではない。ぜひひとつ今後の配慮によつて、こうした方々に対する援護の手を広げていただきたいというように思ふわけでございまして。と申しますのは同じ障害者にしても、戦争による障害という歴然たる事実があるわけでは

す。同じ死亡者にしてしましても、空襲なり艦砲射撃による、戦争による犠牲という大義名分があるわけですから、これに配慮をして、悪政だというようになせしめる心配は毛頭ないというふうに思ふわけでございまして。大臣のおっしゃること、わからないわけでもありませんけれども、もう一度これらの配慮についてお答えをいただいで、私の質問を終わりたいと思ひます。

○小沢国務大臣 ひつとまた社会労働委員会の皆さん方とも相談しながら逐次、援護対策というものは進めていかねばいかぬと思ひます。ただ、厚生行政基礎調査で障害者という観点から、障害者一般と、それからやけど等の障害による方々と、それから国内空襲による障害者等の方々の、たとえば病気があつた場合に入院だ、通院をやっている方々、あるいは病気がない方々、あるいは、その他のいろいろな調査を試みた結果では、どうも特別そういうような援護を必要とするという実体的なものが統計上、基礎調査では出なかつたのです。それで厚生省としては、これは特に取り上げてというより、一般の社会保障、福祉政策の観点からやるべきだという結論に、そのときはなつたようでございます。

いま先生のそういうようなお話でございますし、この問題は前からあることを私も知っておりまして、特に障害者の方々は非常に強い要望をしておられます。また一方においては、ただ空襲だけでなくて、一般の空襲で焼夷弾が落ちた。それについてうまく処理した方と、そうでない方、あるいはやむを得ず負傷した方と、艦砲射撃でまさに戦闘行為がどんでん行われて亡くなつた方とは、やはり軽重もつけるべきではないかという議論もあるだろうと思ふのです。したがつて、どこからどういふふうにやつていくかという問題もございまして、それらはもう少しよく検討させていただきます。と思ひます。

○斎藤(正)委員 終わります。

○木野委員長 次に、金子みつ君。

○金子(み)委員 私は、戦争に絡んで、戦争があ

りましたからこそ存在する従軍看護婦さんの問題につきまして、いままでも、二、三年來たびたび、いろいろな委員会あるいは予算の分科会等で討議があつたこととございすけれども、何遍やっても一向に明かれないという感じが強くいたします。それで、きょうは改めてまた、この問題を提起して、そして厚生省と総理府の御見解を承りたい、こういうふうに思つて質問させていただきます。

前回の戦争のときに従軍看護婦と呼ばれておられる方たちは、いわゆる旧陸海軍看護婦のほかに赤十字の看護看護婦の人たちもあるわけです。そして御承知だと思ひますけれども、この人たちは日華事変以來、軍の命令に基づいて戦時衛生勤務というのを命じられたわけです。しかも、そのときにはこの赤紙です。兵士と一つも違ひません。これは昭和十二年九月一日看護看護婦山崎近衛さんに出されたもので「特別看護看護婦トシテ召集ス依テ九月十五日午後拾時高知縣高知市西弘小路日本赤十字社高知支部ニ参着シ此ノ召集狀ヲ以テ届出ラルヘシ 日本赤十字社高知支部」と書いてあります。これが出されております。

あるいはまた、陸軍大臣東條英機の名前によりまして陸軍省から出た「看護看護婦ノ件達」と書いてありますが、これは昭和十七年一月十四日です。「日本赤十字社社長公卿徳川昭順殿」となつておりまして「南方軍及臺灣軍ニ於ケル衛生勤務補助ノ爲別紙要領ニ依リ其社ヨリ看護看護婦ヲ派遣スヘシ」これは陸軍大臣から赤十字社の社長に命令が出ています。そこで赤十字社が看護婦を召集するわけですね。いまは南方軍及び台湾軍、これはまさに外地の戦地です。同じようなものは内地の「病院ニ派遣スヘシ」という命令も出ております。

いずれにいたしましても、このような形で、兵が赤紙による召集令状を受けて、そして戦地に、あるいは内地におけるそれぞれの部署に派遣されたのと全く同じ形で派遣された人々たちなのです。

数の上から言えば、赤十字の看護婦さんたちは延べ三万五千七百人。何遍も行った人もあるのです。召集令状を二度も三度も受けた人があるのです。たつた一遍だけじゃないのです。それです。から実数といつたしましては二万六千五百人ぐらひになります。この赤紙召集令状というのは、申し上げるまでもありませんけれども特になしです。それから拒否することは絶対にできない。国の絶対命令ですね。ですから看護婦さんたちは病院で働いている単身の看護婦さんとは限らないわけですね。もう第一線を退いて家庭に入つて母親として、あるいは主婦として過ごしていた人々もたくさんあるわけですね。そういう人々たちにも召集令状は来たわけですね。ですから子供があつても、乳飲み子を抱えて授乳中の若いお母さんですら、子供をほうり出して行かなければいけないかつた、そういう実態があつたことは御承知だと思ひます。

そういう人々たちが戦地で、任期は二年となつてゐるのです。原則は二年です。しかし二年で帰つてきた人というのは少ないわけですね。二年でしかれども大方の人たちは、それ以上五年も六年も、あるいは七年も八年も、一番長い人は十四年五カ月、長い期間です。戦争が終わつてからでも内地へ帰ることができない。一般の人は帰つてやつたのです。一般の人は引き揚げましたけれども、看護婦さんたちは看護の技術を持っていますという特殊技能者であるということがゆゑに残されちゃつたのです。抑留されたのです。そして七年も八年も外地で働かされて帰つてきたという人々たちがたくさんいらっしゃるわけですね。

ところが、この方々たちに対して国は何を処遇しているかという問題なのです。前々からお話が出ておりますように、戦争によつて召集された全くの公務ですから、この人々たちはどうやって遇するかということになれば、いままでのほかの人たちの例を見れば恩給法で遇されているわけですね。兵士の場合には、まあ軍人さんたちもそうですけれども、恩給法の適用をもちろん受けるほかに、戦時

さらに日本赤十字社からは、五十三年三月六日、厚生大臣あてと総理府総務長官あてに「戦時衛生勤務に服した元日赤看護員に対する国家的優遇措

〔委員長退席、越智(伊)委員長代理着席〕  
先ほど私、斉藤先生に申し上げたように、同じ戦地において戦闘に参加した人で、まだ処遇を受けていない方々をまずやって、それから一般戦災者の問題に移りたいと申し上げたのも、そういうのが念頭にあつたからでございます。ただ問題は、いま金子先生その赤紙をお示しになりました。こ

しかし私は率直に言ひまして、本当に戦闘部隊と一緒になつて看護婦さんが移動し、勤めていたのですから、だから、この社会労働委員会と野党の先生方御相談つて、ひとつどうでしょうか。そういう国の立場も頭の中に置いていただいて、もつと厳密にひとつ、この範囲だけでもというやうな何かお考えを、なるべくまとめていただいて、それから一步一步いくな考え方でやつていただく、私それを持つて今度、政府部内で一生懸命にまた努力をする。そういうやうな方向でもとつていただかないと、どうも私、政府の立場として、そういう広がり等を考えますから、しかも国家権力で直接行つた軍属や準軍属の方も、とにかく何百万とおられるわけでございますので、いま従軍看護婦さんだけを、すぐここでどうということとは、何かもう少し整理をした上で、本当にここだけというところで考えていかないと、現実問題として予算との関係もあり、いろいろあるものですから、その辺の考え方をひとつと野党で御相談つて、われわれも一緒になつていくやうな方法はないものかなという感じがいたします。

○金子(み)委員 いまの大臣の御答弁ですと、いつも同じような答弁がどの場合にでも出てくるんですね。何かのものを一つ取り上げると、いやそれだけじゃない、こういうものもある、こういうものもある。だからそういうものを一緒にやらなければ、それは決まらないとか、それをやるためには特別に何か考えてもらいたいとか、いつも同じよ

これは役所の立場とすると、看護婦さんだけのことを考えていられないのだというふうに聞こえてしまいます。それはほかにもいろいろあったと思いますけれども、私が非常に問題だと思ひますのは、あとの方たちは男性ですよ、みんな男子です。ここに男女の格差があるとか差別があるとかいうことは、もちろん言いたくありませんし、そんなことはないんだと思つていますけれども、しかし戦争が終わつて引き揚げてこられた時点では、女の人の就職の場所なんてないですよ。男子は何とか就職の場所があつたかも知れませんが、あの時代に、なかなか女の人にはなかつたということもあります。というふうなことで、全く同じだというふうに考えることは無理なんじゃないでしょうか。しかし、この議論ばかりやつていますと時間がかかりますので、その考え方は私たちがはいただけませんというところで預からせていただく、話を先に持つていかなければならないとい

厚生大臣はそのようにおっしゃいましたけれども、いままでの国会における何回かございます質疑応答の中で具体的になりましたのは、五十年から五十年、五十二年とずっと続いておりますが、五十年のときに十一月六日参議院内閣委員会、十二月十八日衆議院内閣委員会、どちらにも内閣委員会ですが、厚生局長の伊藤三郎、それから

そのときに、この問題につきましては附帯決議がついてゐるのです。「戦地勤務に服した日本赤十字社の救護看護婦の処遇については、旧軍人、軍属に比して不利となつてゐるものがあるので、その救済措置を図るよう検討すること」という附帯決議がついておられます。これがつたのが五十年です。いまは五十二年に入つたところですから、少なくとも二年半近く時がたつてゐるのですが、その間に何が検討され、何が努力され、どのようなことになつたのかということ、これは恩給法の関係でございまして、総理府からお答えいただきたいと思います。

○手塚説明員 先生御承知のとおり私も、いま研究中で、御指摘の点は先ほど厚生大臣からお話したのですが、実は先生御指摘のとおり五十年、私いまのポストにつきましても、この問題が起きました。国会で附帯決議もつけられまして検討を進めたわけですが、当初われわれが検討しておりましたのは、御要望が恩給法を適用していただきた。これは心情的に本当によくわかる点がございまして、ただ制度を預かる者といつたしましては、そこになかなかむずかしい問題があるわけなんです。たとえば身分的に違ふ方、恩給法の適用をされてない方、しかし仕事を全く同じにしてゐる方といつたしましては、たとえば昔であれば雇用人といふことで、机を並べて仕事をしても身分が違ふといふことで、いまだに恩給法の適用はされておられません。やはり、そういう方のことも考えなければいけないといふことで、いろいろ研究を進めたわけでございますが、恩給制度をそのまま適用する、すなわち振り返つて、この人たをたとへば公務員としてみなしてしまふといったような方法は、一つの制度としてはなかなかとれないといふ大きな壁にぶち当たつてゐるわけでございます。

そういう研究に数年かかつてゐるわけでございますが、ただ最近では、やはりそれだけではだめだといふことで、もう少し広い観点から検討し、解決策を求めたいといふ立場で研究を進めて

いるわけでございます。

○金子(み)委員 検討を何回続けても、なかなか明かれないのはその辺にあるわけですね。その後ずつと、この問題については国会の中で議論が進められておりますが、五十二年四月十二日の衆議院内閣委員会でも前総務長官、藤田総務長官が、恩給法の内部である別置の措置をとるか、できるだけ早く、二年、三年と言わず、できるだけ早く何らかの措置をとりたい、こういうふうにご答弁していらつしやる。それから、ことしに入つても今度稲村長官になりませんが、稲村長官が、各機関に連絡をとり合ひ、何らかの形で問題を詰めていきたい、一つずつ詰めていきたい、このようにおつしやつていらつしやる。そうすると何らかの形とか、何らかの措置とかという言葉があらここに使われてゐるのです。これは、恩給法は絶対だめだから何らかの形、別の形でという意味なのかどうか、それが一つ。いま一つは各機関と連絡をとり合つてというふうにおつしやつていらつしやいます。各機関に連絡をとり合つてなされたのかどうか。それを聞かしていただきた。

○手塚説明員 私ども本当に五十二年度に、実は五十年から調査費がついておるのですが、(金子(み)委員「時間がございまして簡単にお答えください」と呼ぶ)私どもで、恩給制度をそのまま適用するといふことについては、やはりかなりむずかしい壁があるといふことは認識いたしております。その辺も踏まえられまして、現在の総務長官、前の総務長官もやはり、しかし心情的には御同情され、さらに何かの方法はないかといふことで、そういう御発言になつたわけでございます。それを受けまして、やはり恩給局でやつてゐる限りでは恩給制度の範囲内だけの検討になつてしまふのではないかといふことで、最近では総理府の内部でも全体として受けとめる検討を行うようになつております。必要に応じて関係省庁にも御協力をいただくようにしております。

○金子(み)委員 もう一つ落ちていきますね。関係

機関と連絡をして何かなさいましたかといふのは、どうなりましたか。

○手塚説明員 恩給制度を超えての方策を探すとになります。先ほど厚生大臣のお話に出ましたように、たとえば旧軍人の方、そういう方とどういう関係にあつたのか、旧赤十字の救護員という方にどういった特殊性があり得るのか、そういう点まず資料的にも整備しなければいけません。そういう意味で関係省庁にも御協力いただいて資料等提出していただいたり、打合会を開いたりしてやつております。

○金子(み)委員 その問題に関して厚生大臣は前回こういうふうにご答弁していらつしやいます。問題は恩給局の系統の問題だから、恩給局の方で方針が決まれば厚生省としては協力はできるだけする、協力を惜しまない、こういうふうな御答弁をなさつていらつしやるわけでございますが、それは、それはそうに違ひないと思つて、それは当然のことだと思つて、それでなくて、もつと積極的に、この問題に取り組む姿勢を示していただきた。これは私どもは思つてございまして、それは看護婦さんだけではいけません、またおつしやるかもしませんけれども、しかし、この人たちが戦地で何をやってゐたかといふのを御存じなんでしょうか。どんな仕事をしていたかといふことを御存じでいらつしやいますでしょうか。

このことは日本赤十字社が細かく報告書を持っております。これは戦地に行つた人たちは義務になつてゐたといふことが、毎月ちゃんと報告書を出してゐるんです。細かい報告書が出ております。これは婦長さんの手で書かれてゐる。これは特別な便でこつちへ届いてゐるんだと思つて、こういうものはきれいに整理されて保存されてゐますから、厚生省にお願ひがあるのですが、それを日赤からお取り寄せになつて、ごらんになつていただいて、どんな仕事を、どんな業務をさせられていたかといふことをびちつと見きわめていただきた。病院の看護婦さんがふだん仕事をしているような仕事かどうか、それを見て

いただきた。そしてその調査をなさつて、その結果を恩給局に見せてあげてほしいのです。こういうことなんだよといふことを。

恩給局の方たちが、恩給法を適用するとかしないとかといふことをいろいろおつしやいますけれども、私は考え方だと思つてゐる。法律の解釈の仕方はいろいろあるんですね。それですから、これは恩給法を適用させよう、あるいは準公務員として扱つたらいふじやないかといふふうなことを考えるか考えないかといふのは、その所管をなさる方々の気持ちで変わつてくると思つてゐる。気持ちで決まると思つてゐる。法律は人間がつくつてゐるのですから絶対なものじやないのです。ですから、それを私はお願ひしたい。しかし、恩給局の人たちがそれを考えつづの参考資料がないと思つてゐる。何となく看護婦さんだから病人の世話をしたんだらう、けが人の世話をしたんだらう、それのもちろん仕事ですからやつてゐますが、それ以外にもさせられる仕事があるわけなんです。ですから、そういうものを全部お調べになつて、恩給局が、これで何とか準公務員のような形で何とかして恩給法の適用をしてあげようかとか、あるいはこれは無理だとすれば、ほかの方法で、こういうことを考えようじやないかとか、何か考へていただきたための参考に使つていただけたらと思つてゐる。ですから、それをぜひ厚生省にお願ひしたいと思つてゐますが、やつていただきたすでしようか。

○小沢国務大臣 従来は厚生省の態度は、もし処遇の方法が決まつた時においては、それらのデータとして日赤から調査をし、資料をとり、いろいろ協力を申し上げようという態度だと思つてゐます。ところが、いま先生から、たとえば恩給局が、他の砲煙陣雨の中で基地建設に従事したような一般の準軍属と比較しても特別取り上げるだけの材料がないじやないか。その材料として提供しるという御意見はもっともだと思つてゐる。も

し恩給局との協議の中で、そういうような必要性があれば、すぐ私の方は協力いたします。

○金子(み)委員 大変に素直に御答弁いただいてうれしいと思います。それはぜひやっていただきたいと思います。

それで、稲村長官がおっしゃったように、各機関と連絡を取り合い何らかの形でというのが、それに該当して行くのですけれども、各機関と連絡を取り合い、やるべき稲村長官がおっしゃっているのは二月なんですよ。いま予算の審議が行われていて忙しくてできないというふうにおっしゃるのかもしれないけれども、私は、いますぐでなければならぬというふうなことは申しませんけれども、長官のこの発言は非常に重みがあると思うのです。ですから、これは単独でなかなかできないことはよくわかりますから、関係の省庁が寄り合つて最もいい線を出していただきたいいわけなので、それをインシアチブをとってやるのはどうかと言えは総理府ですよ。ですから、きょうは恩給局の次長がお見えになっていらつしやいますから、次長から一言お考えを述べていただきたいいのですが、この長官の発言を尊重して、できるだけ近い機会に、関係省庁寄り合つて、そして知恵をしぼつていい案を、第一段階ぐらいのことはやっていただけないでしょうか、それをお約束いただけないでしょうか。

○小龍説明員 先ほど御説明いたしましたように、ただいま総理府を挙げて検討しておりますが、これも先般の稲村長官の御意思に沿ひまして、できるだけ早い時期に方向づけをいたしたい、このように努力いたしておりますので御了承いただきたいと思ひます。

○金子(み)委員 いまの御答弁は、総理府の中だけでやっていらつしやるのでしょうか。

○小龍説明員 先ほどありましたように各省からも十分御協力をいただいております。たとえば厚生省からも、いろいろ資料の提供等もお願いいたしております。

○金子(み)委員 それでは、そのことにさらにつ

け加えて申し上げたいと思ひますのは、二月の二十七日の予算委員会の第一分科会で稲村長官の御答弁があります。これは各党の意見の一致を見ておることではないと私は思ひます。というのは、この問題については、私は社会党ですが、公明党の先生も、あるいは共産党の方たちも、あるいは自民党の方たちもあつたかもしれませんが、とにかく各政党から意見が出ていたわけですね、質問もなされております。そういう意味で「各党の意見の一致を見ておることではない」と私は思ひます。そういう意味から、実施というその時期は別といたしまして、「いつから」ということは別といたしまして「その方向だけは国会会中に結論をつけた」と思つております。今国会会中にございまして、その長い時期じゃございませぬ。そのことは二度もおっしゃつておられるのです。先ほど申し上げましたように、その他の方法で処遇を考えていきたい、これは恩給法でなくという意味だと思ひます。今国会会中に必ずその方向を決定してまいりたい、こういうふうにおつておられます。と答弁していらつしやいます。ですから、今国会会中と言へば五月の十七日が会期末でございまして、それまでの間に、この問題については方向だけでも出したというこゝとはつきりおつしやつたわけではございませぬから、このことはぜひ実現していただかなければならないと思ひます。これは公約でございまして、もし、このことができないようなことがあつたら問題になると思ひます。そこで、必ずそれまでの間にやつていただけるかどうかということ、稲村長官にかゝつて恩給局次長、御答弁いただけますでしょうか。

○小龍説明員 私、先ほど来申し上げました、稲村長官の御意思に沿つてと申しますのは、いま先生がお読みになられた御答弁を体してということでございます。できるだけ早くというの、そういう意味でございませぬ。

○金子(み)委員 そういたしますと、その方向を決めるについては、総理府だけで御見解をお出しになることは不可能に近いというふうにも考えら

れます。ですから関係省庁、特に一番関係の深い厚生省が、そのことに大きく一枚加わらなければならぬと思ひます。そのことについて、て厚生大臣の御見解を聞かせていただきたたい。

○小沢国務大臣 関係が深いということは、日赤の従軍看護婦さんであるというふうなことで、それからも一つは、恩給法と援護法というのとは大體うらはらになつて、いろいろ相関関係がございしますから、そうおつしやるのだからと思ひます。ございしますが、私どもは本件は、少なくとも援護法というの、負傷をされたか、または亡くなられた方々の援護法でございまして、元氣でお戻りになつた方々の問題は、これは恩給法の枠内で考へていかなければいかぬ、こういう制度になつておられますので、したがつて私どもは、資料の提供なり、いろいろなことについては御協力申し上げますけれども、これはいま金子先生がおつしやるのだ、こう言われると、応援団としては大いに稲村君とはひとつ、いろいろな知恵を出すように、私の方がどつちかという社労は長いし、専門家でございまして、そういう意味においては、大いにやりましますけれども、役所の立場では、線がちゃんと決まつておりますので、そちらのいまの方は恩給法の枠内で考へていただく、こういうことにならうかと思ひます。国務大臣としては、御承知のように何でも予算が伴うものでございまして、そういうときの応援団がいるかいけないかは大きな違いですから、そういう面では皆さんの御意思を体して、私がひとつ応援団長になりましよう、こういうことでございませぬ。それはつきり、ひとつ区分して考へていただきたたいと思ひます。

○金子(み)委員 役所の縦割行政はよくわかつております。ですから、いま大臣がおつしやつたことは私もよく了解できることなんです。ただ、応援団長になりましようとおつしやつたから、それは忘れませぬ。それはぜひやっていただきた

お金の問題が出てきました。必ず、どこかで出るだろうと思つていたら出てきました。そのお金の問題では、そんなに金はないからというのとなんです。計算したわけではありませぬけれども、こういう数字になるのです。生還していらつしやつた方々のうちの約二一%の方々は公務員になつていらつしやるんです。それから民間に就職なさつたのは四〇%という数字があります。そして約一四%が死亡した方を除き、それから恩給法の該当者がございまして、これは約二千人ぐらいだ

そうですが、これを除いて、残つた方々の中で、召集期間は原則二年ですから、そうすると三年未満の短期の方々はまた除くわけなんです。これは大体半分が半分ちよつとあるそうです。これを除きますと残るのは、私たちがいま問題にしております五十五歳以上の、そして恩給法適用をお願いしている方々の総数が、日赤の調べでございまして約三千名だそうです。ですから大した数じゃないでしよう。そして、この方々は失礼ですが先ほど申し上げました。ですから恩給法を適用したとい

たしませんが、二十歳の方や三十歳の方に適用するのと違ひますから、予算の上では、そんなに大きな打撃を国に与えることはもちろんない。

ですから国としては、命をかけて働いてきたこの方たち、家族も何も全部捨てて、そして自分の命もかけて働いて、幸い九死に一生を得て帰つてこられた方たちなんです。その方々の処遇として、これぐらいのことは国がするのは当然じやございませぬでしようか。それは立場が違ひからとか、ほかにも同じような人たちがいるから、それだけではございませぬと云うような考え方は、一つの理屈ではございませぬけれども、赤紙の召集令状を受けて戦地に行った看護婦さんたちの処遇を何もやらないというのは、社会保障が二十年立ちおくれにいる日本の場合に、何にかえて、この人たちに報いるかというところは考へるものは何もないです。自分で働いて自分で生きていきなさい

お金の問題が出てきました。必ず、どこかで出るだろうと思つていたら出てきました。そのお金の問題では、そんなに金はないからというのとなんです。計算したわけではありませぬけれども、こういう数字になるのです。生還していらつしやつた方々のうちの約二一%の方々は公務員になつていらつしやるんです。それから民間に就職なさつたのは四〇%という数字があります。そして約一四%が死亡した方を除き、それから恩給法の該当者がございまして、これは約二千人ぐらいだ

そうですが、これを除いて、残つた方々の中で、召集期間は原則二年ですから、そうすると三年未満の短期の方々はまた除くわけなんです。これは大体半分が半分ちよつとあるそうです。これを除きますと残るのは、私たちがいま問題にしております五十五歳以上の、そして恩給法適用をお願いしている方々の総数が、日赤の調べでございまして約三千名だそうです。ですから大した数じゃないでしよう。そして、この方々は失礼ですが先ほど申し上げました。ですから恩給法を適用したとい

たしませんが、二十歳の方や三十歳の方に適用するのと違ひますから、予算の上では、そんなに大きな打撃を国に与えることはもちろんない。

ですから国としては、命をかけて働いてきたこの方たち、家族も何も全部捨てて、そして自分の命もかけて働いて、幸い九死に一生を得て帰つてこられた方たちなんです。その方々の処遇として、これぐらいのことは国がするのは当然じやございませぬでしようか。それは立場が違ひからとか、ほかにも同じような人たちがいるから、それだけではございませぬと云うような考え方は、一つの理屈ではございませぬけれども、赤紙の召集令状を受けて戦地に行った看護婦さんたちの処遇を何もやらないというのは、社会保障が二十年立ちおくれにいる日本の場合に、何にかえて、この人たちに報いるかというところは考へるものは何もないです。自分で働いて自分で生きていきなさい

お金の問題が出てきました。必ず、どこかで出るだろうと思つていたら出てきました。そのお金の問題では、そんなに金はないからというのとなんです。計算したわけではありませぬけれども、こういう数字になるのです。生還していらつしやつた方々のうちの約二一%の方々は公務員になつていらつしやるんです。それから民間に就職なさつたのは四〇%という数字があります。そして約一四%が死亡した方を除き、それから恩給法の該当者がございまして、これは約二千人ぐらいだ

そうですが、これを除いて、残つた方々の中で、召集期間は原則二年ですから、そうすると三年未満の短期の方々はまた除くわけなんです。これは大体半分が半分ちよつとあるそうです。これを除きますと残るのは、私たちがいま問題にしております五十五歳以上の、そして恩給法適用をお願いしている方々の総数が、日赤の調べでございまして約三千名だそうです。ですから大した数じゃないでしよう。そして、この方々は失礼ですが先ほど申し上げました。ですから恩給法を適用したとい

たしませんが、二十歳の方や三十歳の方に適用するのと違ひますから、予算の上では、そんなに大きな打撃を国に与えることはもちろんない。

ですから国としては、命をかけて働いてきたこの方たち、家族も何も全部捨てて、そして自分の命もかけて働いて、幸い九死に一生を得て帰つてこられた方たちなんです。その方々の処遇として、これぐらいのことは国がするのは当然じやございませぬでしようか。それは立場が違ひからとか、ほかにも同じような人たちがいるから、それだけではございませぬと云うような考え方は、一つの理屈ではございませぬけれども、赤紙の召集令状を受けて戦地に行った看護婦さんたちの処遇を何もやらないというのは、社会保障が二十年立ちおくれにいる日本の場合に、何にかえて、この人たちに報いるかというところは考へるものは何もないです。自分で働いて自分で生きていきなさい

お金の問題が出てきました。必ず、どこかで出るだろうと思つていたら出てきました。そのお金の問題では、そんなに金はないからというのとなんです。計算したわけではありませぬけれども、こういう数字になるのです。生還していらつしやつた方々のうちの約二一%の方々は公務員になつていらつしやるんです。それから民間に就職なさつたのは四〇%という数字があります。そして約一四%が死亡した方を除き、それから恩給法の該当者がございまして、これは約二千人ぐらいだ

と言われているのと同じでございます。国はそんな冷たい態度でいていいのだろうか。厚生大臣は国務大臣でいらっしゃるから、国務を預かるお一人として国の立場で考えていただきたい。厚生省の立場だけで考えないで国の立場で考えていただきたいというのを強く要望したいと私は思うのですが、それはだめでしょうか。

○小沢国務大臣 いや実は冷たいのじゃないのです。従軍看護婦さんに温かい心を持つと同じように、それと同じように自分の家を捨て、兄弟と別れ親と別れ、そして一身を犠牲にして、やはり同じようなところで基地建設なり、あるいはまた炊事のことや、そういう準軍属の方や軍属の方々に對しても、やはり温かい感情を持たなければいかぬからで、冷たいわけ、これはどうも考えません。三千人くらいじゃないかと言われれば、それは幾らでもないのです。そうじゃなくて、やはりみんなに温かい心を持つから、これだけにしほるといふことに苦勞があるわけでございますので、そういう意味で御理解をいただきたい。しかし、もしいま言ったように、それがまず第一段階として、きちっと線が引けるという何らかの方途を見出すことができれば、この問題の解決が非常に容易でなかるうか、進んでいくんじゃないか。

そういう意味では、むしろその金目の関係も、といひますのは、やはり財政当局から見ますと、これだけ考えればいいのかな、あるいは、もっとずっとそれがふくれていくのか、数百万人になった場合はどうするかというのを考えるのはもう間違いないのです。予算というものは、やはりほかのこともみんな頭に置いてやらなきゃいかぬのですから、そういう意味で申し上げたわけでございます。本来なら、これはやはり政治が解決すべき問題なんです。したがって、特にその道の専門家の集まりである社会労働委員会、与野党の皆さんでいろいろ協議をしながら、ただ単に理事会だけでいいと思うのですよ。皆さんがよく相談して、ひとついい道を、したがって

て、その際には、できまじたらどこかで線を引いて、やりやすいような実現可能な方向を、みんなで見出していただいて、われわれ政府も一緒にやってやるという方向が一番いいんじゃないか、こう申し上げておるわけですよ。

○金子(み)委員 もう時間がございせんので、これで終わりますけれども、大ぜいの中の一つの職種だからという問題で、国側、政府側の方も大変に悩んでいらっしゃるようです。しかし、何でもできる人は何もできないというのと同じなのでございまして、全部やらなければ、この人のこともできないというふうなことになるおそれが非常に強いと私は思います。それから申し上げておることで、むしろ私から申し上げさせていただくならば、この従軍看護婦の人たちを優先させるべきだといふふうな考えです。人数も少ないことでございまして、予算的な問題もそんなに問題にならないし、まず突破口として第一にこの人達を、そしてその次、その次に順位を決めて、そして成立させる方向へ進めていただきたい。みんな抱えちゃってどうにもならないと思うのです。だから一つずつ整理をしていくという意味におきまして、まず最優先にこの看護婦さんたちの問題を取り上げるというのを決めていただきたい。私はそれをぜひやっていただきたいと思ひまして、強くそれを要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。(拍手)

○越智(伊)委員長代理 大原亨君。

○大原(亨)委員 昨年の戦傷病者戦没者遺族等援護法で附帯決議をいたしましたわけですが、その附帯決議の第一項は「第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊、これは現行援護法の第二条第三項第三号「昭和二十年三月二十三日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基いて組織された国民義勇隊の隊員」これがあるわけですが、国民義勇隊組織の組織、活動状況及び旧義勇兵役法、これは六月で、昨年は法律、勅令、国会審議の議事録も全部出して一部引用いたしました。国民義勇隊員に対する陸軍刑法等の適用に関する法

律の実施状況を明確にし、公平適切な援護措置をとりうるよう検討すること。」という附帯決議をいたしましたわけですが、この附帯決議の意味がわからぬと言った者が政府の中におられるけれども、この附帯決議について調査し、それぞれ勉強いたしましたか、いかがです。

○河野(義)政府委員 まず義勇隊あるいは義勇隊組織の活動状況につきましては実施状況を調査し、こゝういふことでございしますが、これらの事情につきましては、いまの段階では各種の文獻、資料あるいは当時の新聞あるいは関係者の意見、そういうものを集めまして、その状況の把握に努めたわけでございます。そのうちで義勇兵役法等に基づきまして、国民義勇隊、これは閣議決定に基づき国民義勇隊でございしますが、これが国民義勇隊編成下令が行われた例というものは、私どもが調査した限りにおきましては、そういう事実はないといふふうな考えております。

○大原(亨)委員 厚生大臣、あなたは昭和二十年はどこと何をしておりましたか。

○小沢国務大臣 私は現役海軍士官として昭和二十年は海軍省におりました。

○大原(亨)委員 いま局長の答弁で、これは一々やっていたら大変なんです、たとえば船舶について、これは船舶運管会を設けて、従業員は全部、国民義勇隊組織に入れたわけですが、最終段階。それから、この間、森井委員等もずっとやってきて、私も前からやってきて、通信関係は、やはりリコモユニケーションは生命でしたから軍がしておりましたから、やって、この戦艦隊に編成したわけですが、ただし、この国民義勇隊組織というものは状況に对应してすぐ変わる、こゝういふふうになっておるのだといふことは、これはいまままで議論いたしました、この閣議決定の中にあるわけですよ。

それで、一つ私が開いておきたいのは、指摘をいたしました現行の援護法で適用いたしました国民義勇隊の閣議決定、昭和二十年三月二十三日、

最初これを引用したときには二十二日閣議決定になっていた。一日違っていた。二十二日には閣議決定はなかったわけですよ。私が調べたら二十三日だった。指摘いたしました法律を改正したので。しかし、閣議があつて、閣議の基礎に基づいて、国民にそういう権利義務が発生をして、こゝういふ被害が発生をしたといふことで、これは事実上事実として、たとえ事実上反する法律であつても、それはよからうといふふうに見逃しました。

事ほどさうに、政府が戦傷病者戦没者遺族等援護法を昭和二十七年につくったときには、資料を検討いたしました。どこで線引きをするかといふことで部内で大問題になりました。そこで、いろいろ経過をたどつて、閣議決定に基づく国民義勇隊に関する資料は占領期間中は一切封印しておいたわけですよ。それを私は、新聞記事の縮刷版から逆に指摘をいたしまして、昭和四十二年十二月十三日、総務長官の手元に封印してあったのを、官房長官がサインいたしました国会に出してまいりました。しかし、事が示しておる通りに、当時の国民義勇隊に関する閣議決定については、これは全部を詳細に検討してない。これは三月二十三日ですが、三月十日に東京大空襲があつた。第二次が二十五日。十日のものは二、三日前に、どこのテレビで特集いたしました。死屍累々であつた。これは閣議決定からいって、一般非戦員に対する無差別爆撃ですから国際法違反だといふふうに、だれもが指摘いたしております。原爆も国際法違反だ。これは害敵手段として制限を超えておる。だから、そのこと自体でも国が中に入つておりました戦後処理した際には責任があるわけですが、それを受けて三月二十三日に閣議決定があつたわけですよ。そして矢張り早に、ずっと国民義勇隊組織との関係、他の法律との関係を閣議決定いたしました。そして六月に義勇兵役法で、総動員法も引用してありますが、一般兵役法に義勇兵役法は含まれて。空襲警報下の国会で、答弁の矢面に陸軍省の那須兵務

局長が政府委員として立っておりまされども、ずつと法律をやつて、勅令をやつて、公布、即日施行というふうになつておる。その閣議決定や勅令、政令の關係を、封印しておつて明らかにしてない。そういう事實をはつきりさせて、そして戦争犠牲者に対する措置を公平にすべきであるというのが私の見解です。

それを私どもがなぜ要求するかというと、これは歴史的に、二十七年に援護法が成立して、二十八年に軍人恩給が復活いたしました。そして戦傷病者戦没者遺族等援護法から抜き去つて、恩給法で法律を決定したわけですから、これは安部条約と平和条約の二法の後で軍隊をつくるために、まず軍人關係、軍属關係については援護法を適用しろ、これは占領軍の命令で恩給法は廃止いたしましたから、ですから、これと結びつけて復活しようというので線引きをしたわけですから、その線引きに非常に無理があつた。そういう当時の状況を反映いたしました。基本的な問題が議論されないままに戦傷病者戦没者遺族等援護法が今日まで手直しをされておる。そこでそういう前提があるいは法律の關係、そういう事実について明確にして、そしてこの援護法を洗い直してみ、他に關係した事項があるならば、これを洗い直すことが重要であるということを描いたしまして、附帯決議になつたわけですから、政府委員や皆さん方は非常に不勉強であります。いまの話を聞きますと、ほとんど勉強してない。

たとえば、この適用の基礎になりました準軍属なんかの国民義勇隊という例のものが、たとえば組織については「国民義勇隊ハ官公署、会社工場事業場等相当多数ノ人員ヲ擁スルモノニ付テハ当該職域毎ニ其ノ他ノモノニ付テハ一定ノ地域毎ニ之ヲ組織セシムルモノトス」とあつて、老幼病者等は除外するというふうになつてゐるわけですから、職域でも地域でも全部の國民を國民義勇隊に組織をいたしまして、そして「運用」のところにある「国民義勇隊ハ軍部隊ノ補助ノ為出勤スル場合ハ当該陸海軍部隊長ノ指揮ヲ受ケ警防活

動ノ補助ノ為出勤スル場合ハ当該官署長ノ指揮ヲ受クルモノトス」ここで今度、四十九年に出生した準軍属になります警防団との關係が出てくるわけですから、そして、一朝有事の際においては直ちに戦闘隊に改編するんだ、國民義勇隊で全部國民を職域、地域ごとに組織しておいて、直ちに改編するんだ、そういう仕組みをつくつたわけですから、そして私どもの見解によると六月には、それを総括するために閣議決定ではないかということ、で義勇兵役法という法律をつくつて、十五歳から六十歳までとか、女性につきましては若干のハンディがありますが、しかし、そうならば子供も年寄りも一連託生ですから、全部の國民が戦闘体制にあつたわけですから。

だから援護法をつくつた際に、公務という場合の國家補償の精神による援護法をつくつてゐる。それが一つ。あるいは特別權力關係、命令服従の關係で仕事についた者についてはということになつてゐる。これは準軍属を頭に置きながら範圍を広げてきたわけですから。そういうことでこの法律ができており、國民義勇隊は一部を取り上げておりますが、人数は少ないわけですから。少ないのですけれども、國民は全部そういう体制の中で戦闘隊に転移するという体制で最終段階の本士決戦に臨んだ、これは間違いないです。

後で時間があれば指摘をいたしますが、沖繩の状況で援護法の適用がある。斉藤さんが指摘をいたしました浜松等における艦砲射撃がある。何も知らないのに艦砲射撃で非戦闘員がやられた問題がある。つまり居住についても夜、昼間問わず常に空襲とか、あるいは原爆とか、艦砲射撃とか、そういう状況の中であつたわけですから。これは権力の中で命令服従の關係にあつたわけですから。即軍の中に編入する。空襲がある、艦砲射撃がある、そういう場合に編入をする。艦砲射撃は敵前上陸の前提みたいなものから、本土決戦ですから。それから東京空襲が始まつてからは、ずつとそういう態勢にあつたんだから、これはもう少し明確にしておいて、そしていろいろな点で政治的な判断をする場合

には、財産被害については触れない。大蔵省の役人が、財産被害までいくと家が焼かれたのまで補償しろということになると言つたけれども、だれもそういうことを言つておる者はいない。生命や健康に対する被害については、少なくともやはり公平な措置をしなければならぬ。斉藤さんの質問のように、障害者については三万数千人、一般戦死者の死没者については、原爆その他入れて三十四万五千人とか五万人という資料があります。軍人恩給等の適用は二百数十万人ですから、これをいまの状況でも一回見直してみることがあるのではないかと。

だから政治的には、たとえば特別給付金という制度もできておる。これは特別權力關係ではない。軍人軍属、戦争犠牲者の父や母、妻、子というのには特別權力關係ではない。そこへ一時金の特別給付金や弔慰金等を繰返して、こういうふうに変更してあるし、去年以来も改正がある。ここにも出ておる。ですから、そういう点で自衛隊をつくるのか軍隊の根性をつけるとかという前提で考えるのになしに、戦争犠牲者については公平にやるんだということ、それぞれの特性に基づいて、予算はそれほどたくさん要らぬわけですから、交付公債の制度もあるわけですから、一時金やあるいは障害者に対する措置や、そういう問題については、それぞれのジャンルはあるかもしれぬ、そういうことは予想し得る。財産被害までは及ばない。そういうことを頭に置きながら整理をしないと、この法律自体が非常に不公平で矛盾を犯すことになるという点を指摘をしてきたわけだ。

私は、そういう点について國民義勇隊に、いま質問をしようと言いますが、國民義勇隊についてどういう考え方で、いま適用されておる準軍属の対象者は何人いるのか、こういうことについて、まずお答えいただきたい。

○河野(義)政府委員 最初に、先ほど國民義勇隊の編成についてちよつと申し落としました。が、先生御指摘のように、職域における國民義勇隊

義勇隊につきましては、鉄道あるいは船舶、そういったところについては編成されておるわけでございます。私が申し上げましたのは、地域について、そういう國民義勇隊の編成の事実がなかったということでございます。

それから、いま國民義勇隊員の処遇の問題でございます。これまで國民義勇隊につきましても援護法上の処遇をいたしました件数は約一万五千件でございます。そのうち約六千件が國民義勇隊と学徒隊ということになっております。

○大原(亨)委員 それで國民義勇隊の中で、空襲で被害を受けた、あるいは艦砲射撃で被害を受けた、そういう死没者や障害者を対象に施策を進めてきたわけでしょう。それを一万五千というふうにしよつたということは何を根拠にしてしよつたのかという点ですね。

○河野(義)政府委員 國民義勇隊員で援護法上の処遇をしたのは一万五千件でございますけれども、國民義勇隊の業務以外で、あるいは死亡された方もあるかと思ひますが、援護法上の処遇の対象は、國民義勇隊が閣議決定で定められました任務につきまして、それによりまして死亡し、あるいはけがをした場合に、援護の対象になるわけでございます。義勇隊員であつても、それ以外の事由で亡くなられた者は、その対象にはなつていないわけでございます。

○大原(亨)委員 そこで、この援護法を適用する場合に、言うならば業務というか公務というか、そういうものに限定をしてやるわけですね。それで、斉藤さんの質問のような一般戦死者の場合には、空襲なんかというのは、ある日突然来るのですから、警戒警報なしに入つたのがあつたわけですから、その場合に、國民は直ちに地域や職域において直ちに対応しなければならぬという責任を持つわけですから。ですから目の前ではばんばん鉄砲を撃つようなことではないわけだ。ですから戦闘参加ということ、公務というものは、そこが非常に判断としてむずかしい。法律の構成や権利、義務の關係について見ておかないとむずかしい

い。特に原爆の場合には非常に普遍的な被害であるから、放射能等の障害等で毒ガス以上の副作用がある障害があるわけですから、そういう点で問題点を整理しながら、施策について厚い、薄いというものはあるけれども、それを整理をしてやらないと、戦争犠牲者に対する公平な法律の適用とは言えない。

そこで、この問題に関係いたしまして沖繩における一般戦災者、いわゆる軍人軍属等の身分のない人が、この援護法の適用になっていきますね、これは第十次空襲以降。沖繩の第十次空襲は大体いつであったのか。この法律の適用の一つの区切りですね、それは沖繩の場合には、どういう根拠をやったのかという点について、お答えいただきます。

○河野(義)政府委員 沖繩に空襲がありましたのは十九年の十月の中旬だったと思います。

それから沖繩におきまして軍人軍属以外の者が援護法上の処遇を受けているケースは、沖繩が戦場になりまして戦闘参加した者につきましては準軍人として処遇するたてまえになっておりまして、それに該当する者について処遇いたしておるわけでございます。

○大原(亨)委員 それで第十次空襲というのを区切ったのは、どういう根拠なんですか。

○河野(義)政府委員 先生のおっしゃいます十月十日の空襲以後の問題でございますが、それ以後、沖繩を戦地として取り扱っておるわけでござい

ますが、これは、その十月十日の大空襲以降、沖繩につきましても連合軍の沖繩上陸の危険が切迫しているという点と、それから、そうした中で、いま申しましたような大きな空襲もありまして、いろいろ沖繩を取り巻く、補給路も絶たれまして水とか食糧も枯渇した、衛生状態もきわめて悪い状態である、そういった非常に劣悪な環境の中で、その後、戦地となったわけでござい

ます。おける公務とみなす、こういうこととござい

〔越智(伊)委員長代理退席、羽生田委員長代理着席〕

○大原(亨)委員 大臣、沖繩は第十次空襲の昭和十九年の十月以降を戦地とみなして、一般戦災者の犠牲者に対しては援護法の適用をしたわけですが、これは、いつ敵前上陸が来るかもしれないし、空襲があったら直ちに即応態勢をとる。それは日本も、どこで時間的に繰引きをするかということの問題であるけれども、そういう態勢にあったわけですよ、終戦のときには。特に三月十日の東京空襲以降は、中樞部がやられたわけですから、急速に閣議決定その他で応急の措置をとりながら、法律や勅令の整備をして、それで最後の戦争に直面をし、八月六日、九日の原爆を受けたわけですよ。そういう情勢にあるわけですよ。いま言われたように戦闘状況です。艦砲射撃もあつた。ですから四六時中制空権を向こう側でとっている場合における、当時の戦闘状況の中における戦闘員と非戦闘員、軍人軍属等との差別というのは基本的になかった、こういうふうな考えで、一般戦災者について、公務について、権力関係について、あるいは原爆被爆者援護法の根拠について、それぞれの特殊事情を考慮して整理をする必要があるだろう。国として何らかの措置をする必要があるだろう。特別給付金という現行援護法の制度を含めて考える必要があるのではないかと、このようにおっしゃる。

そこで、いままで記録にとどめなかったことで、一つ出てきておる文書を読み上げてみますと、大臣、これは後で答えてもらいたいのですが、これは広島県の県史の中の「原爆資料編」というところにあるのです。これは昭和二十年五月十日に義勇隊結成協議会において当時の知事の大塚知事が訓示をいたしました要旨がここに載っております。場所も書いてありますが、それを見てみますと、これは少し長いのですが、それを見ても途中でやめますが、

申す迄モナク戦局ノ現段階ハ有史以来文字通り未曾有ノ難局ニ際会致シ將ニ皇国興廢ノ関頭ニ立ツテキルノデアリマス。此ノ難局ヲ克服シ之ヲ打開シテ以テ天壤ト共ニ窮リナキ皇運ヲ扶翼シ奉ルコトハ、生ヲ皇国ニ享ケマシタ我等国民ノ光榮アル使命デアリ責任デアリノデアリマス。我々国民ノ一人一人ガ愈々必勝ノ信念ニ燃ヘ断乎勝チ抜ク不退転ノ大勇猛心ト其ノ勇猛心ヨリ出ヅル決死ノ活動ニヨリ全国民一人モ洩レナク汗ヲ流シ血ヲ流シテ、此ノ決戦ヲ戦ヒ抜クトイフ真ニ物心全面ニ互ツテノ不動ノ防衛態勢ヲ速カニ確立致サネバ相成ラヌ誠ニ重大ナル事態ニ直面致シテキルノデアリマス。

政府ガ今回国民義勇隊組織ノ方針ヲ決定セラレマシタ所以モ亦茲ニアルノデアリマス。国民義勇隊ハ此ノ意味ニ於キマシテ最後ノ国民組織トモ考ヘテヨイノデアリマス。従来ノ国民組織乃至ハ運動ト同巧異曲ノモノニ終ル程ナラバ、何モ好シデコノ戦争ノ真只中ニ於テ殊更ニ組織スルノ必要ハ無イノデアリマス。

国民義勇隊ハ軍ト官ト言ハズ將亦民ト言ハズ、全国民一億ガ悉ク戦列ニ参加スル組織デアリ最後ハ此ノ義勇隊ノ一員トシテ欣然死地ニ就キ得ル組織トナラネバナスト存ズルノデアリマス。而シテ其ノ目的トスル所ハ隊員各自ヲシテ其ノ全能力ヲ最高度ニ發揮セシメ、其ノ職任ヲ十全ニ完遂セシメツツ戦局ノ要請ニ即応シテ、活発敏活ナル行動ヲナサシメル組織デナクレバナラヌデアリマス。

即チ生産シツツ防衛ヲ為シ防衛シツツ生産ヲ行フ所謂生産防衛ノ一体的飛躍的増強コソ国民義勇隊組織ノ眼目ナノデアリマス。決シテ上ツ調子ヲ運動乃至竹槍訓練等ガ目的デハ無イノデアリマス。

こういうことをずっと訓示しておるわけです。関係団体全部を呼びまして、国民運動団体、翼賛組織等全部を呼びまして、そして軍がここに出席をいたしました。義勇隊については、中央本部長は内務大臣でしたから、陸軍大臣、海軍大臣と協議を

してこれを遂行する。戦闘隊に変わった軍に変わる、こういう仕組みでありました。だから、閣議決定を受けて、県知事が全部の団体を網羅したところで言っておるわけです。

当時の空襲その他の状況におきましては、戦闘状況が始まったら戦闘隊に切りかわるのだ、軍の指揮下に入るのだ、こういうことになっておるわけですよ。だから占領期間中、非戦闘員を戦闘に組織的に動員したならば戦犯に追及されるということ、資料を抹殺をいたしまして封印をしたのです。それで途中で一部復活したときも繰引きをしたわけです。ですから、沖繩の問題を判断したときと同じような判断が、東京空襲前後からは全国民にありまして、そして、その締め上げを戦争中この国会で臨時議を開きまして義勇兵役法を可決をし、そして即日公布したわけです。公布できる態勢はあつたわけですから、私はそこを研究しなさいと言ったのだ。これは附帯決議もその趣旨だ。

これは法律やその他全部できておりますが、事実はこの法律が施行されたという確証はございませんと最近言い逃れで言い出した。それはだめですよ。それは自民党の中に聞いても、だれに聞いてもそうですよ。その地域の姫路にしろ浜松にしろ、みんな言っておる。一般戦災者をやはり何らかの措置をして国で弔慰の心を表しなさい、そう言くと、政府の方は、責任者は、これはそうすると原爆の方へ影響いたします、こう言う。原爆の方へいきましたら、原爆を国家補償でやりますと一般戦災者にいきます、こう言うわけですよ。そこで援護法の適用のときに、この事実を率直に認めて、そして、それぞれの濃淡はあるわけですよ、あるいはやり方はあるわけですから、それに応じた施策をやる。いまの軍人恩給その他の対象は二百数十万ですから、これは大した人数じゃないわけですよ。交付公債の手もあるし、これは景気対策にもなるわけですよ。非常に苦しんでいる人たちはお年寄りが多いですから、これに対する措置をするのは、それほど莫大な金ではないわけです。問題

は、いままでの経過を率直に反省をして、施策について洗い直す必要がある。私は、これこそ調査会を設けて、小委員会を設けて、社労で合意をすべき問題ではないかと思っております。そういうう点は非常に明らかになったわけです。大蔵省の役人は、財産被害までいくと言うのだが、家が焼けたことなんか言っていないですよ。それは全部強制疎開とか四散したわけだから、そんなことまではだれも言う人はいない。ただし、生命や健康における被害については、国はやはり何らか弔慰の心を表すべきではないのか、国家として国家補償の意思を表明すべきではないのかということを書いておるわけです。そういう合意を得る方法はいろいろあると思うのです。

厚生大臣、あなたはいつまで厚生大臣をおやり

○小沢國務大臣 三月二十三日、「國民義勇隊組織ニ關スル件」という閣議決定をやりまして、さらに四月十三日に「狀態急迫セル場合ニ応スル國民戰闘組織ニ關スル件」という閣議決定をやつて、そして六月二十三日にいよいよ義勇兵役法という法律をつくつた。これは御承知のとおり軍の方では、いよいよ戰況急迫だといふので、いわば一億本土決戦だといふような決意をした。いろいろな段階に應じてこういう経過になっておるわけでございます。そこで、おっしゃるように、こういうような閣議決定があり、また、それぞれの県

知事あるいは必要な指導者がさつきお読みになったような演説をやった。そういう決戦態勢を国民に訴へたという事実は否定できないわけでございます。沖繩はまさにあの十月何日かの空襲以来いよいよ敵の上陸というものがもう現実の問題として迫ってきた。そこで、このような閣議決定は當時はありませんでした、まさにそういうような観点から、沖繩全体をひとつ決戦の場として戦地にも認定するような措置をとった。ところが本土の方は、そういうような危険も感じながらも、まだいわゆる本土上陸を迎えての一億本土決戦という状態に至るような措置を政府、軍が具体的にとらなかったわけでございます。その違いがあつて援護法や何かの関係でも取り扱いを別にしておるわけでございます。

実態的には先生のおっしゃるとおりだと思つたのです。しかし、どこかで形式で線を引くとなると、やはりいま言つた六月二十三日の法律の制定もありましたし、その前に四月、三月の閣議決定もありましたが、現実には戦闘隊に編入するという措置は遺憾ながら行われなかつたわけでございますので、したがって、そういうような形式上の点から、いま言つた援護法上の取り扱いの差異を設けてゐるわけでございます。

したがって、実態は先生のおっしゃる通りに、すべての国民がどこにあるかと本土決戦の構えで、また指導者もそういう指導をやってきたという事実は、もうそのとおりでございませうから、そういう論点からずっと説き起こされて、一般戦災者についても当然援護の対象にすべきじゃないか。むしろ国家補償の観点から、そういう亡くなった方と負傷された方については同じような考え方でいくべきじゃないかということは、よくわかるわけでございますけれども、行政というものは、どこかでやはり線を引く張らなければいかぬといういままでの観念で、このような措置をとつてきたのだらうと思うのです。

それを附帯決議のときに先生の御主張のような御意見で、社会労働委員会においては、やはり実

態的に同じじゃないか。ただ、たまたま八月終戦という時期で、そういう違いが出た。あるいは敵の進攻の順序等から考えてそういうことになった。浜松の艦砲射撃等を考えた場合に、いつ上陸してくるか、あるいは千葉において軍の移動等もやり、あるいは戦時のいろいろなことをやりましたのも私承知しております。そういう点から見れば、いつ何時、本土のどこへ敵が上陸してくるかもわからぬじゃないかという態勢にあったことは事実でございいますから、そういう意味においては、発動はされなかったけれども一億本土決戦の構えておたことは事実です。ですから、そういう意味に考えれば、みんなそのつもりになって、しかも、いま広島島の知事さんの演説を読み上げられました、欣然死地に赴く覚悟で、みんなやれという気持ちで一億国民があつたことは事実でございいますので、そういう面からいいますと、そこで大原さんのおっしゃるような、財産は言わないが身体の傷害と生命の喪失ということについては何らかの措置をすべきだという議論は議論として私はわかる。わかるけれども結局、日本政府がドイツやイタリーと違つて戦争犠牲者に国民全体を対象し得なかつたのは、当時の国力もありました、いろいろするものですから、どこかで線を引こう、こうしたわけでございいますので、それはそれなりに一つの理屈で一応割り切っているわけではございいます。

今日現在で財政も豊かになったし、これらの問題をやはり考えてやれという御意見は御意見として私は成り立つだろうと思ひでございます。ただ、政策としてそこまで踏み切るかどうかは、これはもう政治な行政の判断である、こういうことになるわけでございますので、私は決して先生のお考えを否定して申し上げているわけじゃない。ただ、そこまで一体、政策として踏み切るかどうかの問題だ、こう私は思っております。

ただ、先生のお話の中で、私も実は若干、自分の頭の中に去来している点にお触れになりました。そう全部が全部援護法と同じような、あるい

は恩給法と同じようなことを言っているんじゃないや  
いんだ。いわゆる特別弔慰金なりあるいは特別の  
給付金なりという制度もあるじゃないか。だから  
何らかの意味でのそういう扱いというものはでき  
ぬか、こういう御意思のように承りますので、そう  
いう面では、特に戦死者の方々や戦災による死亡  
者の方々、あるいは原爆に遭った自分の家族を弔  
いたいと思うその精神に報いる道というものを、  
いわゆる国家補償というところまでいきますと、  
いま私答弁できませんが、そういうような意味に  
おいて何らか考慮できないかということになれば、  
私どもとしては、どもというより私個人でござ  
いますが、検討をしてみる必要があるんじゃないや  
かろうかなという感じはいたしますけれども、こ  
れ以上上よつといま、私も勉強不足でございまし  
て、きょうは非常によく、いろんな経過と、その  
考え方の立論根拠というものを詳細に承りました  
ので、なおひとつよく検討させていただきたいと  
いう限度しかできませんけれども、御了承をいた  
だきたいわけでございます。

○大原(亨)委員　戦傷病者戦没者遺族等援護法の昨年の附帯決議も関係しているのですが、これは政府委員でよろしい。国民義勇隊と、これは四十九年にここで議論いたしましたしてやりましたが警防団、医療従事者、その旧防空法の法律の關係と事實の關係を調査いたしておりますか、把握しておりますか。これは現行法に關係したことです。

○河野(幸)政府委員 防空従事者につきましては、昭和十六年の旧防空法の改正によりまして防空従事者、これは基幹要員と申しますか、幹部でございしますが、それから医療従事者等が援護法の対象になったわけでございます。

〔羽生田委員長代理退席、委員長着席〕  
それと警防団令でございますが、それに基づく警防団の活動があるわけでございますが、援護法上処遇の対象にいたしておりますのは、昭和十六年の改正によりまして警防団の幹部と、それから医療従事者が対象になったわけでございます。それにつきましては、これらの人が地方長官から従事

令書が出まして、医療従事者あるいは警防団として業務につきまして、その業務に關しましては、また罰則の規定がありまして強い強制力があつたわけでございます。そういう關係から、その人たちににつきましては援護法上の処遇をするというの警防団の活動につきましては、そういう国との間に特別な強い關係がないわけでございますので、援護法上の処遇は考えられないわけでございます。

○大原(亨)委員 勉強するのは非常にむずかしいと思つけれども、あなたは全然——全然じゃないが、まあ五〇%だな。理解の程度は点数で言えれば四十点ぐらいだな。

大塚広島県知事が五月の十、十一、十二日に國民義勇隊結成協議会、これは三日間やつたわけですが、そのときの訓示で、後で兵隊が、何々少將というのが出てきてやっていますが、その訓示がありますけれども、同じようなことですが、一緒にやつたわけですから、それから、これは地元の當時の中國新聞からコピーしたのですが、二十年六月二日付で広島市は國民義勇隊の結成式を挙げていますわけです、各団体全部集めて。だから、そういう状況で八月六日にずっと突っ込んだわけですから、命令服従の關係についても、六月の二日ごろからは指定した者は疎開してもよろしいが、それ以外は疎開してはいかぬというふうな措置をとっているわけですから、居住についても全部制限を受けて、いつでも出動できる態勢で、それから戦隊、軍の編制に入らうな態勢だったわけですから、これは當時の戦争状況からいって完全に特別權力關係のもとにあつた、命令服従の關係にあつた、自由はきかなくなつた。

いま八時十五分からテレビで「風見鶏」というのをやっている。ヒマワリみたいにあつちこち回ることだらうけれども、政治家によくおられるけれども、有名な人が、あれは風見鶏だと言われている、ヒマワリだと言われている、次にどこの政權にいくだらうかと、こう言う。これはまあ別だ。別

だが、いまテレビでやっている、あの當時の状況はよくわかつておる通りです。

だから援護法の基礎は「國家補償の精神」により「公務上」と第一条に書いてある。もう一つは、いろいろな補償をする中で、身分關係がない場合もありますから、特別權力關係というふうな幅を広げて準軍属に拡大していったわけですね。しかし、これはやはり本土決戦の段階で、沖縄と同じような状況で全部が權力の指揮下に入つたというふうなことで、それから、そういうときにおける權力關係というものは否定できない。實際的にも法律的にも否定できない。どんなにあつてたかということは、本法の一部根拠になつておるのには關議決定でもやつたわけですから、國民義勇隊は、最初から、それで權利義務を拘束していくというわけですから、政府も法律で一部認めるを得なかつたわけですから、これがだんだん進んでくればこうなつたのだというふうなことで、実体を明らかにしながら、やはりいろいろな政策はあるわけですが、しかし、これはほつておくのは、いかにもおかしいのじゃないか、それをもう一回洗い直す必要があるというわけですね。

特に、國民義勇隊と、旧防空法による警防団、医療従事者等の従事令書を個々にもちつた者と、包括的にもちつた者がある。職場警防団、地域、隣組の警防団というものが包括的にもちつておる。しかし、いままでの議論では法制局も、個別的に命令をもちつたものが包括的にもちつたものが命令服従に差はありません、こう言っている。そうすると二つの流れがある、内務大臣をトップにして、その法律關係と実体を明らかにしない、こういうことを附帯決議でやっているわけだ。それはやはり勉強してない、やはりこれは議論をする必要がある、こういうことで議論をいたしたわけですね。

これは一部で言われるように、無制限に大きいじゃないか、そんな問題じゃないですよ。やはり政策の質の問題。そういうことはやはりどこかで結末をつけるということが必要であるというふうな思いいます。そういう点で、ひとつ厚生大臣はよ

く政府を脅かし、關係機關とも話をし、それから、この社会労働委員会においても、しかるべくこれはさらに決議として残しておいて、そして小委員会等で早急に一つの方向を出すということなかが国会のあり方としては当然の責任ではないか、私はこう思うわけですね。私の見解に対して、厚生大臣、國務大臣小沢辰男先生の見解を求めます。

○小沢國務大臣 まず私は早急に検討してみたいと思つことは、六月二十三日に義勇兵役法という法律が制定をされた。その内容をよくひとつ勉強をいたします。そして、おっしゃる通りに特別權力關係が一億國民と國家の間にいつ成立をするかと考えるべきか、これがまず第一点だと思つています。それは法律をよく読んでみまして、當時の立法の趣旨、提案理由の説明等もありましようから、それをよく検討してみたいと思つています。ただ、その前の二回の三月二十三日と四月十三日の閣議決定だけで私は特別權力關係ができるとは思われない。広島の場合をいまお挙げになりましたが、その閣議決定に基づいて義勇隊の組織をやつて、それができ上がつてからの兵役法の制定でありまして、それから、この兵役法の制定によつて一体どういう特別權力關係が一億國民と國家の間にできたか、これは法律をよく検討してみたいと思つています。

は國民義勇隊のやり方についての考え方が固まつてきたように私は思つています。その辺のところをよく検討いたします。

そして、いまおっしゃるのは、要するに何らかの措置を、少なくとも、こういうふうな一億本土決戦の氣構えで國との間で自由を奪われ、特別權力關係という法的な關係まででないにしても、実体的にはそういうような状況にあつたときに犠牲を受けた、その戦災死亡または戦災の傷害というものに何らかの措置をしなければいかぬというお話をさせていただきます。この辺はおっしゃるやうに、ひとつ社会労働委員会でも御検討をいただき、われわれも検討を進めてまいらう、こういうふうな考えです。

○大原(亨)委員 いままで議論した中で、こういう問題だけあるというのを記録にとどめたたいのですが、いわゆる東京空襲でも、おとといかテレビで出ておりましたように、やはり非戦闘員を対象とした無差別爆撃は、ヘーグの陸戦法規で禁止しておる。日本も入つておるしアメリカも入つておるわけですね。それから、広島、長崎の場合には、これは皆敵手段としての兵器の使用が人道と平和の原則に反しておる、こういう点で、原爆が落ちました直後の八月十日、猛烈な抗議の声明を政府は出しておるのです。毒ガス以上じゃないか、無警告、無差別爆撃、非戦闘員を対象とした爆撃じゃないかといつて出しておるのです。アメリカ軍が占領してきまして、それは全然知らぬ顔をして逃げたわけですね。これが今日ずっと尾を引いておるわけですね。これは毒や毒物の使用あるいは毒ガス、ダムダム弾、そういうふうなものは國際法上明定してあるのですが、しかし原爆というのは當時なかったわけですから、なかったが瞬間的に死んだ人は数万人、まだわからぬが、あと複合汚染というが複合破壊によりまして、放射能を含めて、ずっと今日まで後遺症を残しているというのがある戦争犠牲の特色です。ですから、これは國際法に違反するという立場を日本はとっているわけですね。佐分利さんという公衆衛生局長

は國民義勇隊のやり方についての考え方が固まつてきたように私は思つています。その辺のところをよく検討いたします。

そして、いまおっしゃるのは、要するに何らかの措置を、少なくとも、こういうふうな一億本土決戦の氣構えで國との間で自由を奪われ、特別權力關係という法的な關係まででないにしても、実体的にはそういうような状況にあつたときに犠牲を受けた、その戦災死亡または戦災の傷害というものに何らかの措置をしなければいかぬというお話をさせていただきます。この辺はおっしゃるやうに、ひとつ社会労働委員会でも御検討をいただき、われわれも検討を進めてまいらう、こういうふうな考えです。

がいましてけれども、あの人はやはり法律屋じゃないから、私は国際法違反だと思つて去年はつきり言つたのです。そうしたら外務省がちよつととめようとしたけれども、言つておるのです。だれが考えたつて国際法違反なんですよ。ただし、それは真珠湾があるじゃないか、いろいろな議論が出てゐるから、それを講和条約で全部アにしたわけですが、そうして対米請求権を放棄したので、しかし、やはり人道の原則でつくつておる国際法の精神というものは、そういうものは戦争といへども使つてはならぬということを、人類の立場で、国民一人一人の生命と人権を守る立場で認め合つてゐるのです。だから、これが国内法のいろいろな解釈の問題だけで放置されるということもおかしいわけです。だから、日本は唯一の被爆国というのですから、明確なそれに対する見解を持つて、国際法裏において、原爆は、核の使用は国際法違反であるということを終始一貫主張すればいい、そのことが人道と平和に寄与する日本の道であると思ふ。

そういう意味において私は結論をいたしまして、第一は、現行援護法について、小さいことであるといつても、もう一回洗い直してみることが必要である。たとえば、私も賛成いたしておりますけれども、戦没者の妻や父母や子供に對しては、何回も特別給付金というのを出して、これは繼いでおるわけですが、一時金を。

それから第二の問題は、原爆二法案を洗い直して、やはり歴史的にも、国際法上も、人道の上からも、政治の上からも非難をされないような、そういう正しい立場をとる。

それからもう一つのジャンルとしては、第三には、一般戦災者についてやはり、人数については限定があるわけですし、財産被害には及ばぬといふことはだれも言つておるわけですから、それに対する国として何らかの意思表明を行う、そういうことの三つの点について洗い直す必要があるだらう、こういう点であります。

厚生大臣は、これからひとつ新しい気持ちで勉

強すると言われるのですから、私は以上の三つの点を結論として申し上げておきまして、時間が参りましたから、ちよつと参りましたから、質問を終わります。

○木野委員長 この際、午後四時四十分まで休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後四時四十九分開議

○木野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。森井忠良君。

○森井委員 私は、第一に朝鮮人被爆者の皆さんの処遇の問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

御承知のとおり、きわめてのろいテンポであります。戦傷病者戦没者遺族等援護法は年々歳々中身が充実をされてまいりました。しかし、古くて新しい問題といひますか、朝鮮人被爆者あるいは朝鮮人の戦争犠牲者の皆さんに対する援護措置といふのは皆無であります。一体どこに原因があるのか、まず、そのあたりからお伺いをしたいと思ひます。

○河野(義)政府委員 朝鮮の方の取り扱いでございますが、援護法は恩給法を補充する法律として昭和二十七年に制定されたわけでございまして、援護法は恩給法と同様に、その適用要件として日本の国籍を有する者といふふうになつておるわけでございまして、いま、おっしゃいました朝鮮の方につきましても、たとえ元日本の陸海軍の軍人であつたとしても、日本の国籍がございませんで援護法の適用はないわけでございまして。

○森井委員 理由は恩給法に書いてありますといふ言ひ方でありまして、恩給法の所管の役所に聞きますと、これは厚生省所管の援護法と同じでございますという答弁が返つてくるわけでありま

す。確かに先導的には恩給が物を言つておりますけれども、きわめて問題があると私は思ふわけですね。

第一、いま局長が答弁をいたしましたように、少なくとも終戦以前は朝鮮人の方は、たとえば兵役に服するとか徴用工として強制的に仕事をさせられるとか、ひどい目に遭つておられました。しかも、明確にその当時は日本人でありました。だからその徴用になったり、あるいは軍人軍属等の身分で事実上、日本のためにいろいろ尽くされてきた。もちろん、その根底には日本軍国主義のいわゆる植民地政策があつたわけですが、いづれにいたしましても当時は紛れもなく日本人であつた。

戦傷病者戦没者遺族等援護法におきましても、たとえば第二十四条等を見てまいりますと「死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたもの」となつております。亡くなった人の要件は整つていて私は思ふのです。意味がわかりません。つまり、戦傷病者戦没者遺族等援護法によりまして死亡した方の死亡の当時の国籍が問題である。そういたしますと、先ほど申し上げましたように朝鮮人の方は紛れもなく日本人なんです。これは争ひのないところだと私は思ふのです。

問題は受給資格で、たとえば戦傷病者戦没者遺族等援護法の三十一条で日本国籍でなければ受給権がない、ここに私は問題があると思ふわけですね。「日本の国籍を失つたときに権利が消滅する」となつてます。一体、本人の意思で日本国籍を失つたものかどうなのかというのも問題です。先ほど申し上げましたように、亡くなられた方の要件からすれば当時日本人であつた。死亡した当時の国籍が第一の要件であります。それから遺族給付金あるいは遺族年金等に関して言えば、今度は受給をされる妻、子あるいは両親といつた方々の国籍が日本国籍でなければならぬ。ここに問題があるわけですね。これはもうこの辺でぜひ直すべきだと私は思ふ。厚生省はいままで、た

び重なる朝鮮人犠牲者の皆さんの要求があつたに

もかわらず一顧だにしてない。この辺でそろそろ考え直す必要があるのではないかと考えるけれども、いかがですか。意味はおわかりいただいたと思ひますので、できれば政務次官からお答えいただきたいと思います。

○河野(義)政府委員 御指摘のように、援護法は死亡した際における国籍要件それから受給者についての国籍要件を規定しております。そういう意味で援護法の適用については日本国籍を有するといふことが前提になるわけでございまして。おっしゃる通りに朝鮮の方が戦争中、日本の軍人として、あるいは徴用工として、軍務につかれ、あるいは徴用業務につかれまして、不幸にして亡くなられた方につきましては私ども十分同情はいたすわけでございまして、制度のたてまをいたしまして国籍要件がございまして、そういう方につきまして援護法を適用するということはできないわけでございまして。ただ、その朝鮮の方でございまして、韓国につきましては日韓平和条約によりまして、その問題についての取り決めで外交的に解決いたしておるわけでございまして、いま、その問題につきましては外交ベースで処理すべき性質の問題であらう、かように考えるわけでございまして。

○森井委員 教わつたとおりの答弁が返つてくるわけですが、具体的に申し上げますが、広島ガスという会社がございます。それから広島電鉄という会社がございます。私の理解では、これは総動員法によりまして、その軍需充足会社と判断をいたしておるわけでありますが、そういう認識ですか。

○河野(義)政府委員 そのとおりでございます。○森井委員 この軍需充足会社としての広島ガス、広島電鉄に、孫さんというごきょうだいでありますけれども、当時二十三歳の方で、それから十八歳の方が徴用工として勤めておりました。どういふ手違いかわかりませんが、この二つの会社は、いままで、援護法の適用によりまして弔慰金

に基づくと、この徴用を受けた人々たちなんです。該当する会社も軍需充足会社なんです。いま大臣

だきまして意を強くしているわけでありますが、もう一つ明らかにしておきたい点は、実は朝鮮人

のあなたの答弁でそういう評価をしたわけですけども、それでは韓国が現在いわゆる支配をして

関係がございませんので、なかなか直ちにこれについて話が進行するということはむずかしいのじ

やなからうかと私は思うわけでございます。

○森井委員 だから要するに、あなたの論理で言えば、韓国の国籍を持っておられる人については外交的には処理ができていなければならない、北朝鮮の部分については処理ができていないということになりますね、外交的には。

○河野(義)政府委員 もし北朝鮮につきまして、この問題が外交的な処理をするということでありますれば、まだ決着がついていないということでございます。

○森井委員 ちょっとはつきりしないから、それでは、調査をするのですか、しないのですか。先ほどの戸井田政務次官の前向きな検討をしましていうことは、調査をしなければどうしようもないわけですから、まず実態を御調査なさい。あるいは、あなたの方に資料があるのなら、それを公開しなさい。そうすれば調査にかかわるわけですから。その点についてイエスかノーだけ一言、言うてください。

○河野(義)政府委員 戦争中における朝鮮あるいは台湾、そういった方々の軍人としてのいろいろな資料、あるいは徴用工その他につきましての資料は、十分ではございませんけれども、実態を知るためには調査したいと思っております。

○森井委員 では、時間の関係がありますから、次の問題に入らせていただきたいと思います。

けさほど来、問題になっております満洲開拓青少年義勇隊。私も実は年ごろがちょうどそういう時期でございまして、私の小学校の同級生が何人も満洲開拓青少年義勇隊に行ったという、そういう非常に悲惨な体験を私もしているわけであります。この問題につきましては、昭和四十年代に入りまして、もう議論がずっと出てまいりました。本委員会でも、去年も、そして、ことしのきょうの委員会でも問題になりました。これが終わらなければ戦後は終わらないという感じで、私は、もうどうしてもこの辺で決着をつけていきたい、こういうふうに考えておるわけです。

そこで、このたび厚生省としても昨年よりはち

よっと進んだ方策をお立てになりました。昭和十二年の十一月三十日の閣議決定の時点まで延長する、こういうことでありまして、私は一定の評価ができると思うわけであります。これは該当者は何人ですか。

○河野(義)政府委員 今回、昭和十二年の閣議決定まで適用の範囲を拡大したわけでございまして、が、実際に何人ぐらい出てくるであろうかという正確な推計はなかなかおぼつかないわけでございまして、一応、従来、前回におきまして適用範囲を拡大した際に出てきた数字をもとにしまして、そのままだと推計いたしますと、五十三年度に四十一名ぐらい該当者として出てくるのではなからうかというふうに推計いたしております。

○森井委員 これまでは、昭和十四年の十二月二十二日、満洲開拓民に関する根本方策に関する件という閣議決定で、それ以降の人、しかも、訓練期間中のいわゆる義勇隊あるいは義勇軍に属している人のみ、若干例外として連戦連戦ということがありまされども、大体そういうふうに限っておやりになりました。今度はこれを昭和十二年の時点までさかのぼられたわけですが、これは理由は何かですか。

○河野(義)政府委員 満洲開拓青少年義勇隊の範囲拡大につきましては、昨年の委員会におきましても、いろいろ御議論があったわけでございまして、考え方としては、開拓青少年義勇隊につきましては三年の訓練期間、国との特別な関係にあるということと、それから、それらの業務の中に軍事に関連した業務がある、そういうことを前提にいたしまして、そこまで範囲を拡大したわけでございまして、十四年から十二年までに拡大するに当たりまして、この義勇隊の訓練期間に軍事に関する業務ということにつきまして、いろいろ文献その他あるいは関係者の意見も聞くなどして検討したわけでございまして、当初なかなかそういったことが確認できる資料がなかったわけでございしますが、今回そういったことを推測させる資料がありましたので、先生方のいろいろな御意見を

踏まえまして、今回、昭和十二年の閣議決定の線まで拡大した次第でございまして。

○森井委員 推測させるに足りる資料というのは、どんな資料だったのですか。

○河野(義)政府委員 満洲開拓青少年義勇隊につきまして、関東軍の機関から感謝状が出てまいりまして、そのことから軍事に関連する勤務があったというふうに推測できるのではないかとということと判断したわけでございまして。

○森井委員 たまたま感謝状が出てきたということとなんです、これはまあ、せっかとおやりになつていただいて、私も評価をしております。それから悪口は決して申し上げません。御苦勞さまでしたと申し上げたいのですが、発見が遅かったわけですね、結局、気がついてみたら、あの十四年の時点の閣議決定と同様なことを十二年の十一月三十日の閣議決定でやっておった。本質は変わっていないかということ、そこで十四年を十二年まで延ばしたといいますが、前に延ばした、こういうことになったわけですね。

○河野(義)政府委員 いろいろ御意見もございまして、一方では一応、文献、資料等、そういう資料をわれわれなかなかつかみ得なかったわけでございまして、いろいろ御意見もございまして、並行してそういった資料の収集、検討をしたわけでございまして、それで十四年あるいは十二年の閣議の要綱等を見ますと、十四年の閣議決定の内容には、客観的にそういった軍事訓練等、あるいは軍隊の業務につき得るような規定があったわけではございませんが、十二年には直接そういった表現がなかったわけでございまして、ところが、いま申しましたようなそういった事実が出てまいりましたので、そのことから、それからまた関係者の御意見もございまして、そういうことを総合いたしまして適用範囲に加えた、こういう次第でございまして。

○森井委員 これは後の議論でも関係してきますから、もう少し聞かしていただきたいのですが、昭和十二年十一月三十日閣議決定、満洲に対する

青年移民送出に関する件というのは、これは厚生省は早くから把握しておられたわけですね。そうでしょう。

○河野(義)政府委員 いま先生の御指摘の満洲に対する青年移民送出に関する件、これはいろいろ資料がございまして、これは承知しております。

○森井委員 大原委員から指摘がありましたように、一ころ封印をして隠しておったそうですが、それに入っておったかどうか知りませんけれども、いずれにしても私は、この時点、これが発見できたときに当然措置をされなければならぬものが今日まで延び延びになったと理解をせざるを得ない。いまの御説明でも明らかにしましたように、事実上、昭和十四年の閣議決定以降の義勇隊、義勇軍と、それから、この昭和十二年の閣議決定以降の義勇軍、義勇隊とは質的に変わりましたか、ということ、御提案になつていいます、それは、私は、

それをまず確認をしておきたいのであります。が、ちょっととつとつと質問で恐縮ですが、私ども良心の苛責を感じることがあるのは、とにかく措置をされること以降で、本件につきましても、さかのぼるといことがないわけですね。実際には早く苦勞しているんですよ。実際には昭和十三年の一月くらいから、少なくとも春くらいから渡満しているのです。後から昭和十四年から行った義勇軍については一応、本法の措置を受けておる。これはやはり申し上げれば、やはり行政の怠慢と申しますか行政のおくれだと私は思うのですけれども、同じ条件の人を、いまから、これ以降に何とかするというのは、私は実際問題として問題があると思う。まだ、これからいろいろ戦後処理の問題につきましては問題点が幾つか出てくるでしょうけれども、本来、国家補償というのは社会保障と違つて遡及し得ると私は理解をしております。社会保障はあくまでも、そのとき以降ということになります、援護法についても申請を待つてということがありますね。申請をしよう

にも法律がないのですから申請もできない。結果として、こういうふうに遅く出てまいりましたものが損をする。こういった場合に、ただ単にこれから実施をしますよという形でいいのかなのか。先ほど言いましたように、私は政治家の一人として自責の念に駆られるわけです。この点いかがですか。

○河野(義)政府委員 援護法につきましてはいろいろ制度の改善につきましては、その一つが適用範囲の拡大でありまして、処遇の公正を期する上から処遇の範囲を逐次拡大するという事で改善を図ってまいったわけでございますが、それにつきましては、もうすでに時日は経過しておるわけでございますが、適用範囲に拡大する、その時期から適用するというのも一つの方法でありますし、従来から、そういう方法をとってまいっておるわけでございます。

○森井委員 義勇軍の問題は後で続けますが、同じような問題で政務次官、警防団があるのです。御案内のとおり、四十九年に警防団の方も軍属として扱われるようになりました。これは進歩であります。しかし警防団が軍属として扱われるのは昭和十六年以降である、こういうことになっているわけですね。ところが警防団ができたのは、昭和十四年の一月二十四日勅令第二十号というのがあるんですね。昭和十四年にできていたわけですね。私はコピーをとって持ってまいりましたけれども、こういう仰々しい辞令を皆さんもらっているんですね。これを見ますと昭和十四年の四月一日、ですから先ほど申し上げましたように警防団ができたのは昭和十四年だということ、これはもう明らかになっている。援護局長、この点については問題ありませんか。

○河野(義)政府委員 御指摘のように、警防団につきましては昭和十四年四月一日付で警防団令が施行されたわけでございます。その規定に基づきまして警防団の活動というのはあったわけでございます。

○森井委員 では、どうして昭和十六年以降の警

防団員しか、この法律を適用しないのですか。

○河野(義)政府委員 援護法の適用の対象といいたしますのは、旧防空法の規定に基づきまして防空従事者としての特別の教育訓練を受けた警防団の幹部について援護法を適用するわけでございまして、それはどういふことかと申しますと、国との特別な関係、軍人軍属と同様もしくはそれに準ずるような関係が必要であるわけでございまして、旧防空法の昭和十六年における改正によりまして、警防団の幹部要員につきましては旧防空法上の特別の任務につくというような改正があったわけでございまして、その点に着目いたしまして、昭和十六年から防空法の改正によりまして防空法に基づく公共防空の業務についた場合に援護法を適用する、こういうふうになったわけでございまして、

○森井委員 防空法との関係については私も議論がございまして、第一、防空法の方が先にできていますので、後で先ほど申し上げました警防団に関する昭和十四年の勅令第二十号というのができていますから、その結びつきにつきましては、まだ私は議論があると思いますが、時間の関係もありますから、これはしばらくさせていただきます。

そこで、大臣もお見えでありますから、こういうのがあるのです。ちよと読んでみますと、門司市警防団員第一分団警務員故太田一夫君へ昭和十四年四月九日警戒警務下命ノ為メ出勤任務ニ従事中特命ヲ受ケ同員百五十名ト共ニ〇〇指揮ノ下ニ市内風師山山頂ニ向ケ〇〇運搬作業中(同所ハ登路路狭隘ニシテ屈曲多ク而モ警戒管制中ニテ灯火ヲ用フル事能ハズ咫尺ヲ弁ゼザル暗夜困難ナル作業ニ従事中)ノ処如何ナル機ミナリシカ〇〇ノ下敷トナリ右大腿部全骨盤部ニ重傷ヲ負ヒ人事不省ニ陥リタルヲ以テ直チニ応急処置ヲ講ジ最寄病院ニ急行ノ途中午後八時五十六分絶命門司市警防団最初ノ尊き犠牲者トナリタルモノナリ

尚全君殉職ノ状況ハ之ヲ詳記スルコトヲ特ニ差控ヘ候ニ付御諒知下サレ度シ

実は、これは非常に古い文章であります、私の

下手な説明よりも読んだ方がいいと思って、そのまま読んだわけであります。

これは昭和十四年四月九日に、〇〇とありましたのは高射砲の陣地であります。これは目撃者もそして亡くなられた犠牲者の診察に当たられたお医者さんにもまだ現存しておられます。当然関係の地方自治体に書類が残っております。いま私が読み上げましたのも、その一部だと御理解いただいて結構でございます。これは明確に警戒警務が発令されておりました、そしていまお聞きのように高射砲陣地を構築する。これは昼は軍の機密に属することですからできない。結果として夜、しかも、いまはい道路がついてるそうでありまして、これも、これは読みましたように登はん路が狭隘で、しかも「屈曲多ク」となっておりますから曲がりくねった道でありましょう。それを百五十人ぐらゐの警防団員が軍に指揮をされて山に登っていった、その途中高射砲の下敷きになった、こういうケースであります。この人は、ここに辞令があるわけでありまして、これは昭和十四年四月九日付になっておりまして、ついでに名前も申し上げますと太田一夫さんという方で「門司市警防団第一分団警務部班長ヲ命ズ 門司警察署長 地方警視北村兼而」こうなっております。

長が答弁になったようなことだろうと私は思うのであります。しかし先ほど言ったこととは別に、いままでの厚生省の姿勢からすれば、明らかにこれは軍の命を受け、そして軍の行動にそのまゝ服従をした結果、殉職をしたわけであります。ここに私は写真も持ってきておるわけであります。そういうことで、初めての殉職ということで大々的な町葬が行われていることが明らかにっております。

私は全国的にそうたくさん的人数ではないと思うのです。何といひまして、太平洋戦争が始まりまして以降は御承知のとおり防空業務は急速にふえてまいりましたけれども、まだ十四年発足当時の警防団員につきましては、そう人数は多くなかったし、また業務についても、そう忙しい状態ではなかったと思うので、全国的には満州開拓青少年義勇隊と同じように本当に数は非常に少ないのじやないかというふうに理解をいたしておりましたが、これについても、今回の満蒙開拓青少年義勇隊が十二年の時点までさかのぼられたのを契機として私は片手落ちではないかと思うのです。警防団という性格、それから軍の命令に服した。まさにこれは特別権力関係と同じであります。まして拒否したら、それこそこれは大変であります。第一、警防団は委嘱するものじやない。「班長ヲ命ズ」こうなっているわけですね。先ほど読み上げましたとおりであります。拒否ができるというような性質のものじやないわけでありまして、これ以上申し上げませんけれども、これはひとつせひとも、少なくとも来年度以降において検討の上、具体的な措置をとられるように要求をいたしたいと思つておりました。大臣いかがですか。

○河野(義)政府委員 御指摘のケースにつきましては、命をなげうって防空活動をされまして、その献身的、協力的な行為につきましては、われわれも敬服しますし、またお気の毒に思うわけでございますが、援護法におきましては、やはり国との特別な関係ということが一つ要件になるわけでございまして、そこで、昭和十六年の防空法の改正に

よりまして「地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ關スル特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得」こういう改正がなされて、そういう特別の防空の實施に從事する職員には地方長官が從事令書を出す。しかも、その業務については非常に強い罰則の規定があるわけでございます。こういう国との特別な關係に着目いたしまして、從事令書の出た防空従事者が防空の實施について傷病にかかった場合に援護法で救済する、こういうたてまえでございまして、いまのお話の事態につきましては非常に気の毒だと思ひますけれども、援護法の体系の中でこれを考えるということは非常にむずかしいのではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。

○森井委員 もうあそこまで言えなければならぬと思ふから私は言わなかつたのですが、先ほど読み上げたのは昭和十四年四月九日なんです。この殉職の状況を読み上げてみたわけですが、亡くなった日が四月九日なんです。これは正確に言いますと四月一日で警防団員の辞令をまづもらつた。亡くなったから「第一分團警防部長ヲ命ズ」と一階級昇格をさせて、この人の勞をねぎらつたというこれは辞令なんです。だから、きよう持つてきておりませんけれども、恐らく遺族は持つていて思ふのですが、この前に四月一日付の警防団の辭令が出ていた。これは何ら疑ひの余地がない。いまあなたが言われましたように、これは防空法でも、先ほど申し上げました昭和十四年一月二十四日の勅令第二十号でも、やはり同じように地方長官がかんではいるのです。警防団については原則として軍や國が直接ということではなかつたわけでは。これは御案内のとおりであります。ですから、あなたがもしやつた答弁から見ても國との特別權力關係というのは、警防団をつくるというのは根拠は先ほど申し上げたとおり勅令です。勅令で警防団をつくれとなつてゐる。それだけの必要な人に辭令を渡して、もらった辭令に基づいて高射砲陣地の築造に当たつてゐる。深夜危険

な仕事をして殺された。亡くなった結果、先ほど申し上げましたように町葬の写真もありますけれども、現実にはこのときに消防でも、あるいはかつての軍隊でも、亡くなったときに一階級、二階級特進というのがよくあります。それで恐らく亡くなられた方の勞に報いるために、わざわざ班長という辭令を出して出されたのじやないかと私、理解をいたしますけれども、いづれにしても、一つの例に挙げたわけでありまして、私は警防団につきましては防空法という根拠でなく、くどいようでありまして防空法という根拠でなく、具体的に満洲の義勇隊と同じようにこれも少しさかのぼる必要があるということについては紛れもないことなんです、きようというのは、なかなかむずかしい点があるかも知れませんが、ひとつせひとも再検討の上、来年度以降、具體的な措置をしていただきますように私はお願いをしておきたいと思ふのです。大臣いかがですか。

○小沢國務大臣 恐らく大東亞戦争勃發後、防空法の改正をやつて、そういう強力なる命令といひますか特別權力關係におきまして防空の實施に従事せしめるというやうなことをやつたのじやないかと思ふのでございしますが、警防団の場合は団員を命ずるあるいは役職の班長にするとかといふことはあつても、いま先生がお挙げになつたのは、實態としては確かに○の命令、こうなつておるのですが、実は今度防空法の改正以後のものには、いわゆる從事命令といふものを一つの要件にしております。その從事命令といふものが、いま先生がおっしゃつたのは命令書が出たのか、出ないのか。実態は恐らくそうだったんだらうと思ふのですが、高射砲陣地を構築するために警防団がたまたまできたものだから、署長なり、あるいは當時の県庁なり、あるいはそこにいる軍隊、どういふ師団構成かわかりませんが、そこから何か口頭指示をやつたのだらうと思ふのです。実態は同じなんですけれども、從事命令といふものを着目してやつたものだから、実態は同じで

も、どうもそういうのはみ出た人が出てくる、こういうことだらうと思ふのでございしますが、おっしゃるやうに非常にレアケースだと思ひますから、私も、まだ余り詳しくないものですから、検討させていただきますと思ひます。

○森井委員 きようのところは、それで結構ですけれども、御参考までに申し上げますと、太平洋戦争はもろん始まつていなかったわけでありまして、日華事変中ではあつたわけですが、特に場所が下関という、言へば中国大陸に近いところであつたために、警戒警報はしばしば発せられておつたということが一つ。それから、命令があつたかどうかということにつきましては、これは本當に、もう、うかつだつたのですが、どのやういふ文書だといふのは調べればすぐわかるのですが、きようのところは間に合わないから、いま読み上げただけなんですけれども、これは公文書に近いものだらうと思ふのです。やはり「命ヲ受ケ」と、こうなつてゐるのです。命を受けて行つた。だから、この文書が、仮にその当時の町村役場とか、あるいは県庁とか、きちつとしたところが発行したものなら、それだけで十分証拠になり得る文書だと私は理解をいたしております。そういう点を含んで御検討いただきたいというふうに思ひます。

それでは、時間がありませんから、また満洲開拓青少年義勇隊の問題に入りたいと思ひますが、例の、昭和十二年の十一月三十日の閣議決定でありますけれども、これは紛れもなく閣議決定でありますから、こういうのをお出しになつたのであります。その当時、日本の國としては、この閣議決定を所管する役所はどこだったのですか。

○河野(義)政府委員 昭和十二年の満蒙開拓青少年義勇隊に關する閣議決定は、當時は拓務省がございまして、拓務省の所管になつていたわけでございます。

○森井委員 そうしますと、當時の満洲國ですね、そこではどが所管しておつたのでしようか。

○河野(義)政府委員 満洲國政府との關係もございしますが、具體的に政府の中のどの部局かという点につきましては、いまちよつと手元に資料がございませんで、調べまして、また御回答いたします。

○森井委員 この問題については二つ問題があつたわけですね。一つは、十四年の閣議決定を十二年の閣議決定まで引き上げる問題と、もう一つは、いわゆる義勇隊開拓団ですね、この關係が、二つ問題が残つてゐまして、そのうち一つは今回、解決になつたといふことで、私も先ほど来、評価を申し上げておるわけでありまして、義勇隊開拓団の問題は、先ほど来わが党の川本委員等の御質問に対しては、いろいろ極端に言へば民間の開拓移民と同じやうな側面もあるといふことを盛んに話しておられまして、これは川本委員と見解が大きく食い違つておりましたけれども、では、満洲國で一体義勇隊開拓団の所管の役所が厚生省でかわかりにならないのですか。

○河野(義)政府委員 満洲國政府の機關の対応する役所は、満洲開拓總局のようでございます。○森井委員 時間がもうありませんから、私の方で申し上げるわけでありまして、おっしゃるとおり満洲國農林部開拓總局といふところが開拓行政の總元締めだつたわけですね。義勇隊開拓団に就いて申し上げますと、所管の役所あるいは団体、そういうものは言つてもええですか。どうもよくから言ふのも変だね。明らかにしておきたい点でございしますから。

○河野(義)政府委員 満洲國政府の所管の大臣は産業部大臣でございます。

○森井委員 間違ひがあれば指摘をしようとして、時間の關係もありますから私から申し上げたいと思ふのであります。開拓に關するすべての経済的援助、義勇隊開拓団ですね、こういうところの、たとえば土地の取得とかあるいは配分とか、そのほか指導とか、そういうものも含めてやつておつたところに満洲拓殖公社というのがございしたね。これは満洲拓殖委員会という

厚生省として戦後処理と言われるいろいろな引揚げの問題についての補償等については、ある線を引きたいという気持ちはわからぬではないので、すけれども、余りその気持ちでもって、こうい

問題に対処しますと非常に不公正な問題が出てくる気がする。たとえば、いまの満蒙開拓青年義勇隊の問題にしても、昭和十四年までの閣議決定まではカバールされたが、今回は昭和十二年十一月三十日の閣議決定まで延ばされた。こういう問題も、いまも同僚委員の質問のように、同じような性質の人が後からの調べでカバールすべきものであったというふうなこともあるわけで、これはひとつ今後ともそういう目で、やはり救済すべきものは救済するのだという立場で、余り、あるところを線と引くということを重視されないで、そのような立場で、このような問題に対処していくという心構えが必要じゃないかと思うのです。

私が申し上げる中国の、いわゆる親を捜してやる孤児の問題も、これは二代目なんです。しかも、これはぜひとも国としても、ある種の責任を持って対処しなければならぬ問題だとも思うのですけれども、大臣、このような問題について厚生省の、厚生大臣としての基本的な一つの考え方、姿勢というものを、まずお伺いしたいと思ひます。

○小沢国務大臣 私、その点はもともとだと思ひるので、先ほど言いましたように、やはり取り扱ひの公平というものは考えていかなければいかぬだろう。その場合に、やはりいままでの国の考え方というのは、国とのつながりという、ある命令によりあるいは強制力により、何らかの意味で、そうした特別権力関係というものを最低の要件にしておるわけでございますから、そこで実態上ちょっと公平を失するじゃないか。あるいは、こういう人も同じように気の毒じゃないかというケースが、どうしてもはみ出して出てくるわけでございます。したがって、保護法の国家補償という立場から見ると、やはり特別権力関係といふものを、しっかりと条件として把握しておかなければどうしてだめなもので、その場合に起こってくる、はみ出してくる方々に対する保護あるいは何らかの救済措置というものは、それとは

別個な面で考えなければいかぬのではないだろうか。

そういうものなら、やはり厚生大臣として、また厚生省が、引き揚げてきた方々に対するいろいろな援護措置を考える場合に、そういう柔軟なところが必要なら、また対象者も柔軟に考えていただく方がいいんじゃないか。国家補償でびしっとやる場合には条件としては、どうしても特別権力関係にきちっとした状態がないと、またそれが明確でない、なかなか踏み切れない。しかし、さりとて、その人たちがオール・オア・ナッシングになるというところについてはいいか、こう言われますと、それはやはり、ただゼロでなくて何らかの措置をとるべきじゃないか。内地の戦災者についてもいろいろと考えてみますと、そういう点はどうもいままでは、もうオール・オア・ナッシングですべて考えますので、そうでない行き方を少し考えてみたらどうかという気がしておるわけでございます。

○和田(耕)委員 やはり中国との関係においての戦後処理の問題を考えてみる場合に、田中総理大臣が昭和四十七年九月に北京に飛んで、そして日中の国交回復のための共同宣言を行った。これは、私は当時のことを思い出しますと、本心に画期的な歴史的な大きな仕事だったと思うのです。この仕事、私も必ずしもその当時、賛成したわけではありませんが、あの険しい賛否の中で、そして重大ないろいろなこと起こり得る状態のもとで田中総理大臣が中国へ飛んで、この問題をひとつの形で解決をした。これは私は田中さんの大きな功績の一つだと思ひます。この問題を経て日中のいろいろな問題が公式に処理されるような形になってきたわけでございます。そこで、その状態のもとで起こってきた幾つかの問題があるわけですが、中国大陸、特に北方、東北各省の地に多いのですけれども、敗戦によって、いろいろな形で中国に残された人たちが、しかも日本に帰還したい、日本に永住したい、そういうふうな人たちが公然と、その希望を

述べられるような形になってきたわけですね。きょうは時間も余りありませんから、ひとつ簡明にお答えいたしたいと思ひますけれども、その四十七年の日中共同声明がされてから、日本に帰国したい、永住したいという形で日本に帰ってきた人の数をどういうふうな厚生省はつかまえておられるのか、まず、そこからお伺いしたい。

○河野(義)政府委員 日中国交回復後におきまして中国から帰国された方は三百七十六世帯であり、千二百九十三人となっております。そのほか一時帰国者が三千九百六十六名ということでございます。

○和田(耕)委員 前の数字千二百九十三、この数字の中にはどういった人たちが入っておりますか。たとえば中国へ残った人で、中国政府の必要でもって向こうへ徴用された人だとか、あるいは子供が、おやじさんが亡くなって、あるいは子供を見ることができなくて中国人に引き取られたとか、あるいは戦犯だとか、いろいろな形があると思ひますけれども、これはそれ全部の数字ですか。

○河野(義)政府委員 この帰国者の千二百九十三名個々について、どういう事情であったかというところは、いま手元に資料ございませんが、いろいろ事情があって帰国できなかった人だろと思ういます。その中には中国人と結婚して、あるいは子供さんの教育とか、いろいろ問題があつて帰国がおくれた人であらうというふうに思ひます。

その中で先ほど、ちょっとお話がございました中国孤児の引き揚げの状況を見ますと、日中国交正常化後、現在まで十四人でございます。これが永住帰国です。それから一時帰国された方が五十七人、こういうふうになっております。

○和田(耕)委員 孤児と言われる人が十四人です。

○河野(義)政府委員 永住のために帰国した人です。

った人はどれぐらいになっていきますか。

○河野(義)政府委員 中国にいる孤児からの依頼とか、あるいは大使館等を通じて調査の依頼、そういうものの数は七百七十三名でございます。

○和田(耕)委員 その数を厚生省で調べた結果、親あるいは身寄りの人がわかった数はどれぐらいになりますか。

○河野(義)政府委員 そういう調査の依頼がございまして、厚生省に持っております資料とか、あるいは都道府県にありますが資料などと照合するといふ方法をとりますと、身元が判明いたしましたのが四百二十二名でございます。現在調査中の者が三百五十一名でございます。

○和田(耕)委員 この人たちは日本に帰りたいという希望を持っておるかどうか、その状態はどういうことになっていきますか。

○河野(義)政府委員 この七百七十三名は日本に帰国したいという希望のある方でございます。

○和田(耕)委員 これが帰国を希望しておりながら実現しないというところについて、これは実情はどうなんですか。これは中国の方で調べがまだ完了してないとか、あるいは日本の方で、いろいろまだ問題があるとか、いろいろ事情があると思ひますけれども、この帰りたい希望を持っている人たちがいまだに帰れないという理由は、どういうことなのですか。

○河野(義)政府委員 まだ現在調査中の者が三百五十一名と申しましたが、これらの者につきましては、いろいろの関係資料等照合などをしておりますが、一番問題は、こういった中国孤児というのは、引き揚げるとき中国人に預けて帰るとか、非常に小さいときのことでございます。当時の留守家族とか親についての記憶とか、そういうものが定かでないというふうなことがございまして、なかなか身元あるいは留守家族を捜すのが困難なケースが多いわけでございます。したがって、いろいろ手持ちの資料その他照合して手がかりをつかわわけでございますが、手がかりのつかみにくい

者につきましては、報道機関の協力を得まして公開調査をする、こういうようなこともやっておるわけでございます。

帰れない理由は、肉親とか留守家族、そういう方たちが把握できないということが一番の原因でございまして。

○和田(耕)委員 わかっている四百二十二二人という人は、帰ろうと思えば帰れるわけですね。

○河野(義)政府委員 身元が判明したわけではございませんので、帰ろうと思えば帰れるような状況にある人でございまして。

○和田(耕)委員 その中で現に帰った人は。

○河野(義)政府委員 その数字は先ほど申し上げましたように、中国孤児の引き揚げの状況は、日中国交回復後、現在まで十四名というふうに申し上げましたわけではございまして、その十四名が帰ってきている、こういうことでございまして。

○和田(耕)委員 十四名ですか。何か私が普通聞いているのと、えらいずいぶん数が違うのだけども。

○河野(義)政府委員 受け入れる方の側、それから中国から出国する場合のいろいろな問題等がございまして、主として、その人たちのいろいろな事情によりまして直には帰国できない。それからまた、帰国についての許可の手続が必要であるわけではございますが、まだ許可がおりていない、そういうケースが多いわけではございまして。

○和田(耕)委員 それで重ねて聞きますけれども、実際にその孤児として帰った人は十四名、それから検討中が五十七名……。

○河野(義)政府委員 五十七名は一時帰国された方です。

○和田(耕)委員 一時帰国が五十七名、実際に帰ったのは十四名。そうですか。三百数十名の人が帰ったというふうに私、聞いておりましたけれども、これはどういふ数字ですか。

○河野(義)政府委員 三百五十一名と申しますのは、中国孤児で身元がなかなかわからぬわけではございますが、その身元調査の依頼を受けた者につ

きましていろいろ調査いたしましたして、三百五十一名について身元が判明いたしましたして、そのうち受け入れる方の側あるいは出国するにつきましてのいろいろな手続等ができて帰って来れたのが十四人でございまして、これには、その同伴家族は含まれておりませんので、同伴家族を含めると若干数字がふえると思っております。

○和田(耕)委員 それは私が調べた数字とえらい違うので、これからの質問がまるっきり変わってくるわけではございまして、十四名しか帰っていない。一時帰国が五十七名。これは共同宣言が行われてからずっと五年間の数字ですね。

○河野(義)政府委員 そうでございまして。

○和田(耕)委員 それだと、その人たちの実態調査ですが、昨年、社会党の山本政弘君が政府に尋ねたものに対する政府の回答があるのですけれども、この人たちに、政府が予算三千万円ぐらいくつて生活指導員を置くとか、いろいろなあれが

ありましたね。この人たちの対象は、この全部の人ですか、孤児だけでなく。

○河野(義)政府委員 引揚者生活指導員が個別のケースについて生活指導あるいは習慣あるいは言葉、それから就職、そういう指導をしておるわけではございますが、これは先ほど申しました中国からの引き揚げ者全体を対象にして、そういう仕事をやっていただいております。

○和田(耕)委員 その中の孤児が、いまの十四名ということですね。それでよくわかりました。そういうことになりましたと、話を前の問題に戻しまして、中国からの引き揚げ者というところになると、この人たちが非常に困っている問題が幾つかあるわけですね。たとえば言葉がわからないというところがまず第一番困る問題。この言葉がわからないというところに対して、政府としてどのような対策を持っておりますか。

○河野(義)政府委員 御指摘のように特に中国孤児につきましては日本語がわからないわけではございまして、日本で生活するため、あるいは就職して仕事をする場合に、まず言葉の問題があるわけ

でございまして。そこで日本語の習得につきましては一番力を入れていろいろな援助をしておるわけでございまして。

まず引揚者生活指導員、これは五十二年度からこの制度を発足させたわけではございますが、個別のケースにつきまして日本語の習得とか、あるいは生活習慣、就労あつせん、いろいろな指導をしております。それからまた日本語習得のための教科書と申しますが、そういうものも渡しておるわけではございまして、教科書と申しますと目で見て読むわけではございまして、やはり言葉を習得するためには耳からの必要であるわけではございまして、五十三年度からはカセットテープとかそれからテープコーダー、そういうものも支給したいというふうに考えておりますし、それからまた職業につく場合にも、先ほど申しましたように日本語をまず習得しなければならぬという場合に、生活保護の生業扶助、そういう生活保護法の援助も活用できる、そういう道も開いて、中国からの引き揚げ者にまず日本語を早く習得していただくという努力を続けておるわけではござい

ます。

○和田(耕)委員 いま生活指導員の人々が絶体的な相談相手になって、いろいろな言葉の問題とか就職の問題、住宅の問題、そういうことを援助するわけですね。

○河野(義)政府委員 引揚者生活指導員の仕事と申しますか、やっていただくことは、まず中国と日本とは生活習慣が違つてございまして、日本の生活に早く慣れてもらうためには、その生活習慣についていろいろ指導するとか、あるいは日本語の習得につきまして、これらの人はかつて早く中国から帰国されたような方が中心でございまして、中国語、日本語ができる方ではござい

まして、また、そういう方々の心情とかも十分理解される人だろと思つてます。それから、就労についていろいろお世話する、それから福祉のいろいろ制度の活用につきましても相談に応じて助言、援助していただく、こういうことを期待しておる

わけでございまして。

○和田(耕)委員 引き揚げ者の千何人という中で身寄りのない人がおられますね。身寄りのない人はどれくらいおられますか。

○河野(義)政府委員 帰国者の千二百九十三名中、身寄りがいないケース、いまちょっと手元に資料がございませんで、また後で御報告したいと思います。

○和田(耕)委員 私の調べた数字では約三分の一強の人が身寄りがいない。千二百人の三分の一となると四百人。身寄りのある人なら、まだ、いまお話しするようなことで不十分ながらある程度できると思うけれども、身寄りのない人は、それをやるだけでは何ともならないと私は思うのですが、どうでしょう。

○河野(義)政府委員 身寄りのない方につきましては市町村長が身元引き受けと申しますか、これらの人について定着先でいろいろ世話をしていた

だ、こういうことになつておるわけではござい

ますが、私の方でとらえておるわけでは、非常に少ない数だということに理解しております。

○和田(耕)委員 「ボランティア」に、いろいろ、そういう世話をしている人の数字が出ておりますけれども、驚くほど多いですね。これは後から、その数字を申し上げますけれども、つまり各県とか市がいろいろ世話をしておるというところですが、その世話が各県によって非常にばらばらだし、よくやっているとあると聞いたり、非常に、よく形式的なところもあると聞いておりますけれども、そういう問題、厚生省は大体うまくいっているかと判断されておられますか。

○河野(義)政府委員 中国からの引き揚げ者を受け入れるにつきましては、厚生省、都道府県、市町村と緊密な連絡をとりまして、それぞれの方に最も適しているような援助をしていくというところでやっておるわけではございまして。全国画一的な援助というわけではございませんで、その方に最も適した温かい援助をするという考え方で緊密な連絡のもとにやっておるわけではござい

際の場合は言葉とか就労とか、うまくいっているケースもございまして、あるいは非常に苦勞されているケースもございまして、それからまた時間の経過等によりまして、苦勞されても後で非常に成功されるとか、いろいろございまして、画一的にどうだという評価はむずかしいんじゃないか、こういうふうに思います。

○和田(耕)委員 仕事の問題はどうなんでしょう。帰国して大体どれくらいうちに、どれくらいの方が仕事をみつけられるでしょう。

○河野(義)政府委員 実際に個々の引き揚げられた方が、どういう仕事に、どのぐらいの期間たつて就職されたか、その後の状況はどうかということと統計的に把握はしておりませんけれども、先ほどの生活指導員の指導状況の報告、その他、県等からのいろいろな連絡によりまして部分的に把握しているという状況でございます。

○和田(耕)委員 去年の十月二十三日の山本政弘君への政府からの報告ですけれども、これにはいろいろ就職、生活状況等について実情を把握したいということですが、このためにどういう措置を講じておられますか。

○河野(義)政府委員 いま申し上げましたように、全体についてはまだ把握しておりませんけれども、今後、今年度末かあるいは来年度早々に全体についていろいろ調査をしたい、その結果を踏まえて、また適切な指導をするための資料にしたい、こういうふうに考えております。

○和田(耕)委員 問題は、中国政府としては向こうでよく調べて、日本で身元がしっかりしている、帰しても十分やっていると認める人、帰していろいろ問題を生ずる人、それに對して日本側として、いま、こういう問題を一生懸命に自発的にやっております。団体の調べによりますと、五百人ぐらいを引き抜いて一定の調査をしているのですけれども、たとえば帰ってから仕事があると言った人が百十人に対して、仕事がないと言った人が四百五十人、つまり四倍の人が仕事がないという状態ですね。これは帰ってから後の長い調査じゃないのですけれども、

でも、そういう数字もあるし、生活保護の適用については、同じ人数の調査によると百二十五の世帯が生活保護の適用を受けておられ、三十一世帯が生活保護の適用を受けていない。生活保護を受ける生活をしていない状態なんですね。こういうふうに、言葉はわからないし、また後から申し上げる国籍等の問題もあって、なかなか仕事につけないというのが実情なんですね。

そういう問題については早く調べて、日本に帰っても大丈夫な生活で生きておられるということがないと、これは国と国との約束事ですから、向こうの方は相当好意を持って、日本に帰りたいという人について調べて、話によると、かなり優遇した形で旅費その他も与えて帰すらしいのですけれども、肝心の受け入れる日本の方で、こうやっています、こうやっていますと言っても実際に仕事についていない。生活保護の生活をしている。

あるいは言葉のわからない人が非常に多い。この調査によると、これは当然のことだけれども話せる人が二二%、全然話せない人が七八%。言葉が覚えるのは並み大抵じゃないですね。こういうような状態のもので受け入れ側が、せっかく日本に行っても、かえってつまらぬからなというように感じを与えるような状態ではないかという感じがするのです。

こういうことでは大臣、向こうの方も安心してこっちへ送つてこれないということにもなりかねないことであって、もつと日本側の受け入れ体制を整備していくということが非常に重要な問題だと思ふのです。これから平和条約が間近に段階のようですね、そういう問題について日本側が大丈夫、責任持つて受け入れてあげようというふうな体制をもつと整備する必要があるのではないかと思ふのですが、この点いかがでしょう。

○小沢国務大臣 おっしゃるとおりだと思います。いまの永住帰国者千二百九十三名の方々につきまして、これは私どもの援護局の方でわかると思いますから、早急に都道府県、市町村と連絡を

とつて実態をよく調べてみます。できるだけ早く調べまして、どこが足りないのか、どうしたらいいのかというところについて、調査の結果で私どもとしても対策をひとつ立ててみたいと思ひます。

○和田(耕)委員 特にその問題を考える場合に、中国から帰つて来た人を羽田に迎えて各都道府県の関係官がそれを案内するとか、いろいろな形があるように思ふけれども、それを見届けておられるいろいろなボランティアな団体があるのです。その人は自分の持ち出しで、いろいろな世話をしているのですが、その人の話を聞きますと、これはやはり身寄りのしっかりした人はいいいのですけれども、そうでない人が相当おられるようです。実際問題として、そういう人は三月月なりあるいは半年なり、希望にもよりますが、国が引き揚げに對する、ある一つのお世話のセンターでもつくつて、日本語を教えるとか、あるいは生活指導のための職業の訓練をするとか、あるいは日本人として日本人の中に伍して生活できるような基礎的な要素をそこで訓練、訓練というよりも教える、あつて、あつてまた日本語を教えることにして、あるいは職業のあつてにせよ、あるいは住宅にしても、そういういろいろな問題を集中してお世話をしてあげるような機関、いわゆるセンターのようなものが必要じゃないかと思ふのです。

人によつては、こういうこと聞くのですよ。それは文部省にも行かなければいかぬ、厚生省にも行かなければいかぬ、労働省にも行かなければならぬ。事によつては他の分かれた行政各省庁あちこち回つて、しかもまともなことは出ないというやうな問題もたくさんあるのです。

〔竹内(黎)委員長代理退席、委員長着席〕  
そういうことを自発的に世話をしているボランティアな機関が主な機関でも三つあるのです。そういう機関の人たちと、もつと接触を深めて、お世話をやる中心機関をつくる。私、大して金はかかりぬと思ひますよ。中心機関をつくつてボランティアな人の協力を得て、中国から帰る人たちが日

本人の中に入つて十分生活できるような窓口をぜひともつくらなければいかぬじゃないか。

各県に任すといつても県それぞれ本場にまちまちのようです。そして生活指導員というものがあつたかかわからぬ人がたくさんおられますよ。今年の予算で二十人あるいは三十人にすると、ことらしいですけれども、そういう人があるかないかわからぬ人がたくさんおられるのです。そういう状態じゃなくて、帰つた人にとにかく日本人としての一応基礎的なことを教えられるようなセンター、必要でない人は必要でないのですよ。そういうことが必要な人が大部分おられるから、そういうふうな機関をぜひともつくつていただきたい。大臣、いかがでしょう、こういう問題をひとつぜひとも具体的に検討してほしいと思ふのです。

○小沢国務大臣 実は和田先生と同じように私も思ひまして、その方がいいのじゃないかと言つて事務当局とも二三回やつてみたのですが、しかし非常に調査をして留守家族等の連絡がとれた人に通知してやつて、向こうとしては、それじゃ大体帰郷先があるということでは帰つてこれるわけですが、中国のいろいろな事情から、集団的に一遍に何十人とお帰りにならないわけですね。ぼつぼつと帰つてこられる。実は厚生省から大使館に一人、若い事務官を駐在員にやつて、この問題の処理に向かう方ではいろいろやつてもらつておるのです。私も行つたときに会つて、いろいろ実情を聞いたのですけれども、そうしますと、これを集団的にセンターでまず訓練をしてというやうなことは、非常に間欠的なもので、それと今後そんなに多くなつていく問題でもない。大体向こうの方で帰国希望のいろいろな調査もやつておりますので、私が先生と同じような意見で事務当局といふところをみてみると、なるべく早く帰郷先に行つて、その地域社会になじむというところの方がよいじゃないか。そこで指導員等が連絡をとつて、都道府県、市町村、国等がめんどうを見ていつた方が、より引き揚げ者のためじゃないか

と言われますと、なるほどそれもそうだなと思つたりして、実はまだこちらの方のセンターの設置までよう踏み切つてないわけでございます。

要は引き揚げ者の方が早く日本の社会になじんで、そうしていつまでも生活保護というのじやなくて、言葉もある程度なれてきたら就職をして、安定した生活を得ることが大事なものですから、先ほど言いましたように、五十三年度いっぱい調査もいたしてみたいと援護局の方でも計画しているようでございますので、できるだけ早く、いままでの実態調査をやつてみて、その援護の欠陥がどこにあるかということとを正確につかんだ上で、必要があれば対策をやりますし、そういうふうに考えさせていただきますと思います。

○和田(耕)委員 ごもつともだと思ひます。特に、いまの実態の把握をひとつ組織的に、ぜひとも早くやつていただきたいと思ひます。これは先ほど私ボランティアの機関ということと申し上げたのですけれども、たとえば善隣協会、日中孤児問題連絡協議会、日中友好手をつなぐ会、これは私も関係しておるのですけれども、主として満州関係におつた人たちが多いのです。特に下部の人たちに満蒙関係が多いわけですから、こういう人たちは一生懸命やつてゐるわけですね。厚生省援護局としても、こういう人たちの経験と知識を積極的に活用するような態勢をとつてほしいと思ひます。センターといつても、ここにりっぱな建物をつくつてというのじやないのです。そういう一生懸命やつてゐる方々がもつともつと、こういう仕事のために働けるようなシステムをぜひとも考へてほしいと思ひます。これは十分な月給を出すとかいうようなことは全然必要じやないのです。必要な行動費が出るような状態でもいいと思ひますが、そういうような関係の人たちに頼らないと、親元のことにしても実際がよくわからない。ぜひとも、その問題についてお願いしたいと思ひます。

最後に、もう時間がなくなりましたけれども、国籍問題で非常に困つてゐるのです。法務省の方

方いらつしやいますか。国籍の問題、これはいろいろむずかしい問題があるようで、時間がありま

せんから詳しく申し上げることはできないのですけれども、帰つた人で帰化なら帰化するという申請をされた人、その条件に合つた人はよいよ日本国籍を得るまでの間は国籍を得たと同じような処遇ができるような、そういう法改正というものはむずかしいのですか、それだけ一つお伺ひしたい。

○富崎説明員 中国孤児の国籍については、いろいろむずかしい問題がございます。現在、先生が問題になされておるのは、帰化申請しましてから許可までの間、少し時間がかかるといふことで、その間、仮に国籍がある者と同じような法的扱いはできないかといふ趣旨でございますけれども、現在の国籍法ではかなりむずかしいのじやないかと思ひます。

ただ、日本国籍がある者といふ者との法的な違いといふものは、これは一般的に決めるわけにはいかなないので、たとえば社会保険とか、そういう待遇については、それぞれに国籍の有無にかかわらず日本人と同じような処遇をするといふことは、これはそれぞれの方で考へるべき問題ではないかと思ひます。ただ、特に中国孤児の問題に

関する限り元日本人でございまして、国籍法上の帰化要件は非常に緩和されておるといふ事情もございまして、まず不許可になるといふようなことは通常はございせん。その意味で、そういう事情をくんで他のいろいろな行政で、国籍がないといふ一事だけでも日本国民に与える権利を与えないといふような形を行政上できるだけしないようにやつていく。とともに法務省としては特にこの中国孤児の帰化事件については、本人の特殊事情も考へまして、できるだけ便宜的な手続でもつて早く処理するよう十分努力してゐるところでございます。

○和田(耕)委員 これは中国側の問題もありまして、なかなかこちら側の考へどおりいかぬと思ひますけれども、やはりいろいろな面を考へると、

日本側の受け入れ体制といふものが十分整つてないといふことが、せっかく日本に帰りたいといふ熱望を持つてゐる人たちの気持ちに水をかけた

何かすることのないように、ひとつこれは関係各省で、きょう外務省の方もお願ひしておつたのですが、もう時間がございせんから失礼ですけれども、外務省の方の關係よりは、むしろ国内の厚生省、文部省、法務省その他のところに問題があると思ひます。いまも法務省の方のお話のように、正式の国籍の取得ができなければ、できるだけ行政的な措置で同じような待遇が与えられて、早く日本の国内になじめるようなことを、ぜひとも研究してほしいと思ひます。そしてまたセンターといつても、いかめしい事務所を持ったセンターではないのです。いろいろなボランティアの人たちの知識と経験を活用して、帰つてくる人たちに十分でなくとも、日本に来てよかつたといふ感じを与えられるような体制をぜひとも御努力をしていただきたいと思ひます。生活問題を

含めて厚生省が一番の中心になっていきますから、ぜひともひとつお願ひを申し上げたいと思ひます。時間が若干超過して申しわけないと思ひますが、よろしくお願ひします。

○小沢國務大臣 わかりました。

○木野委員長 次に、古寺宏君。

○古寺委員 いま和田委員からも御質問がございまして、日中友好の兆しが間近に迫つたわけでございますので、帰還される引き揚げ者に対しては十分な施策がとられなければならないと思ひます。時間がございまして、今後、引き揚げられる方がどのくらいいるといふふうに推計をしておられるか、承りたいと思ひます。

○河野(義)政府委員 私の方で把握しておりますが、未帰還者でございますが、帰国の意思のある方で、まだ帰国していない方が約二千二百数十名だと思ひます。そのうち約八割が中国でございまして、具体的にいふ帰られるか、そういういろいろな事情がございまして、直ちに帰れる、そういうことじやございませんで……(古寺委員「数字を

もう一回」と呼ぶ)全体が二千二百二人でございまして、そのうち中国が千七百六十三人でござい

ます。

○古寺委員 これは、この条約が締結された後でも、これだけの人数でございましてか。

○河野(義)政府委員 現在、未帰還調査をやつておりますが、その結果、現在把握しておる未帰還者が千七百六十三名でございまして、しかし生存の資料の非常に新しいもの、あるいは十数年前の生存資料があつて、その当時生存して帰国の意思があるという方々もおりますので、実際の数字はそれより少なくなるのじやないかといふふうに考へられるわけでは

○古寺委員 その中で一時帰国を希望してゐる方は何人でございましてか。

○河野(義)政府委員 その中で一時帰国を希望してゐる人の数は把握しておりません。把握することとはなかなかむずかしいのでございまして。

○古寺委員 むずかしいでしようけれども、対応していくためには、やはりどのくらいあるかといふことを一応把握する必要があるのじやないかと思ひます。

それから、引き揚げ者に対して現在、帰還手当といふものが支給されておりますが、これは現在は五万円でございます。来年は十万円になるそうでございますが、十万円の帰還手当だけでは、せっかく帰つてこれられても、いろいろな生活をしていくために非常にお金がかかるわけでございます。今後、十二分に温かく迎え入れてあげるための手当の増額が必要ではないかと思ひますが、いかがでございましてか。

○河野(義)政府委員 帰還手当につきましては、現在は先生御指摘のように五万円でございますが、これはいかに少ないといふことで大幅な引き上げをいたしまして、五十三年度から十万円としたわけでございます。これは一人につき十万でございます。家族で帰られる場合には家族数、ただし子供は五万円でございますが、そういうことになつております。今後、この帰還手当の増

額、改善につきましては努力をしていきたい、かように考えております。

○古寺委員 大幅に増額して十萬円でございませう、これはいままでが低過ぎるわけですから、さらに十分に生活が保障されるような帰還手当を支給するように改善をしていただきたいと思うのです。

なお、一時帰国の方、こういう方に対しては帰還手当がございませう。したがって帰還中の手当というものを支給すべきだと思ふのですが、いかがですか。

○河野(義)政府委員 一時帰国者につきましては、帰国されるための旅費を負担しておりますし、それから一時帰国中の生活の苦しい方につきましては生活保護法を適用する、こういうふうに現在、援助の措置を講じておるわけでございませう。

○古寺委員 やはり一時帰国でありまして帰還者には変わりがないわけですから、そういう方々に対しては、やはり帰還中の手当というものを、これから考えていただきたいと思うわけでございませう。

それから、言葉の障害につきましては先ほど和田先生からお話ございましたが、この問題について生活指導員ですが、現在何名いらっしゃるわけですか。

○河野(義)政府委員 引揚者生活指導員につきましては、それぞれ帰国された世帯につくわけでございませうが、現在六十四世帯についております。指導員の数は四十四名でございます。

○古寺委員 今後、日中友好によりまして相当数の帰還者があると思うわけですが、その際に生活指導員の増員は可能でございませうか。

○河野(義)政府委員 この引揚者生活指導員の制度は五十二年度から取り入れまして七月から実施しておるわけでございませう。今後、帰国される世帯、方につきましては引揚者生活指導員をつけて、いろいろな生活の面にわたる指導、援助をしていく、こういうふうに考えております。

○古寺委員 次は中国孤児の問題ですが、先ほどもお話があったわけですが、今後この中国孤児に対してはどういうような施策をお考えでしょうか。

○河野(義)政府委員 中国孤児の問題でございませうが、この人たちの身元を把握するためには、その手がかりとなりますものが非常に少ないわけでございます。したがって、先ほど申しましたように、いろいろ厚生省あるいは都道府県にありまう資料と突き合わせて身元を把握するとか、あるいは、それでも身元がわからない者につきましては、その方についての、いろいろな属性を取り上げまして報道機関を利用して公開調査をする、そういう方法をとって身元の把握に努めておるわけでございませう。

○古寺委員 今後こういう問題が多くなると思ふので、十二分に対応できるように体制をひとつ考えていただきたいと思ふのです。

なお、中国に遺骨収集に参りたいとか、あるいは墓参をしたいという希望者が相当いるわけでございませうが、この点については中国政府との関係もあろうかと思ひますが、厚生省としては、どういうような姿勢で今後この問題と取り組むお考えですか。

○河野(義)政府委員 中国、特に旧満洲の地区には、まだ相当多数のお遺骨があるわけでございませう。その遺族その他の関係者が遺骨の収集あるいは墓参したい、こういうお気持ちは切実なものがあろうと思ひますが、この問題につきましては外務省を通じて、外務省の協力を得まして、そういったことが実現するように努力をしまして、そういったことが実現するように努力をしまして、その心情を十分くみまして、その遺骨収集あるいは墓参等ができるよう努力をいたしますが、中国につきましても、戦場になりました中国の国民自身も生命、身体、財産、いろいろな被害を受けておられるわけでございまして、そういった国民感情も十分踏まえまして、できるだけ早く、そういったことが実現できるように努力していきたい、か

ように考えております。

○古寺委員 先ほどお話ございましたが、引き揚げ者センターの構想があるわけですが、このセンターの構想については厚生省としてはどういうような検討をしておられますか。

○河野(義)政府委員 引き揚げ者の窓口と申しますかセンターの構想につきましては、先ほど大臣から申し上げましたが、まず現在の引き揚げ者に対する援護の措置といたしましては、引き揚げ者の定着先の環境に見合った生活設計を立てまして、一日も早くその環境になじんで自立更生していただく、こういうふうな考え方によっておりまして、そのために、言語とか、あるいは生活習慣、就業、そういった面の援助、指導をするための生活指導員に各世帯についていただく。あるいは日本語の習得につきましても、教科書とかあるいはカセットテープ、いろいろな手段を使いまして日本語の習得について援助していくというふうに考えております。

それからまたセンター方式につきましては、考え方としてはありますけれども、現在引き揚げ者、帰国される方が年間に大体三百名前後でございまして、しかも、それが散発的に帰って来るといふような実情も考えますと、現在やっております定着先の援護が適当ではなからうかというふうに考えております。しかし、先ほどお話ございましたように、現在帰ってこられております引き揚げ者のいろいろな実情等も調査いたしまして、今後、帰国者の援護の措置についての参考にしていきたい、かように考えております。

○古寺委員 先ほどから大臣もお聞きになって、御答弁もお聞きしたわけでございませうが、せっかく中国との友好回復が実現しましたが、こういうような問題に対するしつかりした取り組み方というものが十二分でありませうと、いろいろと、これからまた問題が起きてまいりますし、戦後は終わつたとは言われないわけでございまして、こういう点については、いろいろいまお話を承っておりますと、何か後手後手の感がするわけでござい

ます。今後は積極的にこの問題と取り組んでいただきたいと思ふのですが、大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○小沢國務大臣 ただいま、いろいろ申し上げましたように、まだ帰国を希望されると推定されます方々が千数百人もおられるわけでございませうが、現在までの帰還の方々の実態を早急に調べまして、どこにどういふものが必要かということ、を、まずしつかり最初に把握したいと思ひます。そしてその結果、必要と考えられる援護指導体制というものを早急にひとつ私もみずから事務局と相談をいたしまして、対策が必要であれば対策をとってまいりたいと思ひます。

センターの構想は、先ほど言われました和田委員のお話のようなものは確かに必要かといふふうにも思ひます。したがって、そういうボランティア活動でいろいろ奉仕をしていただく方々等との連絡を密にしまして、どういふ組織体制をとつたらいいのか、これらもよく検討させていただきます。ただいて処理していきたいと思つております。

一番大事なことは、やはり究極的には自分の帰郷先の地域社会で安定的に生活していただく方が、よりいいんじゃないかと思ひますので、まず帰郷先との連絡を十分密にして、それから来ていただくような措置も、事前の措置として非常に大事じゃないかと思ひますので、それらの調査にできるだけの努力をしまして、帰還希望の方々の事前の連絡等を十分やって、それから一方こちらの内部では国と都道府県と市町村と援護体制についての打ち合わせも十分やり、帰ってこられた人が、そこで何かすぐいふような障害にぶつかって困難をきわめることのないような準備体制をとっていくということが一番大事だと思ひます。

で、日中国交回復、正常化が行われる時期等も、もうそう遠くないと思ひますから、真剣に私も取り組んでまいります。

○古寺委員 国交正常化に対応するような施策を十二分にこれから検討して、早急に考えていただきたいと思ひます。

次は公務扶助料と遺族年金でございますが、五十三年の六月から月額七万一千円になるように承っておりますが、いままでは遺族年金が支給されてから今日まで、一番最初から年金を受け取った方で生存している方が、累計でどのくらいの額になっているか承りたいと思います。

○河野(義)政府委員 遺族年金のトータルで申し上げますと、五十三年三月までですが、三百八十九万七千九百円というふうになっております。

○古寺委員 いまお話がございましたように、トータルでは非常に低いわけでございまして、今日、自賠責保険等は一千五百万円、また生活保護家庭におきましても、標準家庭で子供さんお二人で住宅、教育の扶助を受けておられる方は十七万三千円でございますが、それに比較しますと七万一千円というのは非常に低いように感ずるのです、いかがでございますか。

○河野(義)政府委員 遺族年金等の額の改善につきましては毎年改善がなされておるわけでございしますが、現在はいわゆる六万円年金と言われておりますが、これを五十三年度からは御指摘のように七万一千円というふうに改善されるわけでございまして、いろいろ比較の仕方はあると思ひますけれども、従来からの改善の過程を見てまいりますと、まあある程度の改善がなされたというふうには評価していいんじゃないかと考えます。

○古寺委員 次に、再婚解消の妻に対する遺族援護法の適用の問題でございますが、昭和四十四年に防空監視隊員、それから昭和四十九年でございますが、防空従事者が、この援護法の対象になっているわけでございますが、それらの対象になっている方の再婚解消の妻に対する遺族援護法の適用がないようにございしますが、これはどういうわけでございますか。

○河野(義)政府委員 この再婚解消の妻の遺族年金の支給の特例措置でございますが、これは軍人軍属等の配偶者が、本来、恩給法が当時あったわけでございますが、これが二十一年に停止になったわけでございます。そこで、その生計の道を立て

るといふような事情もありまして余儀なく再婚された方を、恩給法が復活した時点までに再婚を解消されたケースにつきましては権利を認めよう、こういう趣旨で、この制度ができたわけでございまして、その後、防空監視隊員あるいは防空従事者について援護法の適用が拡大されたわけでございしますが、この特例措置は、いま申しましたような恩給法が停止されて恩給法に類することができないという方に対する特例措置でございますので、これらの、その後四十四年以降に援護法を適用されるようになった方については、特例措置については考えていないわけでございします。

○古寺委員 どうも、その説明が私にはわからぬのですが、軍属とか、それから被徴用者いわゆる準軍属、こういう方々はこの適用を受けているわけですが、その以後において防空監視隊員とか防空従事者、こういう方々も適用を受けるようになったのですが、法の適用を受けていながら、このいわゆる再婚解消の妻に対する遺族援護法の適用がないというのはいさかいじゃないですか、不公平じゃないですか。

○河野(義)政府委員 この再婚解消の妻に対する特例措置を設けました趣旨は、先ほど申しましたように、恩給法が停止されて恩給法が期待できない、そのために余儀なく再婚をしたようなケースもたくさんあるわけでございします。そういう人たちににつきまして、恩給法が復活した時点までに再婚を解消して復籍された方につきましては救済しようというわけでございまして、そういう一つの基本的な精神があるわけでございまして、この再婚解消の特例措置ができました時点におきまして、そういう方を中心にして、また、それ以外につきましても経過的に再婚解消の妻に対する特例を認めた、こういう経緯がございします。あくまで、その基本的な考え方は、恩給法が停止された、そのために恩給法による生活の支えが期待できない、こういうことが中心でございします。その後において援護法の適用が拡大されて対象になった人については考えていない、こういうわけでございします。

○古寺委員 どうも、そこがちょっとわからないのです。恩給を受けられる方が停止されたので、そういう人を対象にしてこの適用を考えました。しかし、その後、恩給の対象でない人もこの適用の範囲を拡大しているわけですから、当然いまの防空監視隊員ですが、防空従事者についても同じように取り扱わなければいけない問題じゃないか、どうなんですか。

○河野(義)政府委員 私、申し上げましたのは、この特例措置の基本的な考え方は、恩給法との関係で考えられたわけでございします。しかし、この特例措置を設けましたその時期におきまして恩給とかかわりのない方もあったわけでございしますが、そういう方につきましては例外として、この特例措置が認められたわけでございしますが、それ以後、新たに援護法の適用が拡大された方につきましては、やはり基本的な考え方がそういうところにあるわけでございします。そういう方には再婚解消の妻に係る遺族年金等の特例措置は認めることは困難である、こういう考え方でございします。

○古寺委員 大臣、いまの答弁をお聞きになっておわかりになりますか。

○小沢国務大臣 実は、いま申し上げていることは、三十九年及び四十一年以降の法改正で特に対象を広げたわけでございします。その広げた人は、恩給法の対象にならなかったときの例外として認めた方々と、ちよつと事情が違うものですが、そこで認めない、こういうことを言っているわけでございします。で、恩給法の適用になるような方々の再婚問題も、再婚を一人おやりになつた方々は遠慮してもらおうという精神で最初はきつたわけでございします。ところが、どうも恩給法の点から考えて、それが少し不公平になる点があるので、そこで再婚を解消した人にも適用するということをやつたわけで、それに、いわば周辺の方々については、そこまでの特例を考へる必要はなからう、こういう判断でやっているものですが、それから、それについては、いろいろ異論があ

ることはわかりますけれども、一応恩給法の適用になる以外の周辺の方というふうな考えで、いままでは私も、これはやむを得ぬ、こう思つてきたわけでございします。

○古寺委員 ですから、最初は恩給法の適用の方だけが対象だったのですが、その後、拡大しまして恩給法の対象でない人も入つてきたわけで、すね。昭和四十一年以後において今度は、いま申し上げましたように四十四年とそれから四十九年に、いま申し上げた方々が対象になってきたわけですから、当然、恩給法の対象ではなくとも、以前に恩給法の対象でなかった人がこの問題について適用を受けているように、やはり対象にすべきだと思ふのです。そうしませんというは私は公平でないと思ふのですが、いかがですか。

○河野(義)政府委員 この特例措置が設けられた時期と、それ以後におきまして援護法の対象を拡大されまして、遺族年金等の対象になった方等の取り扱いの問題だろふと思ひますが、先ほど申し上げましたように、この制度の基本的な考え方は、恩給法が当時あったわけでございしますが、恩給法が停止になった。それに期待していたものが恩給法が停止になったので、やむなく再婚された方を主として対象として考えたわけでございします。しかし、おっしゃる通りにそれ以外の人も、この制度が設けられた時点にはあつたわけでございしますが、それにつきましては、この制度が実施された段階では例外として、この制度の対象としたわけでございしますが、それ以後につきましては、もともと恩給法が停止されたからといって何ら不利益を受ける人ではなかつたわけでございします。で、線を引く時点におきまして、入つた人に入らなかつた人とのバランスと申しますが、公平感といふものは、そういうものは多少ございすけれども、そこは、この制度の考え方から立ちまわして一つの線を引いたというふうに御理解をいただきたと思ひます。それで、いざいざ、どこまでも同じでございします。いざいざにして

最初の、恩給法が停止になった人を対象にしたという、いわゆる原則的な考え方は、それはわかりません。しかし、途中から方向が変わったのですから、そして拡大されているわけですから、そういう人も当然、私としては対象にすべきだ、こう考えますので、今後ひとつ十二分に検討していただきますと思います。

次にお尋ねしたいのは、よく育ての親というのがあるのです。こういう方々の場合には遺族年金の対象にはなっていないのですが、これはどういうわけでしょうか。

○河野(義)政府委員 育ての親がすべて援護法の対象になっていないというわけではございません。事実上の父母と同様な関係にある者につきましては遺族年金の支給の対象となっております。

○古寺委員 それは二十三条の三項、四項というところは一応わかるのです。しかし、戦前におきましては民法上、私が長男だとしますね、長男の場合は養子縁組ができなかったのです。そういう人は、せっかく育てて、戦地へ行きまして戦死してしまっても、育ての親は遺族年金の対象になっていないのです。おわかりですか。

○河野(義)政府委員 いまの事実上の父母につきましては、先生もおっしゃいましたように二十三条の三項、四項、この規定に該当するケースで、しかも、援護審査会の判断を仰いで決定しておるわけでございます。いま、長男であつて養子縁組ができないという事例等もあるかと思ひますが、そういう具体的なケースについての判断は、やはり援護審査会で審査、検討しておりますので、ここで、そういうケースが事実上の父母となり得るかどうかというところは、具体的な事情を十分検討した上でなければ申し上げかねるわけでございます。

○古寺委員 そういうケースがたくさんあるのです。それがいままで認められていないのです。実際には、審査を請求しても、そういう場合には認められていないという人がたくさんいらっしゃる。

る。ですから、こういうようないわゆる民法上の理由によつて養子縁組ができなかった人についても、やはり実態に即して遺族として認めるというところを、きちっとひとつ厚生省として、してもらいたいのですが、どうですか。

○河野(義)政府委員 先ほど申しましたように、そういうケースが事実上の父母と同視し得るケースかどうかというところは、そのケースについてのいろいろな状況があるわけでございます。ここでいいます、それについて事実上の父母というふうな同視できるかどうかというところを一律に申し上げることは非常にむずかしいと思うわけでございます。

○古寺委員 いや、非常にむずかしいとおっしゃいますが、いま、お話しなさっている二十三条の規定でいきますと、それはいろいろな解釈はあるでしょうが非常にむずかしいところであつて、実際は親子として生活をし、これはもう第三者もみんな認めているわけですね。しかし、そういうような戸籍上の問題、旧民法のいろいろの制約、そういう関係から認められないという方が相当数いらっしゃるのです。現実には私も窓口を担当している方々や、あるいは遺族会の方々からお聞きしますと、相当いらいしやるわけですね。ですから今後、審査に当たっては、そういう方についても適用するように、ひとつきちっとした指導なり方針というものを厚生省としても打ち出していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○河野(義)政府委員 事実上の養親の問題でございます。まず、その養育の関係、そういう実態とか、あるいは親子としての意識の問題とか、いろいろあるわけでございます。そういう条件を十分慎重に検討いたしました結論が出されるわけでございますが、今後とも、そのように慎重に検討いたしまして結論を出すようにいたしたい、かように考えております。

○古寺委員 慎重に検討するというのはわかるのですが、ますます慎重にやりますと、これは法の運用の問題ですから実態に即した運用をしていただき

ませんと非常に困るのです。窓口の方では、これはもう当然だが見ても遺族に適用される方である、こう思つて同情して、今度は審査をしますと、これはいかぬと、こうなるわけですね。そういう現実と全然かけ離れた結果が出ていくわけでございますので、慎重にというのは前向きにひとつ慎重に検討していただきたいと思ひます。

次は病気の場合でございますが、外地で病気になるしまして内地でいろいろ療養なさる。そして死亡なさつた場合に病名が違ふという場合には、その遺族に対しては現在はどういうふうになつておりますか。

○河野(義)政府委員 いまの先生の御指摘のケースというのは、戦地等におきまして公務上の傷病にかかられて、それから内地に帰るなり、あるいはその職を離れて、ただの病気で亡くなられた、そういうケースだろふと思ひますが、それにつきましては従来一時金が支給されておりました。五十二年度の改正によりまして年金化されたわけでございます。

○古寺委員 それは一時金、今度九万円、わかるのです。ところが、たとえば結核なら結核で入院します。そして死亡したときには何か心不全とか心機能不全とか、いろいろな別な病名で死亡している、そういう場合ですね。その場合に、この方は結核で入院したのだ、結核で療養したのだ。病名が違ふから対象にならぬ、こういうことがあるのですが、その病名がたとえ結核であつて、結核から想定できる合併症でこの人が死亡しておるという場合には、これは同じように取り扱うべきだと思ひますが、どうでございますか。

○河野(義)政府委員 いまのケースは、先ほど申しましたように公務で結核にかかされる。そして帰つてこられて、かぜを引いて気管支を悪くして亡くなります。そういうケースだろふと思ひます。そういうケースにつきましては、先ほど申し上げましたように従来一時金であつたものを年金化されたというわけでございますが、その

処遇につきましては、やはり援護法におきましては、その病気が公務であるかどうかの公務についての貢献度、それから併発した病気でこのケースは亡くなられておりますので、だんだん公務との関係が薄くなつてまいるわけでございます。そういうことを総合的に勘案いたしまして特設年金の制度が設けられたわけでございます。

○古寺委員 公務で発病した病気があるのです。その病気で療養しておりまして、合併症で死亡しているのですが、その合併症は、その発病した病気で非常に関係の深い、結核という場合にいろいろな例があるでしょうが、病名は結核なんですけれども、死亡の病名が違ふという理由で適用を受けていないというのがあるのです。ですから、その合併症が公務との関係が非常に薄いとおっしゃられますけれども、実際は、その最初に発病した傷病が原因であつて、その原因によつて合併症を併発して死亡しているわけでございます。ですから、診断書の書き方が死因として最初に発病した病名が書かれておればいいのですが、書かれていない場合に、合併症だけを書いている場合には、これが適用にならないというふうな不合理があるのです。そういう面についてはやはり実際によく調査をして適用をしていただきたいと思うのですが、どうですか。

○河野(義)政府委員 いまの公務傷病に併発した病気との関係でございますが、公務傷病が原因となりまして亡くなられた場合は、もちろん公務による遺族年金になるわけでございますが、それに併発して、それ以外の病気で亡くなられた場合に、つきましては、全く無関係な場合にはこれには該当しないと思ひますが、何らかの関係がある場合、先ほど申しましたように結核とかぜとか、そういうふうな関連がある場合につきましては、公務ではありませぬけれども一時金を年金化した特設年金が支給される、こういうわけでございます。しかも、その額につきましては先ほど申しましたように公務との関係の強弱と申しますか、そういうこと、それから恩給法のこれと同種の

年金との額、そういったことの均衡など考えまして、この額が決定されたわけでございます。それから、公務そのものとは、このケースについては違うわけでございまして、公務が原因であれば、もちろん公務の傷病による遺族年金でございますが、その辺が非常に程度の問題とか個々のケースについての併発した病気のほかありやうい、そういったことで決まるわけでございまして。

○古寺委員 それから、これは実際にある例なんですよ。外地へ行きまして発病しまして、内地に送還されてまいりました。ところが死亡したときの診断書が火災で焼失して、ないわけです。その当時のお医者さんもないわけですから、そういう場合にはどうなりますか。

○河野(義)政府委員 戦争というさなかの問題、それからまた、もう三十数年もたつておりまして、公務についての立証というのはなかなかむずかしいわけでございまして。いま直接公務について立証でき得る死亡診断書がないケースでございまして、そういう場合におきましても、その人のいるる行動が私の方の兵籍その他の資料で判明する場合もありますし、また関係者などの証言等もあれば、そういうものもとりまして、そういった直接、間接の資料をできるだけ集めて、それについての公務であるかどうかという認定をしておるわけでございまして。できるだけ遺族と申しますか、その立場に立って資料の整備その他にも助力しているわけでございまして。

○古寺委員 それは後で改めて御相談申し上げます。

遺骨収集の問題でございますが、五十三年度以降の計画についてお伺いしたいと思います。

○河野(義)政府委員 遺骨収集につきましては、五十三年度で第三次遺骨収集計画で計画的に実施してまいりましたわけでございまして、五十一年度以降におきましては、その計画期間中におきまして、いろいろな相手国の事情その他によりまして入城できなかったところとか、あるいはいろいろな確かな情報が入ってくるケースもあるわけでは

ございます。そういったところを中心に遺骨収集の事業を進めておるわけでございまして、五十三年度につきましてはマリアナ諸島、エニウェトク環礁、沖繩、硫黄島、そういうところを予定しておるわけでございまして。

○古寺委員 フィリピン、四十九万人戦死していらっしゃるわけでございまして。それから、あと玉砕をされたところでございまして、インドネシアとかサイパン、ブーゲンビル、こういうところはまだ完全に遺骨収集が行われていない。そういうところをぜひやっていただきたい、こういう要望があるのですが、五十三年度の計画には入っておりますか。

○河野(義)政府委員 フィリピンにつきましては五十数万という多くの犠牲者が出てまして、まだ相当数の遺骨があるわけでございまして、三十三年から十数回遺骨収集をやっておりますが、五十三年度におきましては、いま申しましたようなところを一応予定しております。またフィリピンについて、いろいろな情報等が今後入ってくると思ひます、そういった段階で今後も誠意努力をしていきたい、かように考えております。

○古寺委員 次に戦没者の遺児に対する対策でございますが、就職の問題あるいは就労の問題等とかが、非常にいろいろなハンディがあるわけですね、非常に苦労して育つていらつしやいますから。そういう方々に対して適切な補償を考えていただきたい、こういう強い要望があるのですが、戦没者遺児に対する国の補償についての考え方はいかがですか。

○河野(義)政府委員 戦没者の遺児につきましては、援護法上の遺族に該当する者につきましては、それに従つた援護の措置がございまして、それ以外の遺児等につきましては厚生行政全般の中で適切な援護の措置が従来から実施されておるわけでございまして、今後もしやういった戦没者の遺児という境遇を十分踏まえまして援護については努力をしていきたい、かように考えております。

○古寺委員 中国との問題も関係ございまして、

当時、引き揚げてこられる途中に朝鮮とか、あるいは中には引き揚げ船が潜水艦なんか襲撃されて亡くなられた、そういう子供さんがたくさんいるのだらうでございまして、そういう方々の遺族に対しては、どういふ方法を考えていらつしやいますか。

○河野(義)政府委員 現在、援護法によりまして遺族等についての援護をしておるわけでございまして、それはあくまでも国との関係におきまして軍人軍属等々に準ずるような関係があるというところが前提で、しかも、戦争、公務との関係が必要になってくるわけでございまして、いまの引き揚げ者の、引き揚げの途中におきまして亡くなられた小さい方々につきましては、援護法上の援護の措置の対象とはならないわけでございまして。

○古寺委員 これはひとつ大臣に今後検討していただきたいと思うのですが、児童とか学生、こういう方々で相当の方が引き揚げの途中亡くなつていらつしやるわけでございまして、そういう遺族に対して今後何らかの措置を検討していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○小沢国務大臣 どうも遺族援護法のいまのたてまえ、あるいは恩給法のたてまえというのは、おつしやるようなケースには全く適用がないということになっておるわけですね。何も本人が好きこのんで旅行したわけでもないし、いろいろな戦時状態の中で、やむを得ず、そういうようなことになったのだから救済をすべきじゃないかという御意見だらうと思ひますが、これは、例の沖繩の学童が乗りました対馬丸の事件等の救済にも、いろいろな議論がありまして、ようやく五十二年

度、今年度ですね、これなんかも沖繩の戦艦に従事した学童との関連を考えて、ようやく救済措置をとるようになったわけでございまして、ただ単に移動中にそういう事故に遭つたという人は、これはやはり先ほど来いろいろ議論がありまして戦争状態全体の中の国民のいろいろな被害、身体的な障害あるいは死亡という事故全体の中で考慮をしなければ、どうもこれだけ特別にいわゆる戦

争犠牲者として援護するということには、いま直ちに私はなかなか結論は出ません。したがって、もう少しよく検討させていただきます。

○古寺委員 特別弔慰金の問題でございまして、これは戦後二十年とかあるいは三十年という一つの区切りをつけて弔慰金が出ておるわけでございしますが、その後の方については対象になつていないわけですが、これは今年三十五年なり四十年というときにおやりのなるのか、その点について承りたいと思ひます。

○河野(義)政府委員 特別弔慰金につきましては、戦後二十年あるいは三十年という時期を切りまして、公務扶助料とかあるいは遺族年金の支給の対象になる遺族がない遺族に対しては国の弔慰の誠をささげようということ、この制度ができたわけでございまして、時期を区切って、その時期におきまして該当する遺族に特別弔慰金を支給しよう、こういうことでございまして、その後には該当する者につきましては考えていくということ、制度の趣旨と大きく隔たることではございまして、非常にむずかしいというふうに考えております。

○古寺委員 大臣、これは国債で発行しているのですよ。一年に二万円ずつなんです。ですから十年とか区切らぬでも毎年、対象者には特別弔慰金というものは差し上げることができるわけでございまして、その点を特に要望して終わります。

○木野委員長 次に、田中美智子君。

○田中(美)委員 行政改革の第三次案で五十三年度、厚生省では二課を削減するというふうに関きましてけれども、具体的にどのよう削減になるのか、おわかりの点をお知らせ願ひたいと思ひます。

○山下政府委員 現在、官房統計情報部の統計調査官、それと援護局の調査課を予定をいたしております。

○田中(美)委員 私も、そのように伺つておるわけですが、援護局の調査課がなくなるといふことは、中の業務までなくなるのではないかと、いう心配をしていられる向きがあるわけでは

れで、三十年たったといつても、まだ未帰還者を抱えているわけですから、せっかく、そういうものがなくなるというところ、もう、あとのことはしないのではないかと心配になりますので、その点はいかがでしようか。

○河野(義)政府委員 調査課の仕事につきまして、課が存続する、あるいは廃止するにかかわらず、従来から、その業務についての努力はしてまいっておりますが、なくなった場合におきまして、それぞれ新しい組織の中で調査課の業務は引き継いでいくわけでございまして、私どもむしろ、この機会にさらに調査課の業務につきましては一層の努力をしていきたい、こういう気持ちでおるわけでございします。

○田中(美)委員 それでは、どこでそれを保証されるのですか。中の業務の仕事というのはどこへ行くわけですか。

○河野(義)政府委員 まず、課の機構は削減になりますけれども、定員の減というところは考えてないわけでございします。

それからまた、この調査課の仕事はどういうふうに配分した方が、より効率的であるとか、あるいは責任体制上好ましいかというようなことは、いま詰めておるわけでございまして、決して課がなくなるによりまして業務に支障を来すというようなことはないというふうに考えております。

○田中(美)委員 削減によって支障がないようにお願いしたいと思ひます。

先ほどからのお話の中で未帰還者がこれから約二千人近くあるだろうと予測されるというふうな言われております。それで、まず帰還者のことを言いますが、この帰還者に対して、いままでいろいろなものを出してまいりましたけれども、五十三年度新しく出したものというのはいくつでしょうか。

○河野(義)政府委員 まず、帰還手当につきましては従来五万円であったものを倍額にいたしまして十万円支給する、こういう措置を考えております。それから、帰還者が一番困られるのは日本語の

習得でございますが、従来、教科書をつくって配付しておりましたけれども、やはり耳から入るいろいろな教材も必要であらうということで、カセット、テープレコーダー、そういったものを支給したいというふうな考えております。大体大きいところはそういうところを考えておるわけでございします。

○田中(美)委員 カセットとテープレコーダー、これを差し上げるということでは非常にいいことだと思ふのですけれども、われわれが英語を勉強するといふので一生懸命私などもカセットを聞いていますので、能力もあれかもしれないけれども、これでも上達はなかなかなできない。もちろん日本に帰ってこれるのですから私が英語を勉強するのは違ふと思ひますけれども、やはり実際には語学をカセットや教科書だけでは私にはなかなかなできないといふふうに思ふのです。この人たちに對して、やはり先ほどから語学の問題が出ていたけれども、どうやって語学を上達してもらふかということが非常に大切だということを私は痛感するわけであります。

これは大臣も御存じだと思ひますが、ことしの二月二十三日の読売新聞の記事で「自分」として通じぬ異郷の悲劇」とこの嫁刺す「自分は自殺」ということが出てくるわけですね。この中身を讀んでみますと新聞情報だけでは、やはり誤解ではないかといふふうに思ふのです。と、この張さんといふ方は中国孤児で、向こうに自分の意思で残ったのではなくて、結局子供として養育にやられた、と言えはいい言葉でなければ、悪く言えば向こうに捨てられてきた方ですね。この方が向こうで中国人をお嫁さんにもらい、そしてお子さんを三人つくった。それで一時帰国という形で、里帰りというわけですね。お婆さんのお家に戻ってこられたわけですね。ですから、いずれ中国の妻と子のところへ帰る人なわけですね。この人が結局、言葉が十分でなかったというところで、生活費を出せと言われたというので、いとこのお嫁さんを包丁で刺す、重傷を負わせ

る、自分はその包丁で首を切つて死んだということとなつてゐる。

新聞の報道によりますと生活保護費を毎月五万八千円もらつてゐた。それでみんなの話合いの上で五万円は貯金をして八千円を小遣いに自分が使う。この五万円というのは、いずれ帰るわけですから、帰るときに自分の妻や子に日本からのおみやげを買うのだといふので、生活費を出さなくてもいい、貯金をするということですから、非常に日本側だつて善意だつたのだと思ふのです。そういう話し合いになつてゐた。それが言葉が十分に通じないもので、生活費を要求されたのだといふふうな、この張さんが誤解をしたわけですね。そして、こういう問題が起きてゐる。

すべて善意で、そしてここで仲よくして、日本からたくさんのお金をもらつてゐるおみやげを生活保護費で買つて、それを中国に持つて帰るということ、これは、今後日本と中国が仲よくつき合ひをしていく、理解を深めていくといふ意味では非常にいいケースであつたはずなんです。それが結局は裏目に出まして、恐らく向こうの奥さんやお子さん三人といふのは、いろいろ話を聞かされたとしても、日本で殺されたのではないかといふ実感を持つと思ふのです。それほど逆上して人を刺し自分が自殺しなければならぬところに、なぜ追ひ詰めたのだといふふうに向こうの遺族は思われかと思ふのです。こういう遺族に対してどうするかという問題ではなくて、これは中国と日本の親善に對して非常に不幸なことだと思ふ。考へてみれば何であつたかといへば、言葉なんです。

それで、いま実際には、あつちこっちでやつてゐます。私が知つてゐるのは愛知県を一番よく知つてゐるわけですから、全国で日中友好協会がありまして、そういうところで、こういう方たちに頼みますので、通訳をしたり、それから日本語を教へたりといふことをしてゐるわけですね。こういう人たちがボランティアでやつてあげてゐるわけですね。これは全く自分持ちです。時間も使うわけですし、旅費も使うわけです。私は、そんなに

たくさんのお金がかかるわけではないので、こういう民間の方たちが善意でやつてゐるものに対して補助金を出していただけないかと考へるわけですね。ですから、機械を与える、テープレコーダーを与えただけで事足りるというので、こういう問題は数が少ないわけですから、そのために大きな額を立てるなどということはできないわけですね。一般のボランティアの、それも中国語のできる人たちに手伝いを願う。若い人たちが中国語を勉強してゐる人が最近たくさんゐるわけですね。そういう人たちが積極的にやつてやろうといふ意欲を持つてゐるのですから、それに対して、かかった実費だとか多少の食事代ぐらゐを出すといふことをしていただかないか、という悲劇は後を絶たないと思ふのですけれども、どう考へてしようか。

○小沢国務大臣 あの痛ましい事件は、語学の問題以外にも、いろいろな事情があつたのだらうと思ふのです。しかし、これはまだ家族もいらつしやることでもありますから、余りいろいろの議論は差し控へたいと思ふ。ただ、おっしゃる御意見の中心は、ボランティア活動の方々をできるだけ国としても活用する。国と県と市町村と予算上の措置もある程度考へて、そして、それらのボランティアの方々の能力をできるだけ活用していただろう。和田さん以来、皆さんからもそういう御意見がございします。これは大変いいことだと思ひますので、私も十分検討させていただきますと思ひます。

○田中(美)委員 その点、ただ精神的にやるだけでなく、物として具体的な援助をぜひお願いしたいと思ひます。

次に、いまいろいろ問題があるとおっしゃいましたが、確かに同じ家に二世帯が住んでゐますと、どんなに仲のいいきょうだいでなくても、一時的に帰国にしても、住む所を身寄りだけに任せないで、愛知県の場合なんかですと、二Kに三人家族が住んでゐるところに里帰りしてきてゐるところがあるのです。三人住んでゐる、そこ

へまた三人来るわけですね。これは一時帰国ですから永遠に帰るわけではないわけですね。二Kの家に六人も住むということでは大変なわけですね。そういう意味で、身寄りの家が非常に狭い場合は、半年の間の間ですから、本人の希望があれば施設なり何かを開放して近所に住めるようにして、そして行き来ができるようにしていただく人間関係がうまくいくのではないかと私は思うのです。

先ほど、ちょっとお話ししましたけれども、名古屋に大橋満男さんという方がいらつしやるのです。この方は日中友好協会の方で、一生懸命になって、こうした人たちの世話に飛び回っているわけですね。こういうのが昨年も新聞に大きく報道されました。善意の通訳奉仕などという形で報道されているのです。こういう方は通訳もやるし、そして住宅などもお世話をしようとしているわけですね。やはりそれは費用もかかるわけですね。そういう点で希望があったときには、常識で考えたらわかると思うのです。大きな家で離れもあるとか、そういう家ならいいわけですね。いまのような大都会の中では小さい家で、小さいから親子、夫婦でさえけんかが多くなるという状態にあるわけですね。そこへ一日、二日ならいいですが、半年なりということになると問題が起きるわけですね。そしてそういう点でも、施設がなければどこに入った場合合には、その住宅の補助とか、そういうものなどを考えていただけないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○河野(義)政府委員 一時帰国者を受け入れるに、つきましては、従来から受け入れ先あるいは市町村、都道府県と十分緊密な連絡をとりましてやっておるわけですが、中には、いまおっしゃるように、受け入れ先の住宅事情からなかなかむずかしい問題が起きるというケースもないわけではないと思います。しかし、そういう問題につきましても、できるだけ市町村、県と相談いたしまして解決の方法を見出すべく検討したいとい

うふうに考えております。

○田中(美)委員 何といつても私は、里帰り、一時帰国の人にしては帰還する人にしては、最初の半年が大事だと思うのですよ。半年たつと少し日本は状態というものがわかるわけですね。でも、全くなりのあれも違いますが、社会に対する考え方も違ってくるわけですね。こういう人が半年というのは、やはり何かあると思うのです。そのときが大事なわけですから、そのときに一日も早く日本の社会に溶け込むように、一日も早く周りの人たちに理解できるように、ここに手厚くする。ですから私は永遠に住宅を補助し、永遠にと、こういうふうに行っているのではないかと、せめて半年、一年の間というものは国が手厚くあれしてあげるといふことが、結局、国と国との誤解を生ずるような事件を起こさなくて済むことだといふふうに思っていますので、この点をぜひ十分に検討して、早急にしていただきたいというふうに思います。大臣、よろしいですね。

○河野(義)政府委員 いまのお話は、永住帰国される方につきまして、まず日本の生活に入られる場合に一番問題は、いろんな人間関係を考えた場合に住宅の確保というところは重要なことだといふふうなお話でございますが、私も同様と考えております。都道府県、市町村、受け入れ先、そういうところとも十分相談をいたしまして、住宅に対する手当を考えていきたい。中には、住宅の必要なものにつきまして公営住宅を割り当て、そういうケースもあるわけでございますが、それぞれのケースについて最も適切な方法を見出していきたい、かように考えております。

○田中(美)委員 では、次に特別弔慰金の問題についてです。この特別弔慰金は昭和四十年と五十年に二回ほど支給されているわけですね。これを支給した趣旨というものはどういふものだったのか、もう一度ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○河野(義)政府委員 特別弔慰金につきましては、戦後二十年を迎えまして、その時期に遺族年

金の受給者がいない、きょうだいとかそういう方々の遺族に對しまして、お灯明料としまして特別弔慰金を支給したわけでございます。それからまた三十年目、そういう時期を区切りまして特別弔慰金を支給していただくわけでございます。一つの時期を切つて、その時点でひとつ国としての弔慰の誠を示したい、こういう制度でございます。

○田中(美)委員 この制度がいい、悪いということをおっしゃるわけではございませんけれども、いままでのあれでいきますと、昭和四十年、五十年です。そうすると、今度は昭和六十年にまた、いまま言われた墓守代というのか灯明代というのか、一応そういうものを出す、これはいいことだと思ふのですけれども、今度六十年になりますと、現在遺族年金をもらっている人、これは私の母ももらっているわけなんですね。現在まだ八十九歳で生きておられますので、いまは遺族年金ももらっているからいいわけですね。しかし、八十九歳で、いつどうなるかというのを、いつも私は恐れているわけなんです。いつ兄のところから連絡があるかという気持ちでいるわけなんですけれども、それは兄が戦死しまして、その兄の遺族年金をもらっているわけなんですね。今度は母が亡くなりますと、そうすると、もう兄の灯明代というのは、それきりでおしまいですね。私どもの兄の亡くなったものというものは、それきりでおしまいになるわけですね。六十年まで待たなければならぬ。これはいま私の事例として話しただけで、こういう方がたくさんあると思うのです。ですから、いま公務扶助料や遺族年金をもらっている方は、私の母のように非常に高齢者が多いというふうに思うのです。

そういう点でちょっとお聞きしたいのですけれども、昭和五十年の四月一日以降、この受給者の数がどれくらい減っているか。ちょっと数をお知らせ願いたいのです。

○河野(義)政府委員 いま、ちょっと資料でざっと計算したわけですが、最近、二年間で大体一万人失権している、こういうような傾向で

ございます。

○田中(美)委員 私が調べた数では約一万八千というふうに出ているのですけれども、これはこの一、二年というものの急激に受給者が減っているというふうに思いますけれども。

○河野(義)政府委員 遺族の方々の高齢化が進みますので、失権される数というのがだんだんふえるというところは事実でございますが、いま、ここにございます資料によりますと、五十年から五十二年、二年間におきまして約一万一千でございます。

○田中(美)委員 それはもう一度、後でちゃんと調べてほしいと思うのですけれども、私の計算では一万八千六百五十五という数なんです。その数が多いということではなくて、常識で考えてもわかりやすいけれども、急激に減ってきているわけなんです。ですから、私はやはり昭和六十年まで待つてはなくて、いま遺族年金、公務扶助料をもらっている人が亡くなった場合には、その時点で弔慰金を出して、そしてそれで終わりで、いふふうにした方が、何年もたつて、六年か七年かたつてから忘れたころに来るといふことよりも、亡くなった時点で弔慰金を出すというふうに考えた方がいふふうにはないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○河野(義)政府委員 この制度ができましたのは戦後二十年の時期、昭和四十年が第一回でございます。特別弔慰金というものは年金と違っていて、毎年あるいは毎月支給される性質のものではないわけでございます。ある一定の時期を区切りまして、国が、その年金受給者である遺族以外の遺族に對しまして弔慰の誠を示そうということとで発足したわけでございます。時期を切つてやるといふことも大きな意義があったわけでございます。それが十年ごとということになっておるわけで、現実には十年、二十年あるいは三十年というところでございますので、現在は十年という時点で特別弔慰金が支給されておるわけでございます。したがって、そういう趣旨でできた制度でございますので、失権されることに特別弔慰金を支

給するといふに制度を変えるといふことは、この制度ができた趣旨から考えても非常に無理があるのではなからうか、こういうふうに考えております。

○田中(美)委員 この制度をつくった趣旨からと言へば、趣旨からすれば、これは灯明代で便宜上十年ごとというふうな決めたのであつて、余りこれに固執する必要はないんじゃないですか。現実私に私の例で言いますと母がもつています。母が亡くなりましたと、もう兄は六十です、この灯明代をもらう人も高齢化してきていますね。それで、恐らく御存じだと思ひますけれども、日本遺族会の方たちがこれを非常に大きく要求していらつしやるんですよ。ですから、もたえる資格のある人も高齢化してきていますので、また、こんなに長くあれしてしまふと、その人も今度いなくなつてしまふわけですね。それだけ国が節約できるという考え方をされたんでは、むしろ本当の灯明代という趣旨に反するものであつて、もたえる人がもう高齢化しているわけですからね。

そういう点から考えて、私としては、やはり変わつてきているわけですから、十年ごとだ、十年ごとだ、それが趣旨なんだ、こういうふうな言わないで、生きた人間を対象にしてやつていくわけですし、これを未来永劫に子孫にずっとくるといふものであるならば、もらつていく人の息子、いやその人の孫、曾孫、これもずっと十年ごとにもらつていくというなら、いまの趣旨で私はわかりませんけれども、そうではないわけですからね。ですから、いずれは弔慰金をもらう人はもう日本には一人もいなくなるわけですね。そのもう一人たちが高齢化してきているわけですから、そういう点からすれば、やはり本当にお灯明代だ、国が勝手に息子やきょうだいを連れていつて殺してしまつたんだから、そのお墓に対して灯明、お線香を上げるといふ形で出すならば、やはりその人たちがなげ生きて元気でいるときに出すといふことの方が、国として最後をきつと全うでき

るんじゃないか、そう思うのです。どうせ出すといふものならば、そうして出すべきではないか。いまおつしやつたような最初の趣旨に反するといふ考え方は非常に硬直した考え方だといふふうに思ひます。大臣、いかがでしょうか。

○小沢国務大臣 この特別弔慰金は、実は遺家族に對して公務扶助料というものを毎年毎年相当の増額をしてきておりますので、本来は特別弔慰金制度といふものは考えないでもいいんじゃないかといふことだつたのです。ところが、考えてみまふと、その遺族扶助料をもらえないといふような方もあつたものですから、それと、たとえば親が亡くなつて子供さんが扶助料をもらつていて、ところが、二十になつたんだとどうしようもないこと、そういうようなことも等も考へて、これは十年ごとにずっと継続してやりますという制度じゃないんです。いわば二十年の記念事業で、ひとつお灯明料を差上げようか、それからまた、それが三十周年として考へた場合に、また差上げようかといふことで、実は定期的に十年ごとに差上げますという制度にはなつてない。したがつて、今度は六十年に上げます、特別弔慰金を支給しますと、いまから決まつていくわけでもないのです。で、いろいろ考へ方があるかと思ひます。けれども、やはり国民の生活の程度もずっと向上してきておりますし、それぞれ自分の身内の方々に對して十分ひとつ自分たちの申意を表するといふことは、それはそれぞれで、ひとつもう考へていたでいい時期ではないか、こういうような考へもございいます。

それともう一つは、本日いろいろ御議論がありましたように、遺族年金あるいは援護法の対象にならないような戦争の被害者の方々に、いろいろの特別権力関係だ、ほつて、いまやつておりますことも考へますと、そうこれだけに固執して議論をされるも私も困るのでございまして、あれやこれや考へますと、おつしやることもわかりまふ。しかも考へようによつては、先生はいま亡く

なつて失権したら、その年に出不さい、そして後出さぬでもいいじゃないか、こうおつしやるのですが、どうも、それも特別弔慰金という、いわばおつしやるしていただくという趣旨から見ると、一回やつてもらつて、もう失権者が出たんだから、その年だけやつて後はおつしやるは結構ですといふのも、ちよつとおかしな理屈にもなりまふし、どうもいろいろ特別にこつこつ制度をつくつたがゆえに、またいろいろ議論が出てきますので、そうなりますと新しい制度をつくることに、どうしても国が消極的になるといふようなこともございいますので、御趣旨はよくわかるのですが、いまのところ、もう少しひとつ将来の検討材料ぐらいにしておいていただきたいと思ひます。

○田中(美)委員 後は出さなくてもいいと私は言つておるわけじゃない、十年ごとにいままで出たといふことで、私は遺族会の方たちからの要請を受けたわけですから、遺族の方たちが言われるのと、私のうちが事例として、ちよつとマツチしていたもので、うちが事例を出したわけですが、けれども、遺族会の方たちが、灯明を上げるその人自身が高齢化しているので何十年を待たないといふことを言つていふのであつて、せつかくそういう制度をつくつたわけですから、やはりそれは生きていくわけですし、じや、早いこと死んだ人の方が得したじやないかといふようなことにもなりまふので、日本遺族会の方の要求といふのは、高齢化しているわけですから当然じやないか。ですから亡くなつてから十年後に、そういうことを、もう二度と戦争はしないんだという形で国がお灯明を上げるといふこと、冥福を祈るといふことは、どういふ形でもしていくな問題だといふふうに思ひます。本人がもういなくなつてしまふ。それは、それを本人がもういなくなつてしまふ。そうしますと、あとは子孫で自分は顔を知らない人といふことになつてしまふわけですから、そういう点で私としては日本遺族会の要求といふのは当然ではないかといふふうに思つておつしやるわけですから、ぜひ検討していただきたいと思います。

質問を終わります。

○木野委員長 連合審査会開会申し入れの件についてお諮りいたします。

商工委員会で審査中の特定不況産業安定臨時措置法案について、商工委員会に對し連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時については、関係委員長間で協議の上、公報をもつてお知らせいたしますので、さよう御了承願ひます。

次回は、来る二十二日水曜日午前十時三十分理事會、午前十四時十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後八時十四分散會

社会労働委員会議録第一号中訂正

二ページ二段一六行「山田芳治君紹介」は「多賀谷眞稔君外一名紹介」に訂正する。

同 第二号中正誤

ハ 段行 誤 正  
三 一 二 使て 使つて  
三 二 九 これからまた それからまた  
三 三 末 過去 過去

同 第三号中正訂正

二ページ四段三六行「山田芳治君紹介」は「多賀谷眞稔君外一名紹介」に訂正する。

同 第三号中正誤

ハ 段行 誤 正  
二 二 七 紹介境 紹介  
三 二 七 ちよと ちよと  
三 三 二 労働者 労働者  
三 三 三 とはほとんど とほとんど  
三 三 四 十三都道府県 十三都道府県

同 第三号中正誤

ハ 段行 誤 正  
二 二 七 紹介境 紹介  
三 二 七 ちよと ちよと  
三 三 二 労働者 労働者  
三 三 三 とはほとんど とほとんど  
三 三 四 十三都道府県 十三都道府県

同 第三号中正誤

ハ 段行 誤 正  
二 二 七 紹介境 紹介  
三 二 七 ちよと ちよと  
三 三 二 労働者 労働者  
三 三 三 とはほとんど とほとんど  
三 三 四 十三都道府県 十三都道府県